

午前十時 零分 開会

○議長（清成宣明君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第三号により行います。

日程第一により、一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○一番（長野恭紘君） またしても「いいとこどりのやっちゃん」になってしまいました。六回の一般質問のうち、数えてみましたら三回が初日のトップということで、打率でいえば五割、ソフトボールでもそれぐらい打てればなんと一ことしはだめでしたが一よかったなと思います。「毎朝、君はどこにお参りをしているのかね」と先輩議員から言われましたが、火売神社に毎朝お参りをしております。一番を取りたい方がいらっしゃいましたら、火売神社にお参りをすることをお勧めしたいと思います。三番議員さんまた十四番議員さんが今回もくじを引いてくれたということでございますので、三番、十四番議員さんに感謝を申し上げて、またすべての先輩に感謝を申し上げて、質問をしていきたいと思えます。

今回は、四項目出させていただいております。通告の順に従いまして、一般質問に入っていきたいと思えます。

まず一つ目、「行革と指定管理者制度について」ということではありますが、国のいわゆる三位一体の改革によりまして、今後、別府市を初め地方自治体の財政運営は非常に厳しくなる、これは間違いがございません。今後の別府市の財政運営のあり方と改革に対する取り組みを伺っていきたいというふうに思っております。

先ほどの三位一体改革、これとあわせまして、国は特別交付税措置などを見せながら市町村合併、これも同時に今進んでいるわけでありまして。結果、県内におきましても、それぞれの地域で足並みの乱れというものは若干あるものの、来年から新しい市がたくさん誕生するということになるのだと思えます。また、それぞれの地域の議員さんもこれによりまして選挙があるということで、別府は市町村合併が唯一ないということではありますが、今、各地域の議員さんは来年に向けて選挙の態勢づくりにも忙しいのだというような話も聞かれているわけでありまして。

先ほど申し上げました特別交付税の措置、しかも合併した地域には、合併しなかった場合の普通交付税の十年間分の額を全額保障します、さらにその後の五年間の激変緩和措置、これも講じます。合わせて十五年間の優遇措置というものがとられるわけでありまして。結果として合併しないこの別府市に、この財政的なツケが回ってくるのではないかというふうに私は非常に危惧をしているわけでありましてけれども、今後、三位一体改革また市町村合併等々の影響で市の財政は、きのうの議案質疑の中でも出ましたけれども、どのような推移を見ているのか、簡潔にお答えいただきたいと思えます。

○ 財政課参事（中尾 薫君） お答えいたします。

議員御指摘の三位一体の改革、先月末に国の全体の方針が定められたと新聞報道されておりますが、詳細につきましては、特に三位一体の国庫補助金の方に重点を置かれた議論になりまして、税源移譲並びに地方交付税については、正直な話不透明な部分が多い現状だと思います。また、御指摘のありました広域合併、市町村合併によるいろいろないわゆる誘導措置というものがとられておりまして、その中の一つが、またこれ御指摘がありました普通交付税の算定の十年間、それから五年間の激変緩和措置というものが大きなものでございます。それに合併特例債とかいろいろあるわけでございますが、そのような観点から市の財政状況、これは行政改革の方から見た課題ということになりますが、財政状況につきましては財政課ということになります。

先日もお話しさせていただきましたが、新聞報道等によりますと、国全体の借金は七百兆円ぐらいあるということで、日本全体では一千兆円近い借金があるというふうに言われております。こういう問題につきましては、財政赤字という問題は国、地方を通じて非常な重しになるというふうに行革の方でとらえております。当然国の方としては、地方財政の支出を抑制しようというふうな観点での方策がとられていく。その観点からは地方交付税も総枠抑制というふうな形になっていくというふうを考えております。そういう観点で八月の末に公表いたしました緊急財政再生プランにおきましても、交付税、そのときは内閣府試算で一・七％等々の四年間分の削減を見込んでおりますが、現実問題として昨年も予想以上の交付税の落ちが行われました。本年も十二月末ぐらいに地方財政計画が発表されるようになると思いますが、総務省、財務省との折衝の中で総枠が決まっていくわけですが、その部分を十分注視しながら対策をとっていくことが必要だというふうを考えております。

○ 一番（長野恭紘君） 三位一体改革については、まだ三位の中でも一つのこと、補助金のことしかなかなか、幾ら削減するかとかそういった議論で、あとの二つ、地方に幾ら税源移譲するかとか、そういう一番大事な部分が置き去りにされている議論がされているわけでありまして、なかなか今の段階では不透明な部分が多いと思います。しかしながら、市の方も財政再生プランそして行革大綱、それに基づく推進計画というものを随時いたしているわけでありまして、また具体的な数字が出ましたら教えていただきたいというふうに思っておりますが、先ほど申し上げた行革大綱また推進計画、これが発表されたわけでありまして、たくさんの項目から成っておりますけれども、今回は特にテーマに上げました公の施設の管理運営についてお尋ねをしていきたいというふうに思っております。

大綱と推進計画にも明記されている民間活力の導入及び推進、また第三セクター等の見直しと運営の改善について、進捗状況と今後の目標について。またこれも大枠で結構ですので、お答えいただきたいと思っております。細かいところは指定管理者でお聞きしたいと思

ますので、お願いします。

○財政課参事（中尾 薫君） お答えいたします。

議員も御指摘がございましたが、行政改革大綱に基づく推進計画、七つの重点課題に八十四の項目の推進、今後五年間の推進計画を八月末に公表させていただいております。その中でも民間活力導入の部分につきまして、清掃、いろんな部分につきまして挙げているわけでございます。推進計画に基づいて例えば民間活力の導入でございますが、清掃の部分については、平成十八年度からの一部民間活力導入を含めて現在、関係機関と協議が進んでいるというふうに把握してございます。また、公の施設の部分につきましても、十八年度指定管理者制度導入ということで計画に上げているわけでございまして、それもうちの方で、行革室で関係する部分の三セクの方と、現在そういう方向にあるということで意見交換をしているようなところでございます。

○一番（長野恭紘君） 現在進んでいるというふうに理解をしておりますけれども、これも後々なれ合いにならないように、絵にかいたもちにならないように、しっかりとこれは進めていっていただきというふうに思います。

また、そのことを頭に入れて次の項の質問に入りますが、平成十五年六月に地方自治法の一部改正がございました。それが指定管理者制度の導入ということでありますけれども、確認のために指定管理者制度、この内容について御説明いただきます。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

御指摘のように平成十五年六月十三日に地方自治法が一部改正され、公の施設の管理についての指定管理者制度の導入事項が、平成十五年九月二日に施行されております。現在、管理委託をすでに行っている公の施設につきましては、経過措置として三年の間に指定管理者制度への移行が認められております。よって、平成十八年九月一日までには導入するという事になっております。しかし、新規の開設する公の施設につきましては経過措置がございませんので、当然、開設当初から改正された自治法のもとでの管理ということになります。

制度の内容でございますけれども、これまでは市民サービスの提供の拠点であります公の施設につきましては、従来直営かまたは公共団体、公共的団体等に限定して任せることができたのでございますけれども、その範囲を拡大しまして民間企業、NPO等の民間団体も参入できるようになるということでもあります。

○一番（長野恭紘君） 今まででは地方自治体の出資法人・第三セクターのみにこの公の施設の管理委託しかできなかったというようなことでありますが、今後は企業またNPO、またボランティアグループ、このようなところにも委託管理が可能になるということでもあります。平成十八年九月一日からということではありますが、現実的に考えれば平成十八年三月三十一日末、四月一日がスタートということになるのかなというふうに思っております。

す。大分県議会におきましても、この十二月議会に条例の改正を行って、順次この指定管理者に移行していくというような報道もなされたばかりであります。別府市としては、この指定管理者移行へのスケジュールがあると思えますけれども、この点についてはどのようなスケジュールをとっていらっしゃるのでしょうか。簡潔に、すみません、お答えをいただきたいと思えます。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

まず、これまでの取り組み状況を簡単に言いますと、五月に指定管理者制度に向けての検討委員会の体制ということで、総務課長をグループ長とします十五名の関係課長から成りますスタッフ会議を設置いたしました。そのスタッフ会議をもとに各課の実務担当者によりますワーキンググループ、これも設置しております。これまでに、六回の検討会議を開催しております。

それから、今後のスケジュールということでございますが、現在は通則条例という形の指定管理者制度にかかる手続き条例案という形の制定準備を進めております。通則条例については、来年の三月議会の市議会において審議をお願いしたいというふうに思っております。また、指定管理者制度の推進案の作成とか選考基準や個人の個人保護条例、こういう関係部分についても現在調整作業に入っております。十七年度に入りますと、現行委託団体との協議・調整、各施設ごとの条例改正の議案の作成、それから六月議会の条例改正、それから指定管理者制度の公募の選定等の準備の流れの中で、最終的には十二月の市議会での指定管理者の指定審議というところのスケジュールを今のところ予定しております。

○一番（長野恭紘君） 来年の三月にその条例が出るということで、万全の体制で臨んでいただきたいというふうにお願いをしておきます。

管理委託、指定管理者、この相違点としましては、今、次長が御説明いただいたとおりであります。契約という観点から管理の代行というもので、これが大きな相違点かなというふうに思えますけれども、使用の取り消しとか許可、こういったものも指定管理者のもとでは行えるということになりました。そしてこれが最大のポイントになると思えますけれども、すでに管理委託をしている場合は、条例の施行までに指定管理者にするか直営にするか決めなくてはいけない、また新設のもの、既存の施設を期限の更新等でゆだね直す場合は、ゆだねる時点から指定管理者にするか直営にするか決めなくてはならないということになります。すでに別府市が委託管理をしている施設がたくさんあると思えます。先般、担当課から資料をいただいて、私も今委託先の資料一覧を見させていただきました。その中で自治会でありますとか学校法人、こういったものを除くそのほとんどが別府市総合振興センターに委託をされております。私も振興センターの理事を今させていただいておりますけれども、指定管理者制度の導入があれば、なぜ振興センターにならなくてはならないのか。この大枠がつまりは外されることになるわけでありまして。ということは、振

興センター自体の存在というものも今後大きな焦点の一つになってくるんじゃないかなというふうに私は考えます。独自事業と受託事業、それぞれありますけれども、受託事業の方がウエートが大きいというか、事業の部門も大変大きいわけでありまして、必然的に振興センターの存在の議論ということにもなるのではないかと思います。

今後、振興センターの方もさらなる経営の努力をしていただかなくてはなりませんし、そう思いますけれども、現在、振興センターへ委託をしている事業について、これを限定してお尋ねしたいと思いますが、市は今後どのようなお考えのもとで考えていらっしゃるのか、これをお答えいただきたいと思います。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

現在、振興センターに委託している部分でございますけれども、主にスポーツ施設や温泉施設の三十四の施設を委託しております。現在、各所管課におきまして委託している各施設の概要調書の作成とか施設の現況調査をしております。今後、その結果をもとにスタッフ会議の検討とか政策企画会議等で審議しまして、指定管理者制度に向けての市の方針という部分を決定したいというふうに思っております。

それから、第三セクターの見直しにつきましては、行革大綱の方でも経営改善の計画の策定というような御指摘を受けておりますので、長期的な展望に立った経営改善についての協議を今後も進めていきたいというふうに思っております。

○一番（長野恭紘君） 個々の施設について条例の改正をした後に公募をかけるようになると思うんですけれども、それぞれ施設のいろいろな性質上、公募条件が当然変わってくるということになると思います。それぞれの公募条件が出てくる中において時間もかかりますし、また現在、振興センターで働いている従業員の方々の処遇等々、これは別府市だけではなくて、すでに指定管理者がスタートしている市区町村にあっても――都道府県も入れてでありますけれども――非常にこの処遇問題というのは一つの焦点になっていることはわかっておりますけれども、しかし、この部分を抜きにしては行財政構造改革というものができない。つまりは行革大綱を出されたもの、また推進計画にのっとって推進をしようとしたときに大きなこれが一つの焦点ということになるのではないかと思いますので、この点についてはよくよく研究をしていただきたいというふうに思っております。

資料をまたいただきまして、振興センターの決算等々を見てみますと、庁舎食堂の「スワン」、これもあわせて別府市が約三億円の委託金を支払って振興センターに事業をお願いしているということでありまして。この三億円という金額が大きい小さいかということが、意見の分かれるところでありまして、民間の企業であれば、もしかしたらもっと安く、そしてサービスも向上できるということもあるのは、私は確実であると思います。地元企業の育成等々にとりましても、これは指定管理者というのは一つの大きなビジネスチャンスととらえることもできるのではないかとこのふうにも思っておりますし、当然行

政としてもそういう観点も頭の中に入れて今後取り組んでいただきたいというふうに思っております。

全国で指定管理者制度を導入した約二百の施設のうち公募したものが七七%、非公募のものが二三%という調査結果も出ております。非公募のものに関しましては、施設の性格上、地元の自治体や特定の団体でなければ管理が難しいものが含まれておりますので、当然これは理解ができるところでありますけれども、例えば地元公民館や公園といったものが当然この中に含まれます。公募七七%のうち、分母を百とした場合に、業種の制限があるものが一四%、業種の制限がないですよというものが八六%であります。同じく所在地に制限を設けたものが四五%、どこでもいいですよ、所在地限定しませんよというものが五五%であります。恐らく今後、指定管理者を導入する自治体も似たような数字になるのかなというふうに思っておりますけれども、別府市としては、先ほども申し上げましたように、指定管理者制度導入の際には地元企業に、できるものは地元任せ、そして愛着を持ってやっていただく。こういう観点は、私は忘れるべきではないというふうに思います。

先ほど御紹介したこの二百の施設のうち二五%が財団法人、二二%が社会福祉法人、一三%が先ほど申し上げた公民館であるとかそういったところでありますが、中期住民施設、そして一二%がNPO法人ということになっております。実際に民間企業に指定されたものは一三%にすぎないという、この二百のうちの調査結果も出ているわけでありまして。確かに地元企業にとってはなかなかその規模に沿わないもの、なかなか大きくて一社で単独ではできないというようなものもたくさん含まれているとは思いますが、その中でもコンソーシアム方式という方式があります。もう御存じだと思いますけれども、建設でいうところのジョイントベンチャー、JV方式と言えばおわかりになるのではないかなというふうに思います。一つの企業でできないものは何社かの複合企業体で、それで管理できるものは地元のものに地元任せにさせていただきたい。これは地元の企業の方々の切実な願いではないかなというふうに私は思っておりますので、積極的にこのコンソーシアム方式、この方式を採用しての指定を進めるべきだと思いますけれども、担当課としてはどのようなお考えをお持ちでしょうか、お答えください。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

先ほど振興センターの三十四の委託ということでありますけれども、金額的には二億八千三百万程度だったというふうに記憶しております。

それから、公募の件でございますけれども、すでに指定管理者制度を導入している市町村では……（発言する者あり）ああ、そうですか、すみません。いや、先ほどの件は、「スワン」を含めて三億という形ですね、はい。（発言する者あり）はい。

それでは、続けさせていただきます。すでに指定管理者制度を導入している市町村を見

ますと、議員御指摘のようにいろんなパターンがあるようです。自治会や設立趣旨に沿いました公募になじまないような部分については除きまして、全部原則的には広く公募しているというふうになっております。また応募資格につきましても、公募する際には各施設ごとに指定管理者制度の募集要綱というふうなことを定めまして、その中で個々の施設の管理運営を幅広い分野において、人材ノウハウというような部分を求めるということになるかと思えます。本市においても地域の民間事業者、NPO、それからその他団体というような複数の組織が公募に応募するというふうに考えておりますので、遺漏のないように、応募できるようなシステムというふうに考えたいというふうに思っております。

○一番（長野恭紘君） 先ほどの点についても、十分配慮していただけるものと私は理解をいたしたいと思えます。

それぞれに性格上、全部公募の条件が違ってきます。そして調べましたら、これは全国一律のある程度の規定というものもございません。ということは、確かにリスクの配分の問題、もしも何か起こったときには、どこまで、どちらが、行政か、それが委託先か、どちらがリスクをどれだけ負うかというようなそういう問題も当然出てくるわけでありましてけれども、しかしながら、公募をかけるときに公募の条件をつくるのは別府市であります。別府市の中で公募条件をつくる時に、私も注意してこれは見ていきたいなというふうに思っておりますし、さらには事後チェック機能の整備、事後評価制度の導入等々、まだこれからもしなければいけないこと、委託管理をした後しなければいけないこともたくさん残っているわけでありましてから、この点十分注意をして、すばらしい別府独自の指定管理者制度に移行をしていただきたいと思いますし、次の項の質問に入りたいと思えます。

次に、公園行政についてであります。

市内には大小合わせてたくさんの公園があるわけでありまして、市民の皆さんに大変喜んでいただいているものと私も思っております。過去の議会の中でも、一般質問の中でたびたび出てきておりますけれども、利用の仕方や活用がうまくいってないばかりに、すばらしい公園でありながらなかなか利活用ができていない、もったいないなというふうに思うことがしばしばございます。私はずっとお山の方に住んでおりまして、小倉に住んでおりますけれども、近くには地獄地帯公園、そしてちょっと下に下っていきますと南立石公園、二つございます。地獄地帯公園の方は、私も小さい子供がいますし、散歩に行きますと、散歩に行くというよりも車に乗ってもう行けないのですね。車に乗っていくと駐車場がない。非常に家族連れの方々にぎわっている。中には弁当持参で、何と云うのですか、「ござ」と言ったらちょっと古いのですが、シートを広げて家族でお弁当を食べているような、そういうほほえましい光景も見られます。一方の南立石公園であります、個人的には私は非常に利用頻度も高い、気分転換をするにはもってこいの場所だなというふうに思えます。位置づけとしては植物公園という位置づけでつくられていると思えますし、

またウォーキングの方や、またジョギングをされている方、それから犬の散歩等々の方が利用されておりますけれども、それにしても非常に利用頻度としてはまだもったいないな、されていないのではないかなというふうに思います。

そういうことを頭に置きながら、まず初めに公園全体にかかる年間の維持管理費用、それから特に南立石公園に関する費用というのはどれぐらいかかっているのか、お答えいただきたいと思います。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

現在、市内には百五十一カ所の公園がございます。その維持管理に要する費用ですけれども、植栽関係それから園内の清掃関係が主なもので、委託業務費が年間七千五十三万八千円程度でございます。また、その中で南立石関係の維持管理費用といたしましては、年間約六百五十八万円でございます。

○一番（長野恭紘君） 大体七千万かかっているうちの一割弱ですね、六百五十万円が南立石公園に関する維持管理費ということだと思いますが、また南立石公園のすぐ隣には来年度に、これはもう今建設が着々と進んでおりますけれども、西部児童館――また鶴見保育所もこの中に入るわけでありまして、――の建設が進んでいる。来年にはオープンをするということでありまして、今後は、この南立石公園がすぐ横にありまして、橋も通っておりますし、たびたびこの公園を利用してくれるものだというふうに思いますが、利用してほしいとは思っておりますけれども、一つ非常に気になっていることがございます。今行かれたらわかりますが、冬の間というのは、非常に大きな公園の中でありまして小川というか、人工的につくられた川が二手に分かれてずっと支流に延びていって、また返っているような小川が流れていると思うのですが、その小川の中に、冬の間はにおいがしませんから余り目立たないのですが、アオミドロがずっとこう、ものすごくびっちり底にたまっているのです。恐らく前のときにもこのアオミドロの問題というのは出てきたと思います。これは衛生上非常によくないものだと思いますし、もし子供がその中で知らずに、親の目を盗んでというか、親の目から離れて水遊びをしたりとか、その中でちょっと何か物を取ったりとかされたときに、これは衛生上非常に問題があるのではないかなというふうに思います。この問題をまず早期に決着をしていただきたいと思っておりますけれども、この公園内のアオミドロの除去の対策というのは、今後どのようなお考えをお持ちなのでしょうか。よろしくをお願いします。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

今、議員さん御指摘の南立石公園の池でございますが、延長が大体六百メートルございます。そしてこの水につきましては、井戸を掘りまして、それを循環させている関係上、温度が少し高いものですから、暑い夏の時期にアオミドロの発生が多いのではないかと考えております。それにつきましては、夏までには公園課の方で掃除をする計画にしております。

ます。

○一番（長野恭紘君） もう夏までに除去していただけると、約束をしていただいたものと思います。早急にですね、もう西部児童館の開園というのですか、鶴見保育所の開園ももう間近に迫っておりますので、早急に、なるだけ早い時期に除去をお願いしたいというふうに思います。

このアオミドロの対策が済んだ後に、私は先ほど申し上げたように、もう少しこの南立石公園、すばらしい公園にもかかわらず利活用の問題でなかなかされていないというふうに思っておりますけれども、インターネットで公園のことをいろいろ調べておりますと、キーワードの中に「公園」、これから説明しますけれども、「蛭」、この二つのキーワードをぼんと入れて検索してみますと、「公園」、「蛭」、「蛭公園」というような名称で全国各地に蛭を公園に繁殖させて、一つの、観光スポットとまではいきませんが、一つの憩いの場として市民の皆さん、また場合によっては観光客の皆さんもたくさん来ていただけるものと思いますが、そういう新しい取り組みをされている市町村、自治体が全国にはたくさんあるということ、私はこうやって見ているうちに気がついたわけでありまして。

考えてみますと、植物公園でありますし、小川も流れております。先ほど言った循環式であるがゆえに、一回流れた水がもう一回もとに戻って流れ直すという性質上、なかなか問題はあるのかなというふうに思っておりましたが、循環式の公園の中にも蛭が生息している、そういう取り組みをして生息をしている公園というのも全国にたくさんあるんですね。だから別府市もこれができないわけではないのではないかなというふうに思いますし、また一つの特徴ある公園、利用していただく、活用していただく公園というふうに考えたときに、この蛭公園構想というのが非常に私はいいのではないかなというふうに思います。また、過去にも別府市の方がこういう蛭公園を目指してちょっと試験的にやったというような情報も若干つかんでおりますし、先ほど言った指定管理者制度の問題もあります。別府市がすべてこれを主導でやるのではなくて、いずれにしろ指定管理者制度の中にこの南立石公園も私は含まれるだろうというふうに思っておりますので、またその指定管理者制度の導入等もにらみながら、別府市とまた指定先の、一つの企業になるかわかりませんが、そういうところと協力をしてやっていくというような、私は一つ夢を持っているのですけれども、そのような考えについて担当課としてどのようにお考えをお持ちでしょうか、お答えください。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

貴重な御提言をいただきまして、ありがとうございます。今、議員さんが言われましたように、公園は南立石公園、都市緑化植物園といった機能を持った公園ではありますけれども、それ以上にもっと利用してもらうために特色のある公園づくりをしてはどうかという御質問でございます。先ほど言われました指定管理者制度の導入等も含めまして、今後、

先ほど議員さんの言われた蛭の公園がいいのか、いろいろなことを参考にさせていただきながら研究させていただきたいと思っております。

○一番（長野恭紘君） やはり一番は利用してもらい、活用してもらいということだと思います。お金をもらってどうこうというような施設ではありませんし、当然市民に喜んでいただいて、また観光客の方が、こういう公園があるらしいよ、行ってみようよと行って来ていただければ、それはそれで私はすばらしいのではないかなというふうに思います。今後、いろいろな研究を重ねていただいて、私も全力でお手伝いをしたいと思いますので、私も頑張りますが、担当課としてはこういう努力もしていただきたいというふうをお願いをして、この項の質問を終わりたいと思います。

続きまして、三項目の「観光戦略会議の提言を受けて」というところに入りたいと思います。

先般、観光推進戦略会議――これが正式な名前なのでしょうが――より、別府観光推進策に関する答申、提言書が出されました。この観光推進戦略会議は、浜田市政の目玉とも言うべきものであると思いますが、この提言は今後別府市の観光推進戦略の中にどのように組み込まれていくのでしょうか。どのような位置づけとなるのでしょうか。まずその点についてお伺いしたいと思います。

○観光課長（溝口広海君） お答えいたします。

本市の観光再生のため、その基本方針となるような観光戦略を作成しまして答申をしてもらいたいという市長の願いから戦略会議が立ち上がりまして、本年の九月二十八日に答申がなされました。現在はその提言の内容を逐次各課で予算要求の時期に合わせまして、事業反映のできるものを検討しておる段階でございます。集約できましたら、戦略本部で行政運営にどう生かしていくかを検討するという手順になっておりますので、簡単に言いますと、可能なものは対応していくということになるかと考えております。行政運営の基本は、別府市の総合基本計画の年次的な推進にあり、提言を融合させて進んでいくことになるかと考えております。

○一番（長野恭紘君） 確かに従来より存在いたします総合基本計画、これとの整合性と申しますか、優先順位等の問題において、もしかしたら矛盾を生ずるおそれがあるかもしれませんし、その整合性をこれから図っていくということだと思えます。戦略会議のこの提言と基本計画のいいとこどりを今後していくというようなところで理解できるのかなというふうに思いますが、大変たくさん内容から成っておりますこの提言書、私も何度も何度もこの内容について読み返してまいりました。

その中で気になったことのみ焦点を絞って質問をしていきますけれども、まず提言書の冒頭に、「初めに」というところに、ONSEN・ツーリズムについての説明がありまして、「都市計画、まちづくり、健康づくり、福祉と医療などの幅広い観点から観光振興

につながるすべての課題について議論を重ねてきました」というふうに書いてあります。そして次に、ONSEN・ツーリズムの五つの大きな柱としていろいろ書いてあるのでありますけれども、この五つの柱を見てみますと、時間の関係で読むことは割愛しますけれども、この五つの柱だけでもうすべてが網羅されているなという思いはしますけれども、逆にちょっとひとつ心配なのは、今まで観光課がやってきた仕事、しかしこれから観光ツーリズム、観光戦略本部の中でやっていく仕事というのが、どうもぐちゃぐちゃというか、何かこう、一つのまとまったものではなくて何かそれぞれがばらばらにやっている、やっていこうとしているのではないかなというようなちょっと危惧を抱くのですけれども、今後、観光課ではなくて戦略本部が中心的な役割を果たしてこのツーリズムを行っていくというふうに思っておりますけれども、今後の観光推進のための組織、それから戦略、それから具体的な機構について、今現在思っていることで結構ですので、参事でも課長でも、お答えいただける方はお答えいただきたいと思います。参事。（笑声）

○観光経済部参事（山川浩平君） 御指名ですので、お答えをいたしたいと思います。

機構の内容については、担当の課長の方から何度か御説明していると思っておりますけれども、ツーリズム推進局が、一口に言いますと設置をされるということで、その組織が、今御指摘がありましたように、現在は観光行政は観光課が中心にやっておりますけれども、市長の思いとしては、観光課だけがツーリズムを推進していたのでは市全体としてのツーリズムの推進ができないということで、いわゆる横串的に連携ができる部署を極力集めた組織をつくらうというのがツーリズム推進局で、現在想定されているのが、観光課を中心にしましてまちづくり推進室、それから温泉課、国際交流課というふうになっておりますので、その四課が窓口になりまして、いろんな部・課と連携しながらツーリズムを推進していくというふうになると思っておりますけれども、御提言がありましたので、その提言の最終的な方向づけについてはあくまでも、戦略本部というのがございますので、そちらの方で具体的に今、先ほど申し上げましたように、市としての政策にどう反映させていくかということは検討していく。ただそういう推進局は、それもあわせて整理をしながら独自の「ONSEN・ツーリズム」という掲げ方をしておりますので、その柱になるものをどう具体的に推進していくかということを検討していくということになりますので、いわゆる二本立てになるのかなという気はいたしております。

○一番（長野恭紘君） 個々の政策というか、推進していくという中では、中心になる課があって、そして全庁的にこれをやっていくのだということで、私の中では理解はしたのですけれども、「ONSEN・ツーリズム」という言葉がどうもひとり歩きをされていて、ツーリズムというもののの中ですべてをやっていく、つまり観光課が今までやってきたこともそのツーリズムの中にも入るし、当然「ツーリズム」という名のもとに観光課がやってきたことを肩がわりするのではなくて、全庁的にその「ツーリズム」という言葉で観光の

推進を図るのですよということで、参事、これはよろしいですね、頭の中。はい。

わかりました。そういうことで理解をしたいと思いますけれども、次に提言の内容、これを全体的に見てみまして、提言は緊急の課題、中期、それから長期、この三つのプロジェクトに分かれております。その内容を見ていくと、非常にまちづくり、それからレトロというものに特化した内容になっているなというふうに率直に感じました。最近は「路地裏散歩」や「レトロツアー」などが別府でも非常に話題を呼んでおりますし、私も実際に参加をさせていただいたことがあります。古きよき別府の歴史、それから文化を再生したり保護したりするという事は重要なことであります。

しかし、ここで注意しなければいけないのは、レトロだけではイメージづくりとして、別府のソフトイメージづくりとして非常にこれは重要でありますし、お客さんもある程度は呼べるのかなというふうに私は思っておりますけれども、それだけで別府観光の再生のこれは主役になることというのはできない。むしろ幾つものものが重なった中で、別府にはレトロなものもあるのだよ、こういうとらえ方をした方がいいのではないかなということに私は思うわけであります。内容が広範多岐にわたっておりますし、実行に移すためにはまず優先順位をつけることが必要になると思われまます。私は、むしろレトロはレトロとして、しかしスポーツ観光の一層の推進でありますとか人材の育成などに力を入れるべきだなというふうに考えてまいりました。レトロな部分とのバランスをどのように考えて実行に移していきたいのかということをお尋ねしたいと思えます。

○観光課長（溝口広海君） お答えいたします。

一番議員御指摘のように、観光立市であります本市では、観光資源のベースは温泉と観光施設というレジャー依存型の観光だというふうに考えております。レトロ文化は、付加価値としては非常にいいものがあるというふうな要因があるというふうに考えております。したがって、今後も温泉資源を基本といたしまして観光振興策を図っていくべきだろうと。特にスポーツ観光の振興やボランティアガイドを含めました人材育成につきましても重要であると考え、今後の取り組みに重点を置いてまいりたいというふうに考えております。

○一番（長野恭紘君） スポーツ観光の件は、私は九月議会の中でも、一般質問の中でお尋ねをしました。実際には実相寺に人工芝を敷いて、それだけでもキャンプ等々の誘致にかなり全国的に集まってまいりますよという提言をさせていただきました。この件については、またこれ以降の議会の中で一般質問をしていきたいというふうに思っておりますけれども、まず、本当に今言われたようにレトロ。レトロというのは私は否定するわけではないのです。非常に私もすばらしいものだと思うのですが、それだけが主役になってはいけません。そのバランスは、山川参事以下が中心になって図っていただければいいのだらうなというふうに思いますので、その点十分に頭に置いて今後観光策の推進をお願いした

いと思います。

話はちょっと変わりますけれども、先日、広島で船乗りをしております私のおじが、久しぶりに電車に乗って別府に戻ってまいりました。そのおじが改札口を出て、もう何十年ぶりかの別府だったので、ちょっと駅の周辺を見て回ろうということで、駅の周辺をぶらぶらと歩いていたら、いきなり腕をがっかつかまれて、「お客さん、今から泊まるのでしよう。私が紹介するから。いいとこ、旅館あるよ」。ちょっとこわもての、結構ドスのきいた声で「おれが紹介するから」。おれのことを聞けと言わんばかりにいわゆる客引きです。客引きの方が声をかけてきた。また周りを見ますとというか、ぱっと横を見たら、同じように改札口をおりたお客さんに同じようにタクシーの運転手の方がプップーと後ろから、ひどい場合はクラクションを鳴らして、プップップーと鳴らして、腕はつかみませんけれども、「ちょっとちょっと、お客さん」と言ってパンフレットを中からぱっと出して、うちだったらこれだけ安いというような感じで、いわゆるこれも客引きであります。こういうふうなことが、もう本当に残念なことでありますが、いまだにこの別府市の中で起きているということを私は非常に残念に思いますし、何よりも久しぶりに別府に帰ってきた私のおじは、「別府はまだこんなことをやっておるのか。こんなことでは別府は、いつまでたってもよくならんわな」というふうに非常に残念がっておりました。そのおじの言葉が、恐らく観光客の皆さん方も共通の認識を持ってとらえていらっしゃるのではないかなというふうに思います。

先般、私は視察に行ってきたして、これは海岸整備の視察でありましたけれども、海岸モニター制度というモニター制度がありました。このモニター制度は海岸整備だけではなくて、例えば観光モニター制度というものをつくって、日常的にこういうことが行われているのでしょから、名前は伏せて、これは匿名でもいいと思うのです、匿名にして委嘱をする。委嘱をした人は別府駅、またその近辺のところを常に歩いて監視というか、見ることができる人。その人がそういうものを見かけたときには別府市に、どここの人だったというのがわかれば通報を市役所の方にしてもらって、そういうのを条例をつくるということも含めた、そういう総合的な客引きの対策というものが必要ではないのかな。残念なのは、観光戦略会議の提言書の中にもそういう客引き対策というようなものが一切言葉としては出てきませんでした。私は、お金を使うよりも、まずこういう別府のイメージを大切につくる、もう一回やり直すという意味でも、この客引き対策というのはいまだに解決されていないというのは問題があるのではないかなというふうに思っておりますが、今後の別府市としての取り組みはどのようにお考えでしょうか、お答えください。

○観光課長（溝口広海君） お答えをいたします。

一番議員御指摘のように、これまで客引き問題につきましては、本議会でもかなり議論されてまいりました。観光課の方でも客引き対策防止協議会という組織の中で現在取り組

んでおりますが、これまでいろんな経過がございますが、十一月に、最近では対策防止協議会を開催させていただきまして、JRそれからタクシー協、観光協会、いろんな関係者の方々が集まっております。今後、来年四月に別府駅のリニューアルに向けての工事を含めまして、総合案内所というものを設置し、その中でタクシーの案内ができるような方向で現在協議をさせていただいております。また細かい詰めにつきましても、専門部会の方で今後詰めていきまして、来春の四月にはある一定の方向性ができて、よい方向に進むのではないかとというのが現状でございます。

また、条例の問題につきましても、これまでもいろいろ検討させていただきましたが、一部県条例あたりで設置しております。その条例の準用といいますか、準拠して対策をしてきているという状況でございます。そういう状況でございますので、来春にはある程度の方向性が見えるというふうに考えてございます。

○観光経済部参事（山川浩平君） この点については、ちょっと補足して御説明をさせていただきたいと思っております。

条例の件につきましては、今、課長から申し上げましたように、市では武蔵野市、東京では設置しているところがありますけれども、これは罰則規定はございませんので、なかなか実効性が薄いということで、適用されたことはないという話を聞いております。したがって、各県とも県条例を準拠しながら適用していくということになっているようですけれども、大分県でも県警の方に確認しましたところ、これを適用した例はないということで、なぜかといいますと、それは現行犯でなければ現実的に対応できないということで、過去一度そういう対応をしたことがあります。現行犯というのはもう非常に難しいということで、そういう回答をいただいております。したがって、将来的にはどうかということになりますと、県条例を、そういう適用の必要があれば県条例を準拠しながらというふうに考えていきたいと思っております。

それと、四月一日にはJRが全面リニューアルしますので、周辺環境整備というのを私どもが一番念頭に置いて今動いておりますので、その中で客引きがどうなるのかということになりますと、その整理については課長の方から観光案内所の方にタクシー協会さんも入っていただくということで、その内容については客引き防止協議会の中で今営々と協議をいたしておりますので、よりよい方向でまた御報告ができるのではないかと考えておりますので、その方向に向けて努力したいと思っております。よろしく申し上げます。

○一番（長野恭紘君） 現行犯でなければなかなかそういう条例の適用ができないという問題があるからこそ、恐らく今までこの客引き問題というのが長引いているのではないのかなというふうに思います。新しい別府駅のオープンと合わせて総合案内所ですか、それができて、そこが中心となってタクシーの案内、旅館の案内をしていく。そういう整備をされているのだらうというふうに思いますし、また何より参事が中心となって防止協議会

ですよね、その中に参事が入ってやられているということでありますので、別府市もこれは主体的になって、JRに任せるのではなくて、観光協会に任せるのではなくて、別府市が主体的にこの問題に取り組んで、参事が「やる」と言った以上、私は、山川参事はやっていただけるものと信じておりますので、この件、また御報告をいただきたいというふうに思います。

客引きの問題については今後見ていくといたしまして、先般、観光経済委員会の調査会、私はメンバーではありませんが、ONSEN・ツーリズムについての説明がありました。その中で戦略会議の提言にもうたわれておりますが、「別府のへそづくり」という中で、駅前広場にモニュメントをつくらうという御提案がありました。今そのモニュメント構想というのが、現実に駅のリニューアルに合わせてやろうとしているという御説明があったばかりであります。とにかく別府の何かシンボルになるものをつくりたいということだと思います。御説明の中によりますと、地獄の鬼の大きい像をつくるでありますとか、油屋熊八さんの像をつくる、そういう大きなモニュメントの上に像をつくるというような話がされておりましたけれども、ここで私はひとつ注意した方がいいなというふうに思うのは、確かに地獄の鬼も油屋熊八さんの像も別府の人間にとっては非常にいいと思うのですね。しかし、例えば観光客が改札口をぼっとおりたときに、例えば油屋熊八さんの像が建っていたときに、この人がどういうことをしてくれた人か、別府のためにどういうことをした人なのか。この人のおかげで今の別府があるのだということを、文章で見た人は「ああ、この人か」というふうにわかるのですが、やはり観光客の人にとっては、正直な話、油屋熊八さんが別府に貢献してくれたということはこととしても、余り観光客の人が見たときに「ううん」と首をかしげるような私は気がしてならないのですね。地獄の鬼にしても、ぼっと出たときに地獄の鬼があったとしても、それは新しく別府が、昔から例えばそこに地獄の鬼があったものを復元しましたとか、そういったものであればいいのですが、新しく鬼をつくって、確かに写真撮影のいい道具になる、それは私はわかるのですけれども、何かこう頭の中でひとつどちらともびんとこないのですね。ですから、別府市民の、それから行政の、そして我々の自己満足だけに終わらないようなものをモニュメントとして喜ばれるもの、観光客の人に喜ばれるものをモニュメントとして私はつくるべきだというふうに思います。

これも過去の一般質問の中で私は申し上げてまいりましたけれども、足湯ですね。私の頭の中には世界一の温泉地別府の世界一の足湯というものがずっとあるのですね。おりた瞬間に大きな足湯にみんなが足をつけて湯気の中座り込んでいる。「うわあ、やっぱりこれが別府だな」というふうに、「二番煎じ」という声もありますけれども、別府がこれをやれば決して二番煎じではなくて、別府が世界一の温泉地であるということは、これはだれもが認めるところでありますから、決して二番煎じというような物まねにはならないの

ではないかな。「別府が元祖ですよ」ということが言えるのではないかなというふうに思うわけでありましてけれども、ただこの足湯の件については、いろいろな問題があると。いろいろな、夜徘徊する方々が温かいのでそこに集まってみんなで、いわゆるホームレスと言われる人たちがそこに来て、なかなか観光客の人が近づけないといったような問題がどうやらあるようでありましてけれども、しかし、私は、その対策さえできれば、そういう対策さえできれば、やっぱり別府に一番ふさわしいものはその足湯ではないかな、モニュメントをつくるよりも足湯があった方がいいのではないかなというふうに思っておりますけれども、その点についてまずお伺いしたいと思います。

○観光経済部参事（山川浩平君） お答え申し上げます。

ただいま足湯ということで御提言いただきましたけれども、確かに当時は足湯ということで市長の強い思いもありまして進んでおりましたけれども、現状として足湯を決して否定するものではありませんけれども、JRさんとの協議の中でいろいろ御相談をさせていただきました。その中で足湯を設置して、地名はちょっと申し上げられませんが、足湯をつくった関係上、浮浪者がもう一日じゅうそこにたむろしている。観光地としての体をなさない、もう大変苦慮しているということを知り及んでおりますので、極端に申し上げますと、JRさんから「もう足湯だけはやめてくれ」という申し入れがありましたので、そういうことでモニュメントの基本的な考え方としては、別府の玄関口にふさわしいモニュメント、そして温泉と歴史に培われた観光地らしいイメージが出せるものというようなことを考えておりますので、そういうことになりますと、足湯にかわるものとして、市長の強い思いもありまして、湯だまり的なものが何かできないかということで、その方向で進んでおりますけれども、この湯だまりは過去の経緯を調べてみますと、別府民衆駅が明治四十四年に開設されたときも、別府駅が高架になった昭和四十一年も、そのときも駅の中に湯だまりがあったということで、観光客にもものすごく親しまれたということが記録に残っておりますので、この気持ちを私どもは今やはり踏襲しないといけないのではないかとこの気持ちを強く持っておりますので、これが基本で、あとはモニュメント像はどういうものにするのかということで、確かに油屋熊八、それから鬼の像がどうかということで、実はいろんな意見をいただきたいということがありましたので、各小学校に今アイデア募集をしております。そして子供さんの意見がたぶん集約できると思っておりますので、年明けに、それをもとにいろんな考え方をまとめていきたいと思っておりますので、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

それと、仮に油屋熊八になったときには、これは一つの、今、議員さんが言われましたように、ストーリー性がないと非常に難しいということがありますので、これは過去、駅前通りを整備するときにあわせてモニュメント構想というのが出ていたようで、そのときにはトキ八までの間、駅前通りにバスガイドであったりバスであったり、そういうものの

モニュメントを設置しながら油屋熊八を理解していただくようなモニュメントにしたいという話があったようですので、やるとすれば駅前どおりは民間にやっていただくということになりますので、そういうことでよろしくをお願いします。

○十六番（田中祐二君） 学校給食における食物アレルギーの児童の対応ということで、質問してまいりたいと思います。

人間の体には、外からウイルスや細菌などの異物が入ってきたときに、これに対して防衛しようとする働きがあるわけであり、これが「免疫反応」と言われておりますけれども、それが再びその異物が入ってきたときに攻撃ができるように抗体がつくられるわけであり、この免疫の働きが過敏過ぎると体に無害な異物にまで反応して、かえって体に不利に働くことがあるわけであり、このような反応が「アレルギー反応」と言われております。食物を抗原として起こるアレルギー反応を「食物アレルギー」と言って、大部分の人はその食物を食べても何の症状も起こさないわけであり、一部の人にはじんま疹など不都合な症状を起こすという特徴があります。アレルギー体質を持っている人の場合、その後の抗原の侵入に際して過敏な反応をし、血圧の低下や呼吸困難など、または意識障害などさまざまなアレルギー症状が引き起こされることがあります。原因物質としては、一般に乳幼児期では牛乳、卵、大豆によるアレルギー等が多いとされていますが、成長とともに減少し、学童期以降ではこれらによる症状はあらわれにくくなると言われています。しかしながら、子供の体質によっては他の食物によっても起こることが指摘されております。穀物などにも注意を要する場合があるとされており、特にそばについては十分な注意を払う必要があると言われております。アレルギー物質を含む食品表示については、平成十三年三月の食品衛生法の改正により、アレルギー物質を含む食品の表示が行われるようになり、食品中のアレルギー物質の有無を知ることができるようになっております。特定原材料等二十四品目を含む旨を表示するものであり、五品目、卵、乳、小麦、そば、落花生については省令で表記が義務づけられ、十品目については通知で表示が奨励されることになり、個々のアレルギーの原因や症状について、学校として状況を把握しておくことが重要であると考えております。そのために学級担任が学年当初などに保護者を通してアレルギーを有する児童・生徒の実態や主治医の指示について情報を得ていく必要があると思われ、これらの情報をもとに医師の指示により原因物質の除去が必要な場合には、可能な範囲で当該児童・生徒の献立からその食物を除いた別の食物で調理した代替食を提供したり、家庭からの弁当持参を認めるなど弾力的な対応が求められるわけであり、

そこで、食物アレルギー児童の増加に伴いまして、学校給食での対応が迫られると思いますが、まずその食物アレルギー児童の実態について教育委員会はどのように把握をしているか、その点についてお尋ねをいたします。

○教育委員会参事（木村善行君） お答えいたします。

食物アレルギーのことにつきましては、ただいま議員さんが申されたとおり、私どもも理解をさせていただいておるところでございます。

アレルギー体質児童・生徒の調査であります。各学校では毎年四月に学校保健調査を実施する中で、食物アレルギーについての項目を設けて把握をしておる現状であります。平成十六年度の調査を見ますと、小学校では、市内全体で七十二人ですが、少ない学校では全校児童五百二十五人に対して二人、多い学校では全校児童数百八十一人に対して九人です。また中学校では、市内全体で七十三人の生徒が対象になっておりますが、少ない学校では全校生徒数の二百十人に対し三人、多い学校では全校生徒数五百三十五人に対して二十七人となっております。

○十六番（田中祐二君） それでこの調査は、どのような経過で、いつごろ実施をしたか、お尋ねをいたします。

○教育委員会参事（木村善行君） お答えいたします。

平成四年に文部省から発刊されました「学校給食指導の手引き」により、平成五年から教育委員会の指導により学校保健調査に加えられました。それ以前につきましては、保護者の申し出のみ対応していたのが現状でございます。

○十六番（田中祐二君） 先ほど、平成十六年度の現状がわかりました。趣旨に述べたように、対応をどうするかという問題ですね。食物アレルギーの子供に対して具体的に現実はどう対応しているか、お尋ねをいたします。

○教育委員会参事（木村善行君） お答えいたします。

各小学校は単独調理場方式ですので、代替食や除去食での対応を実施しております。具体的に申し上げますと、代替食は、鶏肉でアレルギーが出る場合、豚肉にかえて個別に対応していますし、除去食は、アレルギーのもととなる食材を除いて個別に対応しております。また牛乳につきましては、豆乳やウーロン茶等で対応しております。中学校につきましては共同調理場方式ですので、単独調理場のようないくつかの代替食や除去食のような対応はできないのが現状であります。個別対応する設備ができていないことや、配送する際も個別の配送が、現在のコンテナではできません。さらに衛生管理上困難であるということが要因であります。

食物アレルギーは、成長とともに減少し、中学生では抵抗力ができてくると言われておりますが、その中で中学校の対応としましては、事前に献立表の中に食材の内容を表示しておりますので、献立によっては家庭から持参したり、本人が除去したりしているのが現状でございます。

○十六番（田中祐二君） 確かに対応については、小学校の場合は代替食または除去食、それから中学の場合は、これは除去食と、それから家庭からの持ち込みということであり

ますけれども、説明でもありましたように、小学校は単独方式でそういう設備があるということはわかりますし、中学の場合は共同調理場でそういう設備がないからできないということなのであります。私も、いろいろ調べてみました。確かに共同調理場の場合は設備がないということで、ほとんど今申されたように除去食でやっているようであります。これは大きな学校になりますと、小学校、中学校が一緒になって共同調理場を運営している場合もあります。別府の場合は昭和四十七年ですか、共同調理場ができて、建てかえる時期があるかと思えますけれども、そういうときにそういう例を参考にしながら、育ち盛りの子供でありますので、除去食とかいう場合ではなくて代替食にかわるようにぜひ要望して、この項については終わりたいと思えます。

次に、地震対策についてお尋ねをいたしたいと思えます。

これは災害対策基本法の規定に基づく総合的かつ計画的な防災対策を推進するために、平成五年に一般災害を対象とした地震防災計画が策定をされておりますし、また平成九年には、平成七年一月に発生した阪神・淡路大震災の都市型同時多発災害を教訓といたしました地域防災計画震災対策編が策定されていると聞いております。あらゆる災害から市民及び観光客の命・財産を保護するために防災対策に万全を期するということから、平成十四年三月に地域防災計画風水害火山対策編が策定をされております。この地域防災計画を少し検証いたしたいという意味から質問をさせていただきたいと思えます。

まず防災についてでありますけれども、防災会議が開催をされているとは聞きますけれども、年に何回かわかりませぬけれども、そういう防災会議は目に見えない部分がありまして、そのことに、開催状況はどうなっているか、お尋ねをしたいと思えます。

○環境安全課長（宮津健一君） お答えをいたします。

災害対策基本法第十六条の規定によりまして、市町村に防災会議の設置が定められております。別府市におきまして、この防災会議、三十七名の委員の構成で設置をいたしております。

中身をちょっと説明いたしますと、市長はもちろんでございますが、陸上自衛隊の別府駐屯地の第四十一普通科連隊の方からの委員の方、また国土交通省、県の機関、それから中央保健所の県の機関、それから別府市医師会、消防団等々三十七名の委員で構成をされております。本年は六月に開催をいたしております。大体開催は年に一回程度でございます。その内容でございますが、この防災会議におきましては、今度、震災対策編の地域防災計画を改定いたしました、その改定の承認、また毎年行っております防災訓練等の協議等を行っております。

○十六番（田中祐二君） それから、これは東南海・南海地震ですけれども、最近の新聞では死者が大変出て、多くの地域に被害を及ぼすと言われておるわけで、起こる可能性も大変高いということで報じられております。これの東南海・南海地震における津波対策推

進地域の指定に伴いまして、津波対策を盛り込んだ地域防災計画は今策定されているというふうには聞いておりますけれども、その策定状況についてお尋ねをいたします。

○環境安全課長（宮津健一君） お答えをいたします。

災害対策基本法第五条の規定によりまして、市町村は地域防災計画をつくるようになっております。その地域防災計画震災対策編の見直しを今年度行いましたが、東南海・南海地震における防災対策推進地域の指定に伴いまして、今年度その推進計画を実際に立てたわけでございます。そしてその推進計画を地域防災計画の震災対策編の見直しを行う中で盛り込みまして、すでに、先ほど申しましたように、ことしの六月の防災会議で承認を得ております。

なお、この地域防災計画は冊子にいたしまして、本年度中に作成をいたします。また作成の折には皆様方を初め関係者、また関係機関の方にお配りをしたいというふうに考えております。

○十六番（田中祐二君） それから公的備蓄に対して、この計画案の中にも出ているのですけれども、そこで公的備蓄をする場合に、何か要綱があってこういう備蓄をしているのかどうかという点と、それからこの備蓄の中身と申しますか、どこにどう、どれぐらいの量を保存しているのかというふうに思いますので、お答えを願いたいと思います。

○社会福祉課長（田仲良行君） お答えいたします。

災害備蓄物品につきましては、別府市の防災会議におきまして、平成十六年改定の別府市地域防災計画に基づいて備蓄をいたしております。その計画書の第二章に、災害予防対策の第八節になりますが、「災害用備蓄品の確保」という項目がございます。その中に公的備蓄の基本となる考え方を明記いたしております。その考え方でございますけれども、大規模地震の発生により被災をして正常な生活ができない住民に対し、販売業者等からの購入や炊き出しの供給ができるまでの緊急的・一時的な対応として被災直後の備蓄に努めるものとするという考えに基づいて備蓄をいたしております。備蓄物品の保管場所、備蓄品目、数量につきましても、この計画書に基づいて実施をいたしております。

それから備蓄品でございますけれども、備蓄品と数量でございますが、現在毛布が五千枚、おむつ、これは大人用と子供用がございます。サイズもS、M、Lと用意をいたしております。大人用が千九百六十枚、子供用が三千七百二十八枚、それから生理用品八千六百五十二枚、車いす二十八台、ポータブルトイレ五十五台、障害者用簡易トイレ二十四台、ラジオつき懐中電灯七十個、哺乳瓶二百四個、粉ミルク六十缶。粉ミルクは一缶で大体二十日分ぐらいの量でございます。それから乾パンが五千缶の計十一種類を備蓄いたしております。それから保管場所でございますが、保管場所は南部出張所、亀川出張所、消防署朝日出張所、勤労青少年ホーム、実相寺公園管理棟、西部地区公民館、べっぴアリーナ、南小学校の市内八カ所に保管をいたしております。これも点在する避難所に迅速に対応で

きるよう、分散をして保管をしているところでございます。

○十六番（田中祐二君） 次に、地域内に居住する外国人及び外国人留学生に対して大規模災害発生時における防災安全のため、防災に関する知識等を外国語でできるように外国人支援に向けてのパンフをつくるということが記載されておりますけれども、このパンフ等の作成状況についてはどのようになっておりますか。

○環境安全課長（宮津健一君） お答えをいたします。

ただいま防災マップを作成中でございます。大体本年度中には完成をする予定になっております。

また、外国人が別府には多くございますので、英語版もあわせて作成をいたします。本年度の末、大体三月ごろですが、各家庭の方に市報と一緒に配布をする予定にしております。また、市民課とか各出所の窓口等にも設置をする予定にしております。

それからインターネットのホームページにも、そういう防災マップのページを設けたいというふうに考えております。

○十六番（田中祐二君） 次に、災害時における県や市や宿泊施設に関する協定書がずっと、お互い協定書を結んでいるわけで、それは見たらわかりますけれども、ただ今後の課題と郵送等に関する協定について、今後どのようにされていくのかな、具体的な対応があればお尋ねをしたいと思います。

○環境安全課長（宮津健一君） お答えをいたします。

大規模地震が発生した場合、被害は広範囲に及びます。なかなか別府市単独では、対応が難しいケースが出てくるというふうに考えております。そのためにいろいろな協定を自治体同士、またいろんな事業所等も結んでおります。その一つの例でございますが、大分県の県と五十八市町村との間では、大分県及び市町村相互間の災害時応援協定というのを結んでおります。また消防の方もそれぞれ地域の消防団との連携を図っております。それから事業所、団体等でございますが、例えば災害時における救急医療活動についての協定というのがございます。これは別府市の医師会等と結んでおります。また災害時における医薬品等の調達に関する協定、これは大分県の医薬品卸業協会と締結をいたしております。また、先日十一月一日でしたか、郵便局との間に災害時の協定の覚書を交換しております。

それから今後の対応でございますが、実は防災訓練等を行っている中でいろいろ問題点も若干出てきました。その中で特に集団避難をした場合、そういう避難をした方々の輸送とか、そういうこともいろいろ考えたときに、やはりそういう輸送の部分の協定もこれからは推進をしていく必要があるのではないかというふうなことも考えております。

○十六番（田中祐二君） 次に、防災無線の使用ですね。これは現実はどうやって行っているのか、具体的にお願いを申し上げたいと思います。

○環境安全課長（宮津健一君） お答えをいたします。

防災無線の設置箇所は、現在百二十二カ所ございます。市役所の本庁はもちろんでございますが、市内の各小・中学校、地区公民館、それから市役所の公用車の車両、また防災関係機関や生活関連機関などにも防災無線を設置しております。この防災無線の交信訓練につきましては、市の関係はそれぞれを四つのグループに分けまして、毎週月曜日に交信訓練を行っております。また生活関連機関、防災関連機関との間にも月に一回の交信訓練を行っております。このほかにも大分県とは通信衛星を利用した交信訓練、また防災無線を利用した交信訓練を毎月第一月曜日に実施しております。

○十六番（田中祐二君） 次に、先ほど申しましたように平成九年に地域防災計画ができて、また十四年にもできているのですけれども、平成九年のときは障害者マニュアルが策定をされているのですね。これが今度の地域防災計画をまたつくるのですけれども、同時にまたこういう障害者マニュアルが作成される計画があるかどうか、お尋ねをいたします。

○障害福祉課長（安部 強君） お答えいたします。

今言われました震災災害マニュアルにつきましては、平成八年度に二百四十万円で作成しております。作成後七年以上が経過しておりまして、現状と合わない部分が出てきております。これを解決するためには多額の経費が必要となりますことから、その内容も含めまして関係課と協議をしていきたい、そのように考えております。

○十六番（田中祐二君） 次にまいります。これは耐震性防火水槽と同時に耐震性貯水槽ということで、同時に質問をしていきますけれども、別府市におきます耐震性の防火水槽がどのくらい設置をされているのか。ほかのところでは、最近こういう耐震性の防火水槽をつくっていつているわけですけれども、その現状をお知らせ願いたいのと、それと、なお今後設置をしていく計画があるのかどうかをお伺いいたしたいと思っております。

○消防本部予防課長（伊南重伸君） お答えをいたします。

ただいまの御質問の本市管内におきまして耐震性の貯水槽、いわゆる防火水槽はあるのかという御質問でございます。本市管内においては消火活動に使用する目的の容量四十トンの防火水槽は、現在二百三十七基設置してございます。この中で平成七年の阪神・淡路大震災によります地震災害による消防水利の重要性の観点から、国の基準を満たすいわゆる認定された耐震性の貯水槽、防火水槽を平成八年度以降設置しております。これにつきましては、今後においても場所等の選定を考慮し、計画的に配置していきたいと考えております。

今一つ、飲料水を兼用しました防火水槽は、現在本市管内に六基設置されております。これにつきましては、容量が百トンで、消防水利はもちろんですが、飲料水の兼用を兼ねたという貯水槽でございます。これにつきましても、今後の整備計画につきましては、人口密集地等を調査しまして、十二万市民が同時に三日間給水可能になるよう整備していきたいというふうに考えております。

○十六番（田中祐二君） ちょっと先を急いで答えたようですけれども、わかりました。耐震性の貯水槽については二百三十七ですか、それで今後も設置をしていくということでもあります。

今ちょっとお答えになりましたけれども、飲料水ですね。これも耐震性貯水槽ということで、井上さんの時代のときに大分つくられて、ちょうど阪神大震災が起こったからこれが六カ所つくられているようでもありますけれども、これが地震の発生時に上水道の寸断によって断水が考えられるわけでもあります。ですから、この六基によって十分足りるのかどうかということですね。地域防災計画の中では最低限三日間市民が生活をするためという、三日間ということが書かれておりますけれども、そういう三日間の中で今の六百トンですか、それが可能かどうか。いわば十二万の人口を抱えているわけですから、それが可能かどうか。また今後それを増設する計画があるのかどうか、この二点についてお尋ねをいたします。

○消防本部予防課長（伊南重伸君） お答えをいたします。

ただいま六基、大体一基当たり六万人の方が、三日間の給水がほぼ可能であるというふうに言われております。ただし、これにつきましては、先ほどお答えしましたように消防の消火活動のための用水ということも考慮しなくてはならないというふうに思っておりますが、六基で六万人の方が三日間給水可能であるというふうに言われておりますので、今後十二万市民の方の三日間の給水可能のためには、そういう場所、人口密集地等の調査をいたしまして、十二万市民の三日間給水のための整備を考えていきたいというふうに考えております。

○十六番（田中祐二君） 十二万の人口の中で、先ほど言われましたように十分でないということですね。ですから整備をしていきたいということでもありますので、地震はいつ起こるかわかりません。そういう意味ではぜひ内部で十分に論議をしていただきまして、ぜひ市民の安全を守っていただくように要望して、この項については終わりたいと思います。

次にまいります。次に、公共建築物の診断とそれから補強ということで挙げておるわけですが、新潟中越地震の中で被害が大変多く、死者が四十名ですか、それから住宅の被害が六万棟と言われておりますし、また全部で三兆円程度の総被害額が出ておるわけでもあります。

そこで、被害軽減の再認識ということから、耐震化、耐震補強について若干考え方をお尋ねする前に、中越地区の小学校の約九割は何らかの被害が出たのですけれども、発生が休日で学校で子供への被害はなかったわけでもあります。十日町市の担当者は、授業中だったらと思うとぞっとすると。それから、耐震化が必要との認識はあったが、財政難もあって進んでいなかったというようなことで、耐震性について十分認識をされているようでもありますし、また一方、築後三十五年の小千谷市役所は、二階の廊下の柱に約二メートルの

ひびが入るなどして、応急危険判定では要注意とされたと。同市は、地震発生後、庁舎内に災害対策本部を置いたが、倒壊のおそれなどから消防本部前のテントに移ったと。しかし、電話がないなど不便で、一階におろし、小千谷市役所は九六年、耐震診断で阪神大震災級の地震では倒壊のおそれがあるとされていたわけでありすけれども、耐震補強はしなかったということで、建物倒壊で多数の人が即死した阪神・淡路大震災から間もなく十年になるわけでありす。これの最大の教訓は、耐震化で、今申しましたように中越地震でも問題になったわけでありす。そういう教訓がなかなか生かされていない。まさか自分のところがこのような目に遭うということは思ってなかったというような報道がされております。また、専門家の中では、家屋倒壊による死亡や避難生活での震災関連死、多数の避難者、仮設住宅建設や住宅再建への遠い道のりなどは、住宅の耐震化が進めばかなり減らされるということができるということを指摘しております。

そこで、お尋ねをいたしたいと思ひますけれども、別府市における……ごめんなさい。もう一つです。これは一つの市の例なのです。耐震化については調べてみますと、非常に進んでいるところと進んでないというようなことで、特に東南海地震を想定した場合には、静岡県の方は大変耐震化に対して進んでいるようでありす。一つの例として、主要な公共建築物が千五十一棟あつてゐる中で、そのうち六百九十二棟が現行の耐震基準に適合してない昭和五十六年以前の建築物で、これらの耐震性を検証することが必要である、そして六百九十二棟の公共建築物の耐震性能を評価するために計画的に耐震診断を実施し、平成十二年度までに四百十一棟の診断を行つてきたと。平成十三年度からは公共建築物の緊急耐震化として積極的に耐震診断に取り組み、平成十六年度に予定している十四棟をもつて必要な診断はほぼ終了することになつたということは聞いておりますし、また耐震補強工事については、耐震診断の結果、百五十棟についてはAランク、またはBランクと判定され、ある程度の耐震性能が確認をされております。しかし四百八十三棟についてはCランクまたはDランクと判定をされ、耐震補強が必要とされると、こういう市独自の現状の分析をして、そして市民に対して命と財産を守るという姿勢がうかがわれるわけでありす。

そこで、別府市におけるそういう公共物について、その耐震性なり耐震補強がされているのかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

○建設部長（金澤 晋君） お答えいたします。

建設部関係では、あと市営住宅と、下水道課の担当になっております中央浄化センターが大規模な建築物としてあるわけでございますが、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、阪神・淡路大震災を教訓といたしましてつくられた法律によりまして、建築物の耐震改修の促進に関する法律というのができております。これによりまして、次の三つの要件を満たした建物を特定建築物と言うように言われておりまして、これにつきましては、

必要に応じて耐震診断を行い、その結果によっては耐震改修を行うよう努めなければならないというような形になっております。

まず一つ目でございますが、学校それから体育館、観覧場、それから病院等の多数の人々が利用する建築物となっております。それから二点目が規模の要件でございますが、階数が三階以上の建物で床面積が千平米以上の建物となっております。三つ目は先ほど議員さんがおっしゃいましたように、昭和五十六年五月以前のいわゆる新耐震法以前の建物とあっておりまして、一つ目の用途の中に、共同住宅といたしまして市営住宅も含まれております。しかし、これに該当する市営住宅につきましては壁式構造でありまして、壁全体が耐力壁で成っておりますことから、阪神・淡路大震災でも大きな被害は報告がされておられません。壁式鉄筋コンクリート構造につきましては、比較的安全な構造として認識されているところでございます。とりわけ耐震診断を行う等の特別な指導は受けておりませんが、今後、他都市の状況等を調査いたしまして勉強させていただきたいと思っております。

次に中央浄化センターでございますが、これは昭和五十四年に完成しておりまして、先ほど申しましたように、昭和五十六年五月以前のいわゆる新耐震法以前の建物でございます。それによりまして耐震診断及び耐震補強は、現在行っておりません。先ほど申しましたように、市営住宅と含めまして、今後、他都市の状況等を調査を行いまして勉強していきたいと考えているところでございます。

○十六番（田中祐二君） 法律の趣旨を含めて今言われまして、やってないという現実なのですね。それで、もう少し深く質問したいのですけれども、五十六年以前の建築物ですね、これはどのくらいあるのですか。それをちょっとお尋ねしたいと思いますけれども。

○建設部長（金澤 晋君） お答えいたします。

市営住宅関係では、五十八棟が五十六年以前の建物となっております。

○十六番（田中祐二君） それから、すぐに答えは出ないと思えますけれども、法の趣旨は法の趣旨であると思うのですね。それはもういわば法はこうですよ、しなくてはならないですよという言い方ではないですね。こういうことをしてくださいよというような言い方だから、地方自治体としては耐震性についてアンバランスがあるというのはそこなのだろうと思います。ですけれども、いわゆる学校とか病院とか、そういう公共設備については特に耐震性を、五十六年以前とか以後とかいう問題ではなくて、これはこの前も小学校の関係で避難場所としてなされているところの質問をしましたけれども、六十か七十ぐらいはいつていると。それは法の趣旨からすればしなくてもいいわけですけれども、そういう特殊なところだからやっているのだということで、三年ないし四年かけて終わるのだということもあるわけですから、ほかの公共物についてもどこかきちっと、どこの課がこれを把握するのは知りませんけれども、やっぱり市民の安全と財産を守るためにこういう

建築物があって、これは五十六年、これは五十幾年、これは診断をしている、診断してないというような把握をやはり市としてしてなければ、例えばホームページなんかをいろいろ出して、ここは耐震いいですよとか、ここに避難してくださいよとって、ここが危なかったらどうするか。きのうも議案質疑で出ていましたけれども、そういうことだってあるわけですからね。ぜひ十分に時間をかけてやっていただきたいなど。先ほども言いましたように、確かにこれはアンバランスがあります。もう進んでいるところはそういう形でやっているのですけれども、それはそれとして見習う点があれば見習っていただきたいというふうには考えておりますけれども、もう一度その点についてはどうなのでしょうかね。

○建設部長（金澤 晋君） 議員さんの御意見は、大変貴重な御意見と思っております。今後、耐震補強及び耐震診断につきましては、十分、大規模建築物につきまして調査を行いまして対応してまいりたいと考えているところでございます。

○十六番（田中祐二君） 次にまいります。自分の家の耐震診断、補強ということで挙げております。私もチラシで見まして、民間でもこれ、無料診断をやっておるのですね。それで診断をしていただきまして、あと補強でどのくらいかかるのかと云ったら大体百五十万ぐらいということで、大方築後二十年ぐらいであれば百五十万から百六十万ぐらいかかると言われているようであります。まず別府市は、そういう意味では無料の診断がされているというふうに聞いております。木造住宅の耐震診断がされている中で、その結果についてはどういう推移になっているか、まず報告をお願いいたします。

○建築指導課長（内田一章君） お答えをさせていただきます。

木造住宅の耐震診断ということですが、私ども、この事業は建築物防災週間の一環として平成十一年から行っております。今までに平成十一年度から平成十六年度の九月分まで、合わせまして計百十三棟の木造住宅の耐震診断を行っております。診断の結果については、まず診断の方法は財団法人日本建築防災協会編集の「我が家の診断方法と補強方法」によって行っておりまして、判定の結果は四ランクに分かれております。「安全です」、「一応安全です」、「やや危険です」、「倒壊または大破壊の危険があります」の四ランクに分けて耐震判定をしております。

診断の結果については、約六割が「やや危険です」、あるいは「倒壊または大破壊の危険があります」というふうになっております。

○十六番（田中祐二君） それで先ほども言いましたように、診断をしていただいて結果が出て、いざそれを補強しようとするとなると大変お金がかかるわけであります。例に出したように、大体築後二十年で百五十から百六十ということで、私のところも二十年ぐらいになるので、そこで、これもまた他都市の話で大変申しわけないので、やはりそういう補強工事に対して自治体が補助をしている。県や市がその診断に基づいて補助をしているという例もあるわけなので、ですから、そういうものが例えば別府市

として無利子でそういう何件か確保して、そして融資ができないものかどうか、そういうことを考えるわけなのですね。そのことについて、どうお考えでしょうか。

○ 建築指導課長（内田一章君） お答えをさせていただきます。

木造住宅の耐震補強工事について融資制度、そういったものはないかという御質問でございますが、全国ベースで見ますと、何らかの支援事業を実施しております自治体は、東海地震や南海地震等が予想される地域、あるいは東北、関東の一部地域となっております。別府市におきましては、そういうふうな耐震補強工事の支援制度は現在ないわけですが、住宅金融公庫の中で耐震補強工事を伴う融資制度がございますので、できましたらそちらの方を利用していただければというふうに考えております。また、私どもといたしましても、隣接都市の状況等も随時調査研究してまいりたいというふうに考えております。

○ 十六番（田中祐二君） それでは、この項の最後。七は、防災推進計画については、先ほど言われましたので割愛をして、最後に、新潟中越地震の所見といいますが、別府市がどう思われているかお尋ねをして終わりたいと思いますけれども、その点についてどうでしょうか。

○ 生活環境部長（高橋 徹君） お答え申し上げます。

新潟で発生いたしました中越地震につきましては、私もテレビ報道や新聞の報道等で拝見をさせていただいておりますが、被災地につきましては直下型の地震の怖さをまざまざと見せつけられた感を持っております。庁舎を初めとしまして家屋の倒壊、道路の倒壊、それから山崩れや崖崩れ等が発生しまして、通信等も途絶えてしまい孤立した状態になったところもあったように思います。

別府市でもこのような地震があった場合を考えますと、さまざまな想定がされるわけですが、沿岸部におきましては液状化現象が起きたり、山間部におきましては山崩れ等で道路が通れないということも十分想定されることではないかと考えております。我が市の大動脈でございます国道十号線につきましても、沿岸部を通っているということから液状化現象等で通れなくなるということも十分考えられることではないかというふうに考えております。幸いにも別府市は海に面しているということもございまして、海岸からの救助の受け入れ等も可能になるのではないかとというふうに考えております。現在取りかかっております石垣背後地埋め立ての造成によりまして、耐震補強がされました岸壁を今建設するように進められております。これができますと、海からの航路でのさまざまな支援を受けるとともに、背後地にはヘリポート等の設置も可能だと思われましますので、空からの輸送も可能になるのではないかとというふうに考えているところでございます。

ただ、別府市も御存じのとおり活断層の上にありますので、直下型の地震ということも

考えられますし、東南海・南海地震も想定されておりますので、それぞれ、さまざまな対策を想定したもので今後も訓練等を続けながら、個人に対しての啓発も続けていきたいというふうに考えております。

○十六番（田中祐二君） それでは次にまいります。若干後の時間がなくなりまして大変申しわけないのですけれども、ちょっと飛ばしていただいて――議長、いいですか――ちょっと縮めますので。すみません、三の職員採用試験についてのこの問題については、ちょっと時間がありませんので割愛、次にさせていただいて、一点だけ、臨時職員の採用試験について若干思うところがありますので、お尋ねをしたいと思います。

これも前の回の議会で問うたのですけれども、臨時職員が今百二十名おられるということを知っております。それでやっぱり臨時職員といえども職員と同じような仕事をされているというのがあると思うのです。それは行革の中でやっぱり仕事内容が変わってきて、そしてそういうことが求められるということから、この臨時職員の採用試験について実施しているかどうか尋ねたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○職員課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

まず、臨時職員の採用に関しましては、募集を行いまして、本人の履歴書を持参した際に面接を行っております。本人の希望また適正を判断しまして、必要とされる時期、職場に適時配置をしているということでございます。

また、今月の募集から面接以外に職務に必要な簡単なパソコン操作、これを導入しているところでございます。

○十六番（田中祐二君） 先ほども言いましたように、行政改革をする中で職員が減少しているわけで、臨時職員が職員並みに事務を行っているということは先ほども言いましたけれども、正規職員にかわる臨時職員であれば試験制度を重視して、その身分を少し安定させて、その「臨時」という言葉がどうか分かりませんが、長く雇用できるように嘱託職員としてそういうことの意味の採用はどうか。採用というか試験採用はどうかのお尋ねをしたいと思いますけれども。

○職員課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

まず、臨時職員を嘱託にしてはということですが、臨時職員を嘱託職員にする場合、業務の位置づけを明確にする必要があるというふうに思います。さらに報酬また勤務条件、また雇用期間などの条件整備を図る必要もあります。試験制度を導入している他の自治体等調査をさせていただきまして、身分の安定ということも今、議員さんがおっしゃられました。前向きに検討させていただきたいというふうに考えております。

○十六番（田中祐二君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（清成宣明君） 休憩いたします。

午前十一時五十五分 休憩

午後 一時 零分 再開

○副議長（松川峰生君） 再開いたします。

○十三番（野口哲男君） それでは、通告に従って質問いたします。

今回、いろいろな三位一体改革等で問題になっております教育の義務教育費国庫負担金、これが八千五百億円ですか削減されるということで、これはいろいろ見方とか考え方とかあるようですが、別府の教育委員会としては、この暫定措置が実施された場合にどのような影響があって、どのように考えているのか、対策をしていくのかということをお伺いしたいと思います。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

現在、小・中学校の教職員の給与は、国・県が半分ずつ負担をし、各都道府県における格差が生じにくい制度になっておりまして、公教育の機会均等が維持されていると考えております。

議員さん御指摘の義務教育費国庫負担金の地方への移譲ですが、これは中学校の教職員の給与分八千五百億円を補助金から削減するものということでもあります。ただ削減の是非につきましては、来年の中央教育審議会の結論にゆだね、来年度分の四千二百五十億円の削減も暫定的に措置されると聞いております。各都道府県や市町村が創意工夫をし、特色ある教育環境を生み出していくためには、予算を工夫して措置できる補助金の一般財源化が有効であるという考え方もありますが、税源の移譲が行われても、四十道府県で財源不足が生じるという調査結果もあり、大分県においても例外でないようであります。その結果、現在より教職員の定数が減らされたり臨時講師が増加したりすることも予想されます。また教職員の給与そのものが削減対象となり、教職員の質の低下を招くことも考えられると思っております。

○十三番（野口哲男君） 給与が減らされる。人件費が減らされるということで教職員の質が落ちるという心配、あるいはいろんな心配がなされているようでありますが、先般の議会でも私が申し上げさせていただきましたが、池田市の市長さんあたりは、かえって一般財源化した方がやりやすい、いろんな工夫ができる、そして教育の充実も図れるというふうな見方をされる市長さんもおられます。そういう中で、迷走する日本の教育ということで、ゆとり教育が一つの教育格差が生まれる原因ではなかったらどうかという見方もあるようでございます。教職員の給与のみということを考えるのではなくて、これを私は一つのチャンスとして、どういうふうに教育の充実を図っていくかという見方で別府市が取り組むべきではなからうかというふうに考えております。これは予算が一般財源化されれば、今度は市長の方がどういうふうに教育費を割り振っていくかということになるわけですが、この点について、私はこの部分につきましては、いろいろ今議論がされておりますので、結論を出すというのは教育委員会も難しいと思っております。

ここで要望だけしておきますが、市長と教育委員長にお願いを申し上げたいのは、ただ一般財源化されるということをおそれるのではなくて、一般財源化されることによって改めて融通の効く教育ができるということをとらえていただいて、別府市の教育実態というのは、今かなり基礎学力が落ち込んでいるというふうに、我々はそういうふうに見ておるわけですが、そういう中でぜひともこの点について別府市はこれから先、基礎学力もすべてすばらしい教育をしているというふうな、これまでいろいろ私が申し上げさせていただきましたけれども、教科書の問題それから学校選択制の問題、いろんな問題があります。民間人の校長を登用するとか、いろんなことが今全国でなされておりますが、そういう取り組みをしていただいて、将来的に別府市の教育はすばらしいというふうな工夫がなされるように、一般財源化されても質が落ちないような教育をぜひお願いしたいということを要望して、きょうはこの程度で終わります。

では次に、環境行政をひとつよろしくお願いいたします。よろしいですか。

今、世界で大変問題になっております環境問題ですね。ことしも台風、地震も発生しましたけれども、地球温暖化等によって気候の変動というものが大変大きいものがある。十二月になって台風が接近して、東京あたりでは二、三日、風速四十七メートルというふうな状況になっておりますが、そのような中で京都議定書というものがあります。これはもう御案内のとおり、皆さんに説明するまでもないと思いますけれども、環境保全エネルギー対策ということで、世界的に約束をして環境の保全を図りましょうという意味で二酸化炭素の削減とかそういうものを図っていくということになっているわけですが、そういう中で地方自治体も、それから一般家庭、一般市民も住民もこの京都議定書の達成に向けてこれから先、先般の新聞に出ておりましたけれども、一般家庭や企業、官公庁など、自治体ごとの排出状況を細かくチェックできるような制度も導入しながら、日本が今六%の削減に向けて努力をしていくという約束を世界にしているわけですから、そういう中でこの別府市が――もう一緒に回答していただきたいと思っておりますけれども、質問通知をしておりますが、この三つについて、風力、太陽光、小水力発電それから公的建造物の屋上及び壁面緑化等について、それからごみゼロ運動について、一応そういう考え方を、どのような考え方を別府市が持っているのかということについて回答をいただきたいと思っております。

○環境安全課長（宮津健一君） お答えをさせていただきます。

議員がおっしゃいましたように、最近この京都議定書に関するニュースが大変多くなっております。十一月四日でしたか、ロシアがよいよ批准ということで、この京都議定書が発効の必要要件を満たしております。ただ、そういう中で残念なのは、先週の金曜日でしたか、ニュースで流れておりましたが、アメリカはもうこの京都議定書の批准はしないのだということを言うておりました。日本におきましては今、これからの対策をどうする

かということで事業者また自治体、企業、市民等がする役割を具体的に国が示していくという段階に来ております。

ただ、そういう中で非常に厳しい問題もございます。実は一九九〇年が基準年でございます。この一九九〇年を基準といたしまして六％の削減ということでございますが、実は二〇〇二年の数値を見ますと、もうすでに七・六％上回っております。ということは、今から一九九〇年の基準で申すならば、一三・六％の削減をしなければいけない。非常にこの数値は厳しゅうございます。今までも一九九〇年代にはいろんな環境問題が日本全国、また我々各自治体の中にもいろいろ起こってきました。そして環境に優しい物品を購入しようとか、公用車にはできるだけ空ぶかしはやめてクリーンなものを導入しようとか、ごみを減らそうとか、そういった取り組みがいろいろ各自治体の中でも行われてきました。

別府市におきましても、環境基本計画を策定いたしまして、その環境基本計画にのっとりまして今までも実施をしまいいりました。これからもそういうことで県・国と協議をしながら、一層こういう施策を進めていきたいというふうに思っております。

○企画調整課長（安波照夫君） 私の方からは、風力、太陽光、小水力発電についてということで御回答いたします。

まず、風力発電でございますけれども、風力につきましては、特に北海道や東北地方で多く設置されております。九州ではまだまだ少ない状況にあります。別府市では、風力につきましては、企業が風況調査をしているのが一カ所、それから最近では立命館アジア太平洋大学の教授さんと学生が一カ所、大所の方でやっているというふうに聞いております。それから、太陽光発電につきましては、平成十五年度竣工のべっぷアリーナ、それから最近竣工しました南小学校、これは太陽光のパネルを取り付けられて電力の一部を使用しているということであります。それから、もう一つの小水力発電でございますけれども、この部分につきましては、水資源の豊富な山村とかそういう地域には非常に多くなっておりますけれども、別府市の方ではこの小水力発電については、今のところ計画はありません。それからもう一点、別府市では温泉熱という形がございますけれども、この部分につきましても調理や暖房ということで昔から使われておりますけれども、これもエコエネルギーだろうというふうに考えております。最近、個人住宅でも使えるような小型の水力発電とか風力発電、この部分についても開発されているということでございますので、この辺も行政とか企業とか、もちろん一般の家庭という部分を含めまして、エコエネルギーという感じの意識ということが必要ではなからうかというふうに思っています。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

地球温暖化や異常気象、それからヒートアイランド現象といったものは、環境問題が大変な社会問題になっております。国においてもさまざまな取り組みを行っておりますが、先ほどおっしゃいました建物の屋上緑化、それから壁面緑化といった緑によるCO₂の削

減、それからヒートアイランド現象の緩和も重要な施策の一つと考えられております。国も施策を推進するために一定の条件が整えば税制の優遇措置もあるようですし、また他の自治体もそれぞれ助成の支援策を設けているようであります。今後、ほかの自治体の事例等を調査しながら、私どもも環境問題に取り組んでまいりたいと思っております。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

ごみゼロの運動についてでございますが、県事業として本年、ごみゼロ大行動、夏の夜の大作戦、ごみゼロネットなどの施策が実施されております。ごみゼロ大作戦の目的としましては、大分県の恵み豊かな自然環境を守り、将来に提唱することを目的に、環境に配慮した美しく快適な大分県づくりを進める運動でございます。

清掃課としましては、県事業と重複する全市一斉清掃や海岸海浜清掃をごみゼロ大作戦の一環として位置づけ、今後も事業を継続していきたいと考えております。

○十三番（野口哲男君） ありがとうございます。各項目についてお答えをいただきましたけれども、特に私が今回これを取り上げさせていただいたのは、京都議定書の発効もさることながら、やはり別府は観光立市でありますから、私が常々申し上げておりますように、エコツーリズム、ONSEN・ツーリズムとあわせて本当にこのエコツーリズムというものが定着したときに、今回のONSEN・ツーリズムと相まって観光振興が図られるのではないかなということを考えて、皆様方に今御質問したわけでございます。

そういうことで、まずこの風力発電それから太陽光発電、それから水力発電、これは具体的に私が申し上げたいのは、まず行政がそういう主導型をとって、民間がそれに追随していく。今一三・六%ですか、削減目標がもうすでに増加しているということでもありますから、これは政府が幾ら口酸っぱくして言っても笛吹けど踊らずで、やっぱり民間、あるいは一般の家庭でもこういう取り組みがなされるということが前提であろうかと思うのです、これを達成するためには。そういう意味で風力発電。別府はかなり風が強いところが多いのですが、これも一つ考えてみる必要がある。

それから太陽光発電。これはアリーナあたりもすでに先鞭的につけられておりますが、公的ないろいろな建物について、これは一つは行財政改革の一環としても電力の削減というものと同時に地球環境の保全につながるという利点がありますので、今公的な助成措置もあるようでございます。これをやることによって、例えば我々が一般の家庭でももっともっと安く太陽光電池なんかを設置される、あるいは風力発電が設置されるということによって、ここにちょっとしたデータがありますけれども、日本の全世帯に太陽光発電を屋根に乗せると、CO₂の削減が八%達成されると言われております。それから太陽光発電は三キロワットのものをつくりますと、石油が七百七十リットル削減される。だから一軒の屋根には一年に石油缶四十八杯分の太陽光発電を乗せることによって削減ができるというふうなデータも出ているようであります。

そういう意味で私は、まずこの風力発電、太陽光発電それから小水力発電におきましては、私は常々思っているのですけれども、朝見の浄水場から出る水の量あたりは、かなりの水の量が出ております。ああいうところでは小水力発電機を設置することによって、直接湯都ピアなりに電気を送れる。そうすると湯都ピアの経費の削減につながる、そしてCO2の削減にもつながるという意味で、これは本腰を入れてぜひこのONSEN・ツーリズムの中でも結構ですが、横断的に別府市の一つの組織の中で検討していただいて、日本のそういう削減目標というのはいろいろな方策がありますけれども、地方自治体で行われる、あるいは我々一般市民の手で行われるべき、また行える削減計画というものをやっぱりつくっていく必要があるのではなからうかという思いでいっぱいあります。

それからもう一つは、公用車のハイブリットカー化とか、今、太陽電池というのが非常に発達をしてきておりますから、ハイオクを入れて走るような高級乗用車ではなくて、公用車はハイブリットカーにするとか、あるいは電池自動車にするとか、そういうふうな取り組みもまず公的な地方公共団体から始めて民間にそれが波及していくという方法がいいのではなからうかと思うわけでありまして。

そういうことで、これはこれから先の答弁というのは非常に難しいかもしれませんが、最後に一つだけそういう横断的な組織としての考え方がなされるのかどうかだけ一点だけ。これはどなたが、環境部長でしょうか、お答えがいただければと思うのですが、いかがですか。

○企画財政部長（友永哲男君） それでは、私の方からお答えをさせていただきます。

エネルギーの有効利用につきましては、別府市の環境基本計画の中で太陽熱等の省エネルギー型の公共施設の導入がうたわれているわけでございます。そういう中で京都府なんかの小学校におきましては、蛍の養殖なんかに風力を使っているというふうなことがございます。そういう中で私どもといたしましては、国などの各種の補助制度、支援の制度を活用しながら、今後は公共施設に対する新エネルギーの導入に向けて研究をさせていただきたいというふうに思っております。

○十三番（野口哲男君） 技術的な進歩がどんどん図られております。例えば先ほど言いましたように太陽光発電あるいは屋上緑化、軽い土をつくって屋上に緑化ができるような方策もできておりますから、これは間髪を入れずに直ちに取り組んでいただきたいということを要望して、この質問を終わります。

次に、別府観光推進策に関する答申という提言書が出ています。午前中、一番議員からお話がありました。基本的な考え方はその中で答弁がされましたけれども、非常に重要な部分であります。これまでこの議会で観光推進にあるいは観光振興にかかわる提言あるいは質問というのは、いろんな議員さんがやってまいりました。私も、その一人でございます。ツーリズムという観念、これをまず整理しておかないと、質問も答弁もちんぷんか

んぶんになりますので……。

数年前に私がこのツーリズム産業についての質問をいたしました。その折、余り的確な答弁をいただいておりますので、このツーリズムという観念、あるいは一つの「ONS EN・ツーリズム」という考え方。先ほど申されましたけれども、もう一つ突っ込んだお話をさせていただきたいというふうに考えます。

このツーリズムというのは、例えば、横文字になると非常に難しいのですね、理解が。平口で言えば「観光にかかわるすべての産業において観光振興が図られるべきである」というのが、ツーリズム産業の考え方なのですね。だから大工さんも左官屋さん水道屋さん魚屋さんお花屋さん肉屋さん、みんなこのツーリズム産業であるわけですよ。そこら辺の整理をまずしておいていただいて、別府市の観光振興というものは何が大事なのかということをも整理すべきであろうというふうに思います。

そういう意味でこの市長の思い入れ、思い込みでありますこの将来ビジョン、「ONS EN・ツーリズムを目指して」というのが、提言書がまとめられました。これは私から言わせれば大変いいまとめができておると思います。ただし、これは全く真新しいものではなくて、本当に別府がこういうふうにしなければ、観光振興どころか観光沈没をしますよという意味の提言書であろうというふうに私は受けとめておるわけでありまして。そういう意味でこの中で非常に大事なところは、三十七ページ以降の、考え方はこうなのですよ、しかし、これを実際に行動に移して実効あるものにしていくためにはこうするのですよというものがここに書かれているのですね、三十七ページ以降に。そういうふうにもまとめられていると私は受け取っておりますが、いかがでしょうか。

○観光課長（溝口広海君） お答えをいたします。

議員のおっしゃるとおりでございます。

○十三番（野口哲男君） それでは、具体的に入ります。実は「組織改革と人材育成の財源の確保」、これがなければこの提言書は絵にかいたもちなのですね。だから先ほどの答弁にありましたように、横断的に、もう全庁体制で臨む。そうしなければこれは提言書の効力を発揮しません。そういう意味で本当に全庁体制でやれるのか、あるいは市民も巻き込んだ、「巻き込んだ」というのはおかしいですね、市民と協働しながらこれをやっていく、あるいは業界と協働しながらこれをやっていくという考え方の整理がなされない限り、これはできないというふうに思っております。

それで、まず第一個目が、まずこれは三十七ページ、四の一に「ツーリズム総合政策部局の設置による総合的な取り組み」というのがあります。この中で私たちが考えなければならぬのが、市民の――私は思うのですけれども――観光というものはサービスを向上させるとかサービスという言葉では、あるいはホスピタリティという言葉とちょっとまた意味合いが違うというふうに私は思うのです。ホスピタリティとサービスという、観光

サービスとかいろいろ言われますけれども、そうではなくて、日本語で言う「おもてなし」なのですね。「おもてなしの心」というのは、一つはお出迎えは三步で迎えるのですよ、お客様を迎えるのですよ。ただし、お見送りは七歩出てお見送りするのですよ。腰をかがめて「ありがとうございました」、この精神が「おもてなしの心」だと思ふのですね。これはどういう意味かといいますと、やはり帰るときに顧客満足、CS度が100%でないと、お客様はその観光地に魅力を感じない。だから必ずお見送りが一番大事なのですね。だからお客さんをお出迎えするときは、みんな「いらっしゃいませ」と言うけれども、今度お帰りになるときに「さよなら」だけでは、やはりお客様は満足しない。その中のサービスが最後に凝縮されて、そこでお客様は満足していく。例えば宿泊施設から食事から何から全部いろんなものがあって、最後はやっぱり人間の心なのですね。そういう「おもてなしの心」というものが別府にあるかどうかというのが、それからまたこれが今言われております。大変申しわけないのですけれども、別府市に来てお客さんから言われる言葉、「おもてなしの心」、「サービス」、お客さんは「サービス」と言いますけれども、どうもやっぱりしっかりこない。それは観光業界に従事する方々だけの「おもてなしの心」ではなくて、別府市民全体あるいは別府市役所も含めて市の行政マンも含めてそういう「おもてなしの心」というものが見えないというところに、一つのお客様の不満足感があるのですね。CS度の100%でない、50%ぐらいにしかとどまらない。それは施設の内容とか食事の内容とかいろいろあります。しかし、最終的にはそういうものを補って余りある人間の心というものがやはり観光地には必要であるということが言われておるわけでありませう。

そういう意味で今回のまとめの中で、行政内部とか市民への「ONSEN・ツーリズム」の浸透の提言についてはいいのですけれども、一つはマーケティング調査、これは非常に大事なことなのですが、今別府が問題になっているのは、後ほども出てまいりますけれども、宿泊客が本当に何万人あるのか、何万人の方々が何千万、千百万人とか言われているけれども、本当にその方々が別府に入込客として、お客様として来ていただいているのかどうか。その調査自体もあやふやなものがあるというふうには、この議会でも何回も取り上げられております。そういう意味でマーケティング調査を専門に行う部署をつくるということを言われておりますが、それはどのようなものをつくらうとしているのか、そこをちょっとお聞かせいただきたいと思うのですけれども。

○観光課長（溝口広海君） お答えをいたします。

御提言をいただいてまだ日数も余りたっておりません状況の中で、私ども、この提言を整理させていただいております。

マーケティング調査の必要性につきましては非常に感じておりますし、今後、観光課の観光動態調査に合わせながら、その中で含めてやっていくのか、また新しい部署で担当者

がやるかを今後検討させていただきたいというふうに思っております。

○十三番（野口哲男君） これはやっぱり早急に、何をするにしても基礎になるわけですから、これをしないと後の行動が、まとめができないと思うのですよ。だからこの提言をいただいて、今一番大事なことは何なのかということは、どのようなお客さんが見えて、どのようなところから来て、どのような満足度がそういうものを、何人で来られて帰られるのかという調査をまずすること。それから別府に対してどのような要望を持っているのか、これが一番大事なのですね。ここの顧客の満足度をどの程度把握するかということが一番大事であるし、魅力というもの、例えば私たちが観光に行く場合、どこに行く場合でも、このまちにどのような魅力があるかというのは非常に大事なことなのです。そこに魅力があるからこそそこに行きたいと思うわけで、別府の魅力というものをどのようにつくっていくのか。そうでなければ、今あるものをこの中から、提言書にあるようなものをどのように育てていくのかということが必要なもので、そういう意味ではどのように考えておられるのかということをお聞かせください。

○観光課長（溝口広海君） 別府の魅力と申しますと、やはり顧客の満足度と先ほどお話がございましたが、やはり一つ一つ今回御提言をいただいた内容を実現していくことによりまして、観光客に受ける魅力度のアップも図れるのではないかとこのように考えております。また、お客様を大切にしなければならないということは市民憲章の方でもうたわれておりますが、「お客さまをあたたく迎えましょう」という意識を市民お一人お一人の方がお持ちいただけるといいのですが、現状は先ほど議員が申されたように非常にまだまだ難しい部分がございます。今後ともこういう活動につきましても、私どもの方で啓発していければと、別府市全体で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○十三番（野口哲男君） ちょっと苦言を呈しますけれども、このまとめの中で言われていることがなされてないから今日の別府があるというふうに私は思うのです。だから先ほど言いましたように魅力をつくっていく。この中で総花的にこれを全部やるというのはそれは無理があります、はっきり申し上げて。しかし、ポイントを絞ってどのような魅力をつくっていくのかというのが、これからの知恵の出し方ですから、この提言書はあくまで提言書なのです。これをかみ砕いて、また組織の面も後で言いますけれども、どのようにつくっていくのかということをごまかして、ぜひ真剣に考えていただきたいというふうに思います。

そういう意味で行政内部とか市民の「ONSEN・ツーリズム」の浸透についてということで、本当に市民を巻き込んだ、本当、観光業界とか関係者だけではなくて、一般の市民をどのように巻き込んでいくのかということをごまかして、どのように考えているのかをちょっとお聞かせください。

○観光課長（溝口広海君） お答えをいたします。

一般の市民の方を「ONSEN・ツーリズム」、またこの提言集の中で「ONSEN・

ツーリズム」をどう浸透させるかという問題ですが、今後やはりいろんな会合もしくは市民の会合に出向きまして、何かそういうものができる状態、また市長もたびたびいろんな会合で「ONSEN・ツーリズム」につきましてお話をしている現状もございます。市役所の内部でも全職員を対象に市長の講話をさせていただきましたし、また旅館おかみの会、また民生児童委員会の会合あたりでも「ONSEN・ツーリズム」についてのPRといたしますか、啓発活動を行ってきております。今後やはりそういう機会をふやしていくように担当課としては努力をしまいたいというふうに考えております。

○十三番（野口哲男君） 確かに考え方はそのとおりですけれども、まだその考え方そのものが私は弱いと思うのですね。

またもう一つ観光業界の例を出しますが、「お店はお客様のためにある」という一つの格言があるのですね。「お店はお客様のためにある」。これはどういう意味かという、結局例えば市役所の職員の方でも、きのうもちょっと、あいさつもできない方がいるというような話がありましたけれども、そこにお見えになる方はすべてお客様である。この建物とかその中はすべてお客様のためにあるのだという観念を持つべきだろうというのが、この一つの発想なのですが、それは別府市役所の方々がどう考えているかというのは、私もまだここでは言いませんけれども、やっぱり大切なことは、そういう一つの「ホスピタリティ」、「おもてなし」とか言葉で言う以前の、例えば別府市民の方に市役所の職員の方がまず頭を下げて、「こんにちは」、「おはようございます」と先に言う。例えば私なんかも入ってきて、裏から駐車、車を置いて入ってくるのですけれども、職員の方にお会いするけれども、あいさつもされない方がいるから、私は、あえて私の方から「おはよう」と声をかけるのです。そうすると向こうが慌てて、「あ、おはようございます」。例えば、本当に別府市民の方々が外から見られるお客様に対して、「いらっしゃいませ、ようこそ別府においでくださいました」という心を持っていただけるようになるにはどうすればいいのかというのが、今回の提言書の一つの大きな目的ではなかるうかなと思いますので、ぜひこの点については一番力を入れて、市民全体で観光客、お客様を迎えられる一つの「おもてなしの心」を持つ方策というものを、市長さんが話すだけではこれは足りません、はっきり申し上げて。市長は必ずそこで話すでしょうけれども、もっともっと市役所の方々も横断的にすべての方々がそういう心を持っていただいて、市民の方々にそれを広めていくということをお願いしたいというふうに思います。

それから次に五番の、現場感覚を持った専門家の育成と正確な基礎データの把握。先ほど基礎データの把握というのは申し上げましたけれども、問題は人材の育成というのが、私もかねがね申し上げてまいりましたけれども、観光課に二、三年いたから観光振興とか観光のことがわかるかといったら、これはわかりません、はっきり申し上げて。やはり五年十年、まあ十年ぐらいはそこで勉強していただく。それからまた一つは、出向したりい

ろんなところ、外で勉強するということも必要ですが、職員課長さんはおられますか、ちょっと職員課長にその点について、人事異動も含めてどういうふうな人材育成を図っていくのかということをお聞かせいただきたいのですが……。

では、この件は後でいきます。

これは、神戸市あたりは、コンベンションビューローと市が提携をしております、五十人ぐらいビューローに出向させて人材育成を図っているのですね。そして専門家をつくっていく、プロをつくっていく。観光のプロというものは、そういうふうにしてつくらないとなかなかつくれないということがありますので、今、職員課長さんが入っていただきましたけれども、この人材の育成について先ほど申し上げましたが、どのような考え方を持っているのかということをお聞かせいただきたいと思うのですけれども。

○職員課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

今議会におきまして、機構改革による観光活性化のための組織機構の強化を御提案させていただいております。人事担当課としましては、職員数が減少する中で効果的な人員配置を目指すとともに観光部門のみならず市民の負託にこたえられる専門性を持った職員を育成していくことが、今後大変重要であろうという思いを持っております。議員さんの御提言にありましたツーリズムに携わる担当職員の育成につきましても、担当部署と十分協議をいたしまして、別府市観光推進戦略会議の御提言をいただきました事項を尊重し、また今後人材育成に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○十三番（野口哲男君） 観光カリスマという方が、何人もおられます。そういう市の職員版といえますか、例えば今、県議になっている首藤さんという方が長湯の方から出ておられますが、この方は役場におりながら、町長がそれをまた任せ切ったところに偉いところがあると思うのですが、彼は長湯を全国的な温泉観光地に仕立て上げたという実績があるので、やはり人間というのは任されたら一生懸命やるし、それからやっぱり観光振興に対してどうしなければならないか、自然に勉強してプロになっていくと思うのですね。そういう人材の育成の仕方というのを、腰をはめてやっていただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

それから、次の質問に入ります。まちづくり組織へのさまざまな支援措置の充実。

これは、今もうすでにいろんな措置がとられておりますけれども、問題は、これはただ単に支援措置五十万ずつ配ればいいのかという問題ではないのです。私もこの考え方については、当時の企画財政部長さんにもお願いして、ぜひ国でやっているような考え方のもとにそういう支援措置をやってもらえないかということをお願いしまして、これが実現したような経緯もあります。考え方はちょっと違うかもしれませんがね。しかし、これはやはり行政が一定程度、こういうプロが市民の方々を巻き込んでそういうふうな、「巻き込んで」と、言葉は悪いですがね、協働しながらやっていく。非常に言い方は難しいの

ですが、いろんな別府市の中に八湯があるとか、別府はちょっと規模的に小さな温泉まちではなくてかなりの都市ですから一本にまとめるというのは難しいところがあって、長崎市あたりも別府のまち歩きをまねしてああいうふうな「さるく博」とかいうものを立ち上げた。これは行政が市民に呼びかけて一緒になって協働してああいうことをつくっていったという経緯があるわけなのですけれども、やっぱりそういう知恵を出していただかなければならないのではないかと思いますので、そこら辺はどうでございますか。

○観光課長（溝口広海君） やはり行政が事業を推進する中では、民間との協働作業がかなり重要なウエート占めると思います。そういう意味ではまちづくりグループや市民団体、民間業者の支援と連携をしながら、事業の内容やその規模、行政としての連携の必要性などを勘案しながら担当部署と連絡をとり、事業の推進を優先順位により図ってまいりたいというふうに考えております。

○十三番（野口哲男君） まだ具体的にそこまでいってないような答弁でございますので、これはぜひ今後の中で、この後にも出てまいりますけれども、民間側のツーリズム組織の立ち上げというのもあります。こういうふうな一つのあり方として、官民協働組織のあり方というものが今回の提言書の成否を握ると思うのですね。だから私が思うのは、今は別府市役所だけでこの提言書についての議論がなされているかもしれませんが、もう近々のうちにそういう民間の組織とも本当にもう少し突っ込んだ、ただ単なる連絡会ではなくて、これをどういうふうに具現化していくのかという話を始めるべきではなからうかというふうに考えております。その中からまたいろんな新しいいい知恵も出てまいりますし、それからいろんな具体的な取り組みの方策についてもいいものが出てくるのではないかと考えておりますので、ぜひそういう一つの取り組みをお願いさせていただきたいというふうに考えます。

それから、この大事なところは、官民協働組織のあり方というのがあります。前回、前々回もビューロー、観光協会それから別府市の観光課、一つの観光振興にかかわる組織をどのようにまとめていくのかという質問を私はさせていただきましたが、ビューローについては、今のところ県の方から、コンベンションそのものがどうなるかわからないというような状況の中で答弁ができない状態であったとは思いますが、この提言書が出て官民協働組織のあり方を「ツーリズム協会」というふうなものも、「仮称」と書いてありますけれども、考えていきたいということがありますが、これはどういうふうな考え方であるのかということをお聞かせいただけますか。

○観光課長（溝口広海君） 御提言では「ツーリズム協会」という官民協働しました組織の立ち上げ……、「ツーリズム協会」という御質問でございますが、民間と観光協会また市と一緒に誘客事業を推進していくという組織の立ち上げのことでございますが、現時点では非常にコンベンションビューローのあり方、体制につきましても、県が指定管

理者制度の方向性を示しておりますし、県と市で共同管理をしているという状況から、コンベンションビューローの中でのビューローの立ち上げというのが非常に難しいというふうに考えます。今後のビューローの管理体制もありますので、県と市との協議の中で進めていかなければならないというふうに考えております。

また、官民一体になったビューローの立ち上げですが、御提言でいただいております組織については、現時点では取り組むのが非常に難しいのかなというふうに考えております。

○十三番（野口哲男君） 答弁は「難しい、難しい」という言葉が並んでおりますけれども、これは難しく考えると難しくなる。ただ簡単なことは、先ほど申し上げましたように、「ビューロー、ビューロー」と。ビューローはビューロー、コンベンションビューローはコンベンションビューローというのがあるけれども、主体的に今後考えなければいかぬのは、県から離れて別府にすでにもう半分以上足が、体重が乗っかかっているわけですから、これは別府市の観光振興に対するこの提言書に関する取り組み方として新たなそういう組織をつくるというのはぜひ必要ではないかと思うのですね、私は、これをやっていくためには。だから一步踏み込んで、やっぱり別府市がそういうものをつくっていく中でコンベンションのハードの部分ではないのですよ、ソフトの部分でやはりそういうふうな、ただ誘客だけの目的の組織ではだめなのですね、これ。本当にこの提言書が具体化されるようなすべての観光振興にかかわる問題をここで解決していくというような組織がつくられるべきではないかなと私は思うわけありますから、この点についてもう少し突っ込んで検討していただきたいというふうに思います。今のままでは、せっかくの宝の持ち腐れになってしまうというふうに思います。

大体十分を残してやめるつもりですが、もう一点だけ。いいですか、これは非常に難しいのですが、この提言書そのものが非常にいいまとめがされております。ところが、いつもこういうまとめの中で観光課の専門家でもわからないような、即答ができないような横文字がたくさんあるのですね。だからこれはこのまま出しても、別府市民の方々は、書いてあるけれども、これを理解するのが非常に難しいのではないかと思うのですね。この点について例えばこういう、五巻の最後の方に、「別府総柵卸し例」とか書いてあるのですけれども、この中で例えば今回の考え方の中で、「ONSEN・ツーリズム」とはこうこうですよ、「ツーリズム」というのはこんなものですよ。それから非常にこのところが、私はもういつも思うのですけれども、「ツーリスト債」、「トラスト」、それから「ツーリスト・ビューロー」、「ランドオペレーター」。「ランドオペレーター」って、すぐ皆さんがわかりますか、どういう意味か。（「わからん」と呼ぶ者あり）わからんのですね。だからそういう意味で、私はせっかくこういうものをつくっていただいたのですが、これをもう少し市民の方々に浸透していくためには、この横文字をあえてわかりやすく、別府の言葉でも結構ですから、作りかえてこれを解説をしていただくという作業をぜひ

お願いしたいと思います。それを最後をお願いして。いかがですか、参事、どうでしょう。

○観光経済部参事（山川浩平君） 確かに議員さんが御指摘のように横文字が非常に多いということで、私どもも非常に苦慮しておりますけれども、（笑声）その辺をただいま御提言をいただきましたので、これを修正するというわけにはいきませんので、別紙で難しい横文字の解説ということを付録でこれをつくっていく以外にないので、その方向で動きたいと思っておりますけれども、「ツーリスト債」は、いわゆる市債のことでございます。しかも観光施策の目的の財源確保のための債権ということで「ツーリスト債」という言い方をしているようです。それと「ランドオペレーター」というのは、これ、解釈が非常に難しいのですけれども、いろんな専門知識を持った人たちの組織を立ち上げたらどうかということで、いわゆるツーリズムに関する水先案内人の一つの組織、そういうものを立ち上げたらどうかという理解のようでございますので、よろしく申し上げます。

○十三番（野口哲男君） そういう意味でせつかく一千万近いお金を使ったのですか、十五年、十六年ぐらいで。そういう意味でこの印刷代もこれだけの本をつるといえば、もうかなりの金がかかっております。これを絶対に埋没させるのではなくて、これまで審議会とか何とかでいろんな提言書とかあるけれども、それが具体的に余り動いた試しがないというふうに聞いております、私は。だからそういう意味では、これを絶対生かしていただきたい。これが別府の観光振興の命運を握っているというふうに思いますので、ぜひその点はよろしくお願いして、私の質問を終わります。

○十七番（高橋美智子君） 一般質問の一番と二番を入れかえさせていただきます。楠港跡地問題について、現状と今後についてを質問いたします。親しき中に礼儀を心がけて質問したいと考えております。（発言する者あり）

それで、この楠港誘致につきましては、市民からいろいろなことを聞かれるのですけれども、はっきりしたことの公のきちとした説明は、九月議会におきまして選考委員会の答申が出て、そしてまた市民の意見を聞きながら市長判断をしたいという、ただそれだけがわかっていることでございました。後のことについては明らかになってないことがたくさんございますので、現状と今後についての質問をさせていただきます。

まず、まとめて四件ほど一括して聞きますので、後でお答えいただきたいと思っております。

一つは、市民の声を聞く集会についてですが、市民の声、アンケートなど今調査しているわけですが、どういう感触を持たれているのか。それから、市民の声の中でも反対の方たちもおられるわけですが、市民の声を聞く会はもうこれで終わりなのか、そのことを一つ。

それから二つ目は、株式会社イズミとの協議はどのような内容が現在話し合われているのかです。これについてお答えください。

三番目。株式会社イズミしか選択肢がないのかということで、これがイズミであれば、

いつ、どういう形で決定されるのか、これを。それから、この契約については売却か賃貸かもはっきりしておりません。もし売却ならその金額、賃貸ならばその金額と何年の契約を考えておられるのか。

それから四番目に、市場調査を、これは議員の全協会議でも皆さんのいろいろ要望があったわけでございますけれども、この影響環境調査といいますが、そういうことについても今どうなっているのか。この四点についてお答えください。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

まず第一点でございますが、「市民の声を聞く集い」の概要でございますが、これまで別府市地域婦人団体連合会を初め六回開催いたしまして、参加者は五百十人となっております。これは非常に参加された方の生の声を聞くことになりまして、大変参考になりました。この中でいろいろ賛否両論、またいろんな御提言もいただきました。この集いに参加していただきました方にアンケート調査をしております。この集計、それぞれ内容がありまして、賛成、反対と単純にまだ区分けできておりません。詳しい内容につきまして、現在調査いたしておりますので、できましたら、また御報告いたしたいと思っております。

それから、これで「市民の声を聞く集い」というのが終わりなのかという御質問でございますけれども、市長、助役、また出席した中でのこのような形での「市民の声を聞く集い」というものにつきましては、一応区切りをつけたいと考えております。今後はまた議場の場におきまして、議員さん方の御意見等も深くお聞きしていきたいと考えております。

それから、現在イズミと協議しておるけれども、どういう内容かという御質問でございますが、現在、別府市とイズミにおきまして立地協定書の締結を目指しまして、いろんな協議をいたしております。その中ですべてちょっとこの場で言えませんが、一部の例としまして、地元商店街との共存共栄を図る対策を講じること、さらに新たな従業員を雇用する場合は別府市民を優先してほしい、また建設に当たっては地元業者、また施設の維持管理についても地元業者を優先してほしい、また国道十号線の渋滞につきましては十分な対策を講じてほしい、また別府の農産物や水産物などの販売促進についても、七十一店舗ありますので、販売促進に努力してほしい、また地元商店街につきましても、来られた方にもイズミの駐車場を利用させてほしい、またテナントの誘致については、当然ですが地元を優先させてほしい、このようなことを協議いたしております。

それから四番目に、現在におきまして株式会社イズミしか選択肢はないのかという御質問でございますが、この楠港埋立地につきましては、もともと企業に売却するという目的で平成五年に埋め立てられております。この間十一年間いろんな経緯がありましたけれども、行政としましては公募し、また選定委員会から株式会社イズミを選定したというような報告を受けておりますので、一つの流れとしまして、行政としましては引き続き株式会社イズミの誘致を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、楠港埋立地につきまして土地を売却するのか、それとも賃貸をするのかという御質問でございますが、これも先ほど言いましたイズミとの交渉の一つの大きな焦点になっております。株式会社イズミは売却を希望いたしておりますが、市といたしましては、将来の開発の可能性を視野に入れまして、市の重要な政策決定機関であります政策企画会議におきまして、楠港埋立地については賃貸とする、それをもちまして交渉するというように決定いたしました。今後は賃貸ということで、株式会社イズミと交渉を進めてまいりたいと考えております。

最後に、経済波及効果の調査について現状という御質問でございますが、現在このことにつきまして、株式会社イズミが楠港に出ればどのような波及効果があるのか、またマイナスの波及効果も当然ありますので、それらにつきまして専門的な業者に委託いたしております。現段階ではまだ調査結果がまとまっておりませんので、報告書ができた時点で議会の皆様方にも御報告したいと考えております。

○十七番（高橋美智子君）　たくさんあった中で、ちょっと何かこのことで本当に誘致をするのかということをお心配をされているのですけれども、例えば一番最初に質問しました感触についてですね。これ、何か全然答えになってないというか、賛否両論があって当たり前であって、だからどういうふうに市行政としてはとらえているのかということをお話をさせていただきたいと思います。それから、市民の声を聞く会も区切りをつけたいと、こういうふうなお話でございますが、それでまちづくりができるのかな。これは後でまた意見を述べたいと思いますので、やはりこれはまだ不完全燃焼で終わっている方たちが多いわけですから、これについては配慮すべきではないかと思っております。

それから、協議については協議書の締結をするということで、いろんなことがあるのだろうと思っておりますけれども、これはもう少し中身を吟味しないといけないなという感じがいたしました。

それから三番目に、今皆さんがちょっとざわついたことは、契約について賃貸に決定をしたということでございますが、これは間違いはないのでしょうか。それから、この選択をしたのは特にどういう理由と申しますか、どうしてこういうふうになったのかということをお尋ねいたします。

それから最後に、市場調査についても、これもまだ何か、業者に頼んでまだはっきりしてないということで、これもまとまってないわけですよ。だからこれについてももう少し、いろんな影響は行政でちょっと考えているのではないかと思うのですが、そこら辺についてあればちゃんと話をしてください。

○助役（大塚利男君）　今、三つ目の、賃貸に決定したというように課長の方が報告いたしました。これにつきましては、これまで市長の方が市民の声を聞きながら、また「市民の声を聞く集い」の中でも市長の思いとして、今、賃貸の方を希望しているということ

をお話し申し上げておりましたが、私ども、この市長の思いだけではなく市としてどうした方向がいいのかということ、先般、企画政策会議を開きまして、その中で審議をして、最終的に市の方の方向性としてこれは賃貸を希望するということ、意思統一したということでございますので、そここの御理解をよろしくお願いいたします。今後、企業とは賃貸をお願いしたいということで協議を進めてまいりたい、そのように思っております。

あとについては、担当部課長の方から答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○観光経済部長（東 昇司君） 市場調査、経済波及効果についてであります。これは今、大阪の業者に委託しております。早ければ十二月の中旬ぐらいには出るのではないかと考えております。出次第、議員の皆様方に御報告したいと考えております。

○十七番（高橋美智子君） はっきり全部聞いても何か出ないような感じで、いつも何か議事が終わってからあれしますみたいなことが多いので、私たちは議員として市民から聞かれたときに判断材料が、自分たちもいろいろ視察などに行ってきたらちゃんと調査をしたいと思っいろいろ出かけておりますけれども、市の行政がやはりそれなりの調査をして、この場でやっぱりきちんとした定義をして、こうだからこういうふうにしたいのだということをやったりきちんと言えることが大事ではないかと思っております。

それで、実際に市場調査については、人によって調査の仕方もいろいろあったので、専門の方がされていることと、私たちも調査したことを照らし合わせたいという気持ちがございます。ですから、ぜひこういうのは早く出して、できればやっていただきたいというふうに思っています。そして、この市場調査ができなければ、逆に言えば中心市街地活性化についてはこうするのだという行政のきちんとしたものがあるのかなという、ちょっと心配がございます。それで私は、この市場調査というか、私自身がスーパーイズミについてを調査した中では、この同じ規模、別府市の大体六千坪の規模での、これは小規模な方に当たると思っています。これについては余り私は、中津とかそれから呉とかも行って見ましたけれども、そんなに市内のスーパーと変わらない。ただ建物が大きいというか、いろんなことの方が違う人があるようでございますので、私が行ったときにはたまたまそういうような雰囲気、活性化というか余りそういうことを感じられなかったのですけれども、ですから、そういう点の規模の問題。それからまた、本当、郊外的なところを調べてみまして、南岩国とかちょっと違った規模のところ、郊外型に進められていることにつきましても、行政と交通のアクセスなどを一緒にやりながら、郊外型としては大変な効果をしているというところがございます。しかし大きく、これは本当に久留米のように四倍ぐらいの規模になると、さすがにもう、これはもうすごい、これが逆に来れば大変なことだなという気もいたしました。確かにこれはまちが一変するものであろうなというふうに思いました。こういうことのいろいろ照らし合わせるための調査のことを、行政の方から

やはり早くお示しいただきたいと思いますが、先ほど言ったのは十二月にできるということ、今月に配られるということなのではないでしょうか。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

調査がおくれていることですが、事務方といたしましては八月二十四日にこのイズミというのを決定したという答申を受けております。その後調査に発注したということで、大変おこなっております。十二月いっぱいまでにはつくるということで現在進めておりますが、いろんな県の資料等も集めまして、今月中にはつくりたいというふうに考えております。

○十七番（高橋美智子君） それでは、先ほど契約については賃貸の方向性、これはみんな賃貸の方向性で決めた、そういうことでとらえておきます。

それから、中心市街地のこれ、結局は誘致目的は中心市街地の活性化にあるということですが、これについて活性化をするのだということを行政の方では言っていますけれども、この根拠を示していただきたいと思います。

○商工課長（中野義幸君） 活性化の根拠となりますのは、今回の楠港の埋立地の企業誘致につきましては、平成十二年度に策定しました別府市中心市街地活性化基本計画、これに基づいて誘致をいたしております。この中心市街地活性化計画は、二十名の委員で構成されましたが、そのうち十人の委員が、トキハ、マルショクを含め中心市街地の商店街の方々でございます。この中心市街地活性化計画の中では、中心市街地を活性化するには三つの核となる開発をする必要があるというふうにされております。その一つは楠港埋立地への企業誘致、二つ目は近鉄跡地の開発、三つ目が中央市場の再開発、この三本の柱をもって中心市街地の再開発をするという骨子になっております。以前の中心市街地の核的な施設というのは、御存じのように楠港でございましたが、現在は核となる施設がないということにより衰退したというふうに考えております。楠港埋立地に集客力のあるイズミを誘致することによりまして、閑散としている中心市街地に人の流れを取り戻すことができると考えております。しかしながら、最終的には商店街の各店が自分の店の魅力を高めるという努力も必要だと考えておりますので、これらソフト、ハードを含めまして、行政としても支援をしていきたいと考えております。

○十七番（高橋美智子君） この中心市街地の活性化の計画で商店街の方とかマルショク、トキハとかの方たちが結構入っているのですが、何か反対している人の中には、この基本計画の中に入っていて、そしてなおかつこの計画、この三つの基本的な計画について漸次楠港を先に進めようということでも市や行政は方向を示したわけですが、それについて反対という意思表示をしている人たちがいます。それでちょっと、なぜそういうことになるのかなということも気になりますけれども、こちら辺のところでは私はひとつ行政の言い方もちょっと何か、ただ一方的にするというような感じで皆さんもとらえているので

はないかというふうに思いますし、また株式会社イズミ頼みというか、それでまちを何とかしてくれるのではないかというような人頼みのような、まちづくりとか人の力を借りて皆さんの仲間づくりで協働でやっていくとか、そういうような考えが皆さんに伝わらないのではないかなというふうに思います。

それと、行政は誘致をするのみで行政の政策というのがはっきりと打ち出してというか、見えてないのですよね。ただ人が集まれば活性化する、それから後はまた近鉄跡地とかいふようなことを考えていこうと、そういうように思われているのかもしれませんが、この活性化については具体的には行政の策はないのでしょうか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

先ほどこの中心市街地活性化計画、この中には商店街の方も一緒に入ってやられたのに、今回の企業誘致については反対されているということで一つはございます。これは当時平成十二年でございますが、一番初めは平成の……南部が衰退していった、そういったことからこの中心市街地をどのようにしていくかというのを市の大きな課題に取り上げまして、楠港を埋め立てて、ここに核となる交流施設をつくってにぎわいを取り戻し、中心市街地を活性化していくという考えから埋め立てができ上がったわけでございますが、このときにあわせて別府市港湾計画並びに中心市街地活性化計画をつくって、それからさらに平成十二年に、先ほど申しました中心市街地活性化基本計画を策定したところでございます。この中に誘致する企業の業種について中心市街地の商店街の方とかマルシヨク、トキ八別府支店の方なども委員として参加をいただきましてつくったわけでございますが、この中で受け入れる業種としては国際観光ホテル、ウォーターフロントガーデン、ショッピングプロムナード、アミューズメント施設等の総合複合施設を誘致するということになって、私ども、今回の公募ではこの基本計画に沿って募集をかけたところでございます。最終的には物販施設と言われる商業複合施設、これは商業施設だけでなくアミューズメント施設などをあわせ持った施設が公募に名のりを上げたわけでございます。したがって、この五社だけが、商業複合施設が応募があったため、反対の声も出たわけでございます。その方々は、今のところ私どもが意見を聞く会などで把握したことは、やはり観光施設が望ましいのではないかと、そういった思いからそのような反対の主張がされているものでございます。

そういったことで別府市は、中心市街地の活性化を図るということで楠港埋め立てを計画して、ここに企業誘致する、民間企業を導入することによってにぎわいのある施設を、集客力のある施設をここに持ってきて、工夫することにより中心市街地に流れをつくって活性化を図る、そういう目的で今回の公募も実施したところでございます。今の別府市では、非常に衰退してきておりますので、このままに放っておくことができないという、そういう思いでございます。イズミ頼みではないかというようなお話もでございます。今回五

社の中から選定したわけですが、これの選定をしたときに、この選定委員会の会長から市長の方に口頭でその選定の結果について報告がなされております。私ども、これを記録しておりますので、若干参考になればと思ってここで発表させていただきます。

ポイントは、中心市街地をいかにして図るかということである。別府市の現状はかなり現在深刻であり、地価も大幅に下落している。今すぐ対策を講じなければ、個人的には五年間勝負と思っている。その意味でも、今回のプランは有効であったと思う。

二つ目に、中心市街地の中小企業は貸し渋りに遭っており、大変苦勞しておる。商工会議所も脱会する人が多く、非常に心苦しく感じている。今回の誘致で資金的にもダイナミックなものを期待しておる。

三つ目に、零細企業にとっても今回の企業誘致がプラスになることを期待している。ぜひ南部再開発をお願いしたい。

四つ目に、今回の計画の魅力は三つあるが、一つはワンコインバスである。これは何よりも高齢者が中心市街地に出てきやすくなる。それから、この三つある中の二つ目でございますが、二つ目は、駅と港とのつながりができる――「港」というのは埋立地でございます。今回の計画では、施設に来たお客様が国道十号線をまたいで中心市街地を回遊できるように横断歩道橋をかけることが、プレゼンテーションでは計画されておりましたので、こういった公表がなされております。三つ目は地域関係である。年間八百万人の集客を見込んでいるが、単純計算すると日に二万人のお客様が集まることになる。このお客様が中心市街地へ足を運んでもらうような仕掛けをつくり、これを生かすことが今後の行政と商店街の課題になると思う。

こういった公表がなされているところでございます。このようなことから、私どもも企業と中心市街地、共存共栄、また中心市街地の活性化を図るための私どもとして、皆さんの意見を聞いた上での協議をさせていただいているところでございます。

○十七番（高橋美智子君） それならば、私は今はっきりとこういうことを聞きましたけれども、やはり皆さんには伝わっていないのではないかと思います。そして市民運動をしている人、また反対というより政策が違うといえますか、そういう人たちの考えというのは、たぶん行政との違いが何なのか。今こういう反対の人たちがだんだんと大きくなっていく中に、やはり私は、これは修復保全をしないとイケないのではないかと思います。先ほど聞いたら、これで一応話し合いは終わりというような感じを受けましたけれども、私は、このまま突っ込んでいけば決していい結果にはならないと思います。というのは、まちづくり、市がせつかく市民の目線で皆さんの意見をたくさん聞いたということは、もう皆さん本当によくわかっているわけです。そして本当に市長に期待する、民主主義というか、そういうことに対して何かよくわからないけれども、こういう人たちの話し合いの中で例えば選定委員会についても、やっぱりああいういきさつで強引なというか、そういう不満

があると思います。私は、市長はたぶん公募とかで、そして市民の人たちの声を聞こうという中で民主的に進めようと思ったと思います。しかし結果を見ますと、旧態依然の審議会のあり方で、そしてこれに対してやはり市民は失望したというか、そういうことはあると思います。ですから、それについてのいろんなことを解説しなければ、私は、みんなの不満がやはり抑えられないというふうに思います。市民の、これからまちづくりをするときに商店街の方たちやら、それから市民運動の方や、それからまた持続的な社会を目指して環境問題とかいろんなことをおっしゃっている方たちの中で市長の思いやら、どこかで本当に通じるところというか、そういうものの話し合いをやはり私はするべきだと思いますので、これは市長にちょっとお聞きをしたいと思いますけれども、市長の言葉で私は語っていただきたいと思いますが、どうですか。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

議員の御指摘の御心配、最もよくわかります。私もそのことを一番心配しながら、これまで手順を踏んでまいりました。決して強制をしない、市民の声や生の声を聞きたいという思いで、公募した時点でまず市民の目線でどれだけの方が集まってくれるか、そのことも不安でした。十八社説明会に来たとき、本当に喜びでした。このまま十一年間放置されてきたこれが何とか有効利用できるかなという思いでした。そして中で残ったのが残念ながら、「残念ながら」という言葉はよくないのですが、私の思いとはやはり観光立市である観光施設が欲しいという思いがあったことは事実でございます。しかし残った五社は総合物販の施設が残ってしまった。しかし、それを私が選ぶのではなくて、また選定委員会をお願いをしてその中で選んでいただこう。その中では、この五社とも別府観光立市のためにはよくないという選択肢もありますよということは、私がこれまでも述べてきたとおりです。そういう中で平等の、公平な審査の中で選定がされるものと思っていました。結果として選定されました。株式会社イズミ。私は、イズミでなくてもよかったわけでございます。イズミありきとか、先にもう株式会社イズミのために選定委員会をつくったとか、いろいろ言われましたが、全くその思いはありません。選定されるまでは私は口を挟みませんし、選定の委員、委員長にも一言も言っていませんし、会ってもいません。業者にも会いませんでした。そして出てきたときに、選定された以上は、この選定委員も活性化委員会の団体をお願いをしてそれぞれつくっていただいて選考していただいたわけですから、そういう方々が真摯に議論をしていただいたとっております。ただ方法論としていろいろ評定のあり方とか、市サイドが五人も入っておかしいとかいろんな御指摘もいただきましたが、皆さんがそれぞれ真剣に別府観光再生のために将来どうあるべきかという視点で選んでいただいたと私は信じたい。

そして、出てきた株式会社イズミに対しては、これまた市民の思いを聞いていましたから、その思いをしっかりと私は株式会社イズミに対して、市民は、反対している人たちは

こういう部分だから反対しているのですよ。例えばさっき売却、賃貸の問題も、売却をしなくてはならないというこの宿題を、売却で公募することができなかったのも賃貸でしたいという思いもあったわけでした。売却か賃貸か、それでも来てくれますかというところまで考えて公募しました。そして、最終的には皆さんの声の中に、この地価の下がったときにこの市有財産を売るのはですか、という反対もたくさんあります。そういう思いと同じように皆さんの声を受けて、私は私の思いをちらちら言っておりましたが、最終的に政策会議で市の方針として先日決定をいただき、今、株式会社イズミと賃貸でお願いしたいということをしっかりお願いをしているところでございます。まだ最終決定の合意をしたわけではございませんが、向こうは買いたい、私たちは賃貸でお願いしたいということを今続けているところでございます。

そういう思いの中で私としては、株式会社イズミを今誘致することに推進をいたしておりますが、「立ちどまれ」とか「もう一年待て」とか「三年待て」という声もあります。では、私がこの十一年待った中で、行政の継続の中で私が突然思いついた事業なら「待ちましょ」ということが言えます。継続の中で何とか観光再生は今この時期を逃したらないだろうという思いの中で精いっぱい頑張らせていただきたいという思いで推進をさせていただいています。そこで合意が、ある程度お願いした部分が、ここまで聞いてくれましたよという部分ができた時点で、議会にしっかり相談をさせていただこうという思いで今進めているところでございます。しかし、もう随分時間がたちました。もう余りこれ以上延ばすこともできないだろう。相手にとってはいつまで延ばすのか、いつまでわがままを言うのかという気分もあるのではないかな――これは推察ですよ――そういう思いがします。私が誠心誠意市民の思いを伝えて、「これで受けていただけませんか」というお願いを今している段階でございますので、合意にある程度立地協定書が固まった段階では、議会にしっかりとお願いをして皆さん方の同意を得たいという思いでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○十七番（高橋美智子君） 何か市長、私は市長の今まで進めた行政のことというのは皆さんほとんどわかっておられると思うのですよ。ただ、このことで反対している人たちの気持ちがこのことの、まじめに本当にまちづくりとか一生懸命考えてやっている人たちが多いから、特に私はやはりこの人たちが何を、そういうことを要求しているのかということをもう少し丁寧にお聞きになる気はないかということをもう質問したのですけれども、それと、そのことは、私はやっぱりこんな人たちにこそまちづくりをしてもらわなければいけない、中心になって、そしてまたこういう方たちはたくさんの活力があると思っております。ですから、そういう人たちのことをもう一回何らかの形でやはり話し合いを私はさせていただきたいという要望を申し上げておきます。

それと、つくづく私は思うのですけれども、「まちづくりは人づくり」と言われます。

それからこういうふうにはっきり市長はこういうまちの楠港のことできっかり、いわば市民がこのことについて関心を大変持って、まちづくりのきっかけともなったと思うのです。ですから、はっきりこういう人たちの考えをやはりまちづくりのチャンスととらえて、私はきちんと対応を行政としてはすべきではないかということのを要望を申し上げておきます。それでは、次に海岸整備の問題にまいります。

この海岸整備については、ちょっと楠港とも関係ありますので、私たちの、これから議員がいろいろと決定する中での判断材料としたいというふうに思っていますのでお聞きします。

国の海岸整備について、これは大変広大なもので、八地区あって、全体計画が終了するのが平成二十三年の予定になっています。それで、とてもこれはすごい計画なので、なかなかわかりづらいわけですよ。しかし、この計画は十号線を挟んでという皮肉かもしれませんが、遮断された中で余り関心を持つ人がなくて、工事は着々と邪魔されることなく進んでいます。私もこれ、餅ヶ浜のワークショップに入らせていただきましたおかげで、餅ヶ浜地区のことが大体わかったわけですが、後の計画はほとんど私には見えていません。そこで、楠港跡地のこと、海岸整備がどのようにかわるかということをお聞きをしたいと思います。

この国土交通省の直轄海岸整備事業の全体計画の現状について、簡単に説明をお願いいたします。

○都市計画課参事（村山泰夫君） お答えいたします。

海岸整備の全体像についてということでございまして、当市の市街地は鶴見山などの山々のすばらしい自然環境に囲まれておりまして、しかしほとんどの海辺でコンクリートの海岸、護岸、消波ブロック等が並び殺風景な海岸となっております。その海岸線を、防災機能を強化して潤いと安らぎで安全な高質な海岸によみがえらせようと、世界に通ずる国際観光都市として国の直轄事業で別府港海岸保全施設整備事業、高潮対策事業が平成十三年度より別府港海岸四地区で事業採択を受けて、各地区で検討調査がなされてきました。国土交通省では、九州では初めてというワークショップなど住民参加型の海岸事業の推進を図りまして、ことし平成十六年六月に国土交通省の港湾局長をお迎えして、餅ヶ浜地区で工事の着工をしております。平成二十年度には、この地は白砂青松の海浜がよみがえります。それと、また現在では北浜二地区、旅館街の前面におきまして、平成二十年度着工に向けまして海岸整備検討委員会や幹事会、さらにワークショップを開催しながら市民の意見を取り入れた海岸整備の方針を進めております。

○十七番（高橋美智子君） それでは、今言った国の計画も北浜一地区、北浜二地区、餅ヶ浜地区、それから石垣地区、上人ヶ浜地区、これは国土交通省の計画ですが、大分県は北浜マリーナ、的ヶ浜地区――これは市になりますが――と一緒にあります。関の江地区

も県と市と一緒にするというような計画で大変広大なもので、特に楠港近くの交通アクセスや駐車場についてちょっと考えを聞きたいと思うのですけれども、現在進行中の餅ヶ浜地区も交通アクセスを何か仕かけているというお話を聞きましたし、北浜一区、二区、それから特に北浜ヨットハーバーについてはもうすぐ近隣でありますので、これについてのアクセスについてどう考えているのかお尋ねします。

○都市計画課参事（村山泰夫君） 議員さんのおっしゃるとおり、海岸を歩いてみていただくにもアクセスの道路、駐車場は不可欠なものと考えております。現在工事を行っている餅ヶ浜地区につきましては、海岸利用者の利便性を図るため南北二カ所に二百台収容の駐車場を計画し、さらに海岸背後のナフコの裏面になりますが、市道の拡幅等を計画しております。北浜一地区、南部地区、浜町、北浜二地区、旅館街前面につきましては、海岸整備検討委員会幹事会の中で、隣接する市道、公園、広場を海岸とのアクセスに利用しながら、駐車場なども検討していく必要があると考えております。また北浜ヨットハーバーの拡張整備が進んでおりますが、この中でも百三十台の収容ができる駐車場の整備が予定されております。

○十七番（高橋美智子君） かなり進んでいるということがわかります。それでちょっと、これは計画にきちっとあるのかどうかかわからないのですけれども、前、浜脇の交流拠点整備というか、そういうことがうたわれておったのですけれども、現在県も少しいろんなことで形を変えてきたということで、特に南部の、大分からの交通アクセスですかね、入り口、南部地区に入ってくる。その南部地区の交流拠点整備というのはどう考えているのか、ちょっとお答えください。

○都市計画課参事（村山泰夫君） お答えいたします。

北浜地区は、港湾計画の中で交流拠点等の土地利用として南の玄関口としてインフォメーション施設や商業施設などのための用地の造成、また大分県によりましてシンボル緑地として整備する計画になっております。議員さん言われる背後地にあります広場、浜脇公園などをこの地の交通アクセスとして利用して、海岸へのアクセスとして考えていかなければならないと考えております。

○十七番（高橋美智子君） 最近新聞で、それこそきょう、「着々プロジェクト計画」という言葉でちょっと聞いたのですが、東別府地区に別大の拡幅を考えて計画があるようですね、これについて説明してください。

○建設部長（金澤 晋君） お答えいたします。

先ほど議員さんがおっしゃいました国土交通省がやっております「着々プロジェクト」の概要でございますが、これは国道十号線の東別府駅から両郡橋の間約七百メートルございますが、この部分が現在片側二車線、全部で四車線の道路となっております。この部分が、ことしの五月の連休におきましても、「うみたまご」が開設されたというような状況

もございまして、大変渋滞を来したという形でございます。国土交通省ではその辺のことを十分参酌しまして、平成十九年度を目標に片側三車線、全部で六車線になりますが、その供用開始を目標として、十九年度目標といたしまして計画を今行っているところと聞いておるところでございます。

○十七番（高橋美智子君） それでは、北浜ヨットハーバーの計画ですけれども、今、平成二十年の国体会場で予定されているわけですけれども、ヨットハーバーというのは、本当のヨットハーバーというのは大分県にはないそうですね。そして別府でも「ヨットハーバー」と通称言っているようですけれども、あそこは船だまりというような性格だそうですね。これについてせっかくこういう国体でされるわけなので、私は全体に後の障害者の人たちの大会とかいろんなことを考えた場合には諸整備が必要であろうと思うのです。それでこの際、北浜の公園と一体化した整備計画が検討されているのかどうか、それをお尋ねします。

○都市計画課参事（村山泰夫君） お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、北浜ヨットハーバーの拡張整備が平成十五年度から二十年度に施行されております。港湾整備の完了とともに、平成二十年度に開催される第六十三回の国民体育大会セーリング競技の会場として予定されております。このヨットハーバーに隣接した北浜公園は、近隣公園として位置づけられております。北浜公園も、中心市街地事業の一環としてリニューアルを計画しております。また別府観光推進策に関する答申に提言されていますが、計画に当たっては海に面したハーバーと一体となった公園であるとともに、北浜旅館街との連携や、市民と観光客が交流できるエリアとして、また別府港の港文化を取り入れた公園として整備できるのではないかと考えております。

○十七番（高橋美智子君） これは国体準備局にも聞きましたけれども、大変御苦労されて、いろんなことで調整をされたりしているようですけれども、都市計画の方もリニューアル計画とか港文化の公園としての整備ができるのではないかという希望的な考えといたしますか、私は希望的にこれから四年先、ヨットハーバーが観光客の集いの場となって、またマリンスポーツの拠点として海の観光資源でにぎわう場となるという、そういうようなことを連想します。

それから、七年後にはこの全体の計画ができるので、別府海岸は本当にびっくりするほどすばらしいものに私はなると思います。今たぶん皆さんは余り海岸で進捗状況を見ていらっしゃるのではないかととも思いますけれども、本当にこれはできたら日本でも有数というより、景観からいえば日本一のすばらしい海岸に生まれ変わるのではないかと私は思っています。ですから、「山は富士、海は瀬戸内」とか言いましたけれども、「山は富士、海は別府、湯も八湯」と言って、二番目と三番目を別府がとったらいいなすばらしい海岸整備が私はできる、そういうふうに思っています。

それで、このように海岸整備が進む中で楠港跡地が、別府文化の発祥の地なのだから、みんながどのようにこれを思うかという将来的な計画を考えても、私たちのこの判断材料をきちっとやっぱり示していただいたことに感謝をいたします。そしてできればこれをきちんと計画どおりにぜひ御努力されて進めていただきたいという要望をして、ちょっと時間がなくなりましたので、次に行かせていただきます。

機構改革のところ「ONSEN・ツーリズム」のことにつきましては、話が十分出ましたので、これはもう割愛させていただきます。

そして特に教育の方で、市の教育センターと青少年センター、これを一つにして総合教育センターにするということを言われましたけれども、私自身、教育のことのこの二つの役目というのはわかっておるつもりですけれども、現在どのようなことをしているのか、ちょっと簡単に説明をお願いします。

○学校教育課参事（寺岡悌二君） お答えをいたします。

市の教育センターでは、教職員の資質向上を図るために学力向上や子供理解及びコンピューター活用等の研修講座を企画・実施しているところであります。昨年度、講座の参加者数は三百六十人でありました。相談活動では、いじめ・不登校等教育に関する相談員を配置しておりまして、昨年度は七十四人の相談者がございました。また学校に行きたくても行けない児童・生徒を対象にふれあい学級を運営し、学校復帰のための支援を行っているところでございます。

市の青少年センターでは、青少年の非行防止と健全育成の充実のために街頭補導、地区補導を通して非行の早期発見・早期対応に努めておりますが、昨年度は七百二十七人が街頭で補導されております。また市内五つの交番と学校との連携を強化し、地域ぐるみで環境浄化活動を進め、子供たちを守る取り組みをしております。さらには市民からの相談活動では、昨年度は受理件数が四十九件ございまして、問題解決の早期対応にも努めているところでございます。

○十七番（高橋美智子君） そういう大変な仕事の中で、この二つを統合するメリットは何なんですかね。これを伺います。

○学校教育課参事（寺岡悌二君） お答えいたします。

本来学校は、子供たちが安心して楽しく過ごせる場所であるはずでございます。児童・生徒には学校に行きたくても行けない、あるいは学力が身につけていない、さらにはさまざまな要因から問題行動を起こすといった状況が見受けられます。もとより両センターは、「生きる力をはぐくむ学校づくり」という教育目標を同じくするものでございますが、このような状況下でこれまでとはもすれば両センターはそれぞれの場所で問題にかかわる場面がございまして、その対応に苦慮することがございます。このようなことから、今回の統合により、まず各幼稚園・学校が抱えている教育問題等、学校の内側から対応している

教育センターの機能と、学校の外側から対応している青少年センターの機能が深く関与することになりますので、課題を迅速に解決しやすくなります。また幼稚園・学校への指導・助言がより効果的に、かつ幅広くなると考えております。さらには相談にかかわる窓口が一本化されることにより、より適切に対応しやすくなる、そういうふうを考えているところでございます。

このように両センターの統合は、学校、家庭、社会地域が一体となって別府市のかげがえのない子供たちを支えていく総合的な教育施設としての機能を発揮できるものと考えているところでございます。

○十七番（高橋美智子君） この二つが一本化することで対応がしやすいということは、それで私はいいと思っているのですけれども、青少年センターは、狭い中のあの教育センターにただ移して一緒にするというハードの面でも大変問題があるな、機能的にどうかというふうに思います。本来は一番機構改革の趣旨とすれば、ソフト面の内容の充実を図ることが私は必要ではないかと思っています。それで特に野口議員からも話があった専門的な方ですね、いろんな部署での特にこういう専門の臨床心理士などは、もう大分でも二人もいますし、ケアの部分が本当に大事になって、特に低年齢化してから子供たちが大変いろいろな多重的な問題を抱えて、どんどんと困難が増しているというふうに聞いています。それでこれからの社会にやっぱりぜひ子供たちにとって一番大切な、行きづらいものにならないように、その手助けができる一番専門的な人たちをやはりそこに配置をするというそういうことが私はやっぱり一番必要ではなからうかと思うのですが、その点は教育長さん、いかがでしょうか。どういうふうに考えておりますでしょうか。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

ただいまの御提言、ありがとうございます。私ども、教育委員会の内部でも今、議員さんがおっしゃったことについては十分検討いたしております。前向きに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○十七番（高橋美智子君） それではお願いをいたしまして、そして特に今から人づくりという本当に大変な、子供たちの受難の時代と言われておりますので、ぜひですね。私たちもやっぱりいろんなことで自分自身の人づくりもしなければいけませんけれども、本当にそういうことでの子供たちを大事にしながら、特に別府の教育のすばらしさというか、そういうことをやっぱり発揮させていただきたいと思います。

最後になりましたけれども、南小学校跡地について、将来計画の進め方について質問いたします。

その後、六月議会で質問しまして、市有財産活用推進スタッフ会議を設置して、公有財産の管理体制をしっかりと固めた上で活用計画を策定したいという内容だったのですが、その後どういうふうになったか、それから今後の進め方にはどういうことをしようとしてい

るのかを説明願いたいと思います。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします

市有財産の活用推進スタッフ会議の、これまでの進捗状況ということでございます。五月十八日にスタッフ会議の設立準備会を開催しまして、財産活用計画の必要性それからグループ長の指定、それからワーキンググループの設置等の決定、五月二十八日にはスタッフ会議を開催しまして、活用計画のガイドラインの方向性の決定、七月二十三日にはワーキンググループの会議を開催し、先進都市の事例の研究、それから各課の勉強調査の実施方法の検討、それから八月から九月にかけては、各課の土地台帳の調査の実施、十月から十一月にかけて土地及び建物の現況調査ということで進んでおります。今後は、十二月中に調査結果の集約を行いまして、来年の一月、二月ごろにかけて各課のヒアリングを行いまして、今後の活用計画の見通しについて確認をしました後に、財産活用計画の方針案の策定をしたいというふうに思っています。最終的には三月の末までに、活用方針案の策定・決定ということまでにごぎつきたいというふうに思っています。

方針案の中身になりますけれども、方針案につきましては、一に現状のまま市が保有するもの、二番目に当面市が保有し活用を図っていくもの、三番目に民間への売却処分を検討するもの、こういうような段階の分類を盛り込みたいというふうに思っています。

○十七番（高橋美智子君） きちんと軌道に乗ったのだなと思いました。きちんとやられていることに、評価をしたいと思います。

それで、これに関して南小学校跡地についても今説明があったように、分類に分けられるということだろうと思いますので、これらに伴う予算措置も必要と考えてよいわけですかね。それについて。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

南小学校の跡地につきましても、全市的な視点からという活用方針ということでございますので、その中に位置づけられるということになりますが、活用方針案はあくまでも行政がつくる案でございますので、最終的には十七年度に策定を予定しております市有財産の活用計画、これに行くのが基本になろうかというふうに思っております。市有財産の活用計画の策定時には、当然に先ほど出ましたワークショップとかアンケート調査、この辺も踏まえて意見を踏まえながら、最終的な市有財産の活用の策定委員会というもの、仮称ですけども、こういうのも設置が必要ということになろうかというふうに思っています。またそれに伴います予算等についても予算措置が必要というふうに思っております。

○十七番（高橋美智子君） それで南部地区の振興対策特別委員会で岡山市の出石小学校に跡地整理の視察に行ってお参りました。そのときのプロポーザル方式での複合施設の資料をお渡しいたしましたので、このことも研究していただきたいと思います。

それで最後の、時間がなくて本当に申しわけないと思いますけれども、旧南小学校跡地

も活用、暫定の活用計画ですね、これはいろんな人たちが希望されて使いたいと言っているのですけれども、これについては体育館それから校庭、これについては開放しているようでございますけれども、あとの教室などのこれについてはどう考えているのか。そして、ぜひ使わせていただきたいという方向に検討していただきたいと思うのですが、そのことについてはどうでしょうか。

○教育総務課参事（豊浦章治君） お答えいたします。

教育委員会といたしましても、教室棟につきましては、学校施設の特徴を十分に生かしながらの活用を今検討しておりますが、そのためにはクリアしなければならない諸問題等もございますので、引き続き鋭意検討していきたいと考えております。

○十七番（高橋美智子君） いつまでというのがちょっと気になるのですけれども、ある程度決めて早目に実施できるようにひとつお願いいたします。終わります。

○二十四番（泉 武弘君） きょうの質疑は簡潔に、論旨明快に御答弁をお願いいたします。と思います。

この楠港問題が始まりましてから三回目の議会を迎えるわけですけれども、きょうはこの問題と、今、扇山ゴルフ場の会員の皆さんの中で大変心配がされています扇山ゴルフ場の預託金の払い戻しについて、さらに高齢者の福祉増進、三点にわたって話をさせていただきたいと思います。

私のホームページの方にもたくさんの方から、扇山ゴルフ場の会員権払い戻しはどうなるのだろうかということを書き込みが随分寄せられております。私も本当にどうなるのかなという心配もいたしておりますので、まずきょうは扇山ゴルフ場と別府市との法的な関係、そして扇山ゴルフ場の経営収支を見ますと、かなり厳しい状況を呈しています。この中で果たして会員の皆さん方から払い戻し請求があった場合に、対応力が今の扇山ゴルフ場株式会社があるのかどうか。ないとするならば、五％出資をしている別府市が損失補償等の法的行為を行うことができるのかどうか。ここからまず御答弁を願いたいと思います。

○財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

別府市の法的責任は、商法二百条の株主責任、「株主の責任は、その有する株式の引き受け価格を限度とする」となっております。現在、経営状況は余りよくありませんが、債務保証は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律により、国や地方公共団体が法人に対して行うことが原則として禁止されておりますが、損失補償につきましては、地方財政運営通達により第三セクターの債務にかかる損失補償契約等の債務負担行為の設定は、将来の財政への影響等も十分考慮し、慎重に行うべきこととされており、今後十分に検討させていただきたいと思います。

○二十四番（泉 武弘君） この会員権の払い戻し金額を年次別に見てみますと、口数で

二百七十六件、金額で十一億四百万円、これは莫大な金額でございます。年次別に見てみますと、平成十七年度百十四件の四億五千六百万円、十八年度百十一件の四億四千四百万円、十九年度四十六件の一億八千四百万円、二十年一件四百万円、二十一年四件一千六百万円という形になるかと思っています。この中に、ゴルフクラブの正会員追加募集要綱の中に、第一次募集三百名、会員資格保証金四百万円、その末尾に次のように書かれています。「会員資格保証金は、御入会后十年間据え置きとさせていただきますが、据え置き期間満了後は、退会希望時に御請求いただければお返しいたします」というふうに会員募集の中で定かに書かれております。

さて、私も指摘をしましたが、四番議員も指摘をいたしておりますけれども、現在の扇山ゴルフ場株式会社は非常に困窮の状態である。この扇山ゴルフ場株式会社が株、会員権預託金の払い戻しができないとするならば――できるかどうかわかりませんが――できないとするならば、行政としてどういう対応を考えておられるのか。幸いに市長が会長、助役が役員ですから、当然両方の身分を持っているわけで、片方は行政の長、助役、それで片方は役員と会長、こういう立場です。このことはもう一刻の猶予もならない問題だと思っておりますけれども、この問題についてはどのように考えているのか、この機会に明快に御答弁を願います。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

議員さんも御存じのとおり株式会社扇山ゴルフ場は、別府市とは別個の独立法人でございまして、独立した事業主体でありますことから、第一義的には当ゴルフ場、株式会社扇山ゴルフ場の経営判断を尊重してまいりたい、このように考えております。しかし、このゴルフ場は市としても五％出資いたしております第三セクターでございますので、昨年来、ここは以前から経営危機に陥っておりました。私、去年就任いたしました、市長が会長、私が当時社長ということで、非常勤で私ども、市の行政を……（「どうするのかわりで結構」と呼ぶ者あり）はい。預かったものでございまして、これの改善について検討してまいり、民間企業のノウハウのある会社社長を現在迎えて、いろんな角度から会社の経営改善に積極的に取り組んでいただいているところでございまして、今回の預託金の会員権につきましても、この中で鋭意、今会社の方でこの対応について検討しておりますので、そういった報告を受けておりますので、この会社経営判断を尊重してまいりたい、そのように考えておるところでございます。

○二十四番（泉 武弘君） それは、できない相談ではないですか。財政課長、地方財政法の中で、予算編成時における視点として、「予算編成は、当該年度のみならず翌年度以降の財政支出にも十分配慮した予算を組まなければならない」、こうなっています。すでにあなたの方で予算編成に対する基本方針はここに示されています。もうすでに予算の査定が行われている段階で、平成十七年度の十月から会員権払い戻しが要求があれば行わ

れる段階で、市の方が現時点において来年度予算編成の中にこれを取り入れてないということは、別府市は損失補償等の行為を行わないというふうに理解をしていいのかどうか、御答弁ください。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、まだ会社の方向性の判断が、私どもの方に報告が上がっておりません。そういった中で、私どもが予算措置をすることはできないと思っております。したがって、会社の経営判断が出た時点で私ども、市としての対応方を検討してまいりたい、そのように考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 異な答弁をあなたはされますね。会社側の方針が出てないと、五-%の出資、大株主は別府市でしょう。当然あなた方の経営責任というものが存在するわけでしょう。この問題は今指摘したのではなくて、過ぐる議会、この前の議会もずっと継続的に指摘をされている。あなた方の経営責任というのは、どうなるのですか。今あなたが答弁されているのは、扇山ゴルフ場の判断を待ちたい、こう言っている。片方で五-%出資の別府市の代表として、あなた方が入っているのでしょうか。別府市に損失補償等の負担行為を求めないのであれば、それで済む。しかし求めるとなれば、来年度予算編成の基本方針の中に踏み入れていかなければいけないのでしょうか。違うのですか。そういう言を左右したことでは困るから、僕は申し上げている。これは十七年度に四億五千六百万、十八年度に四億四千万、これだけの支払いというものが実際に起こるかどうかわからないけれども、請求があれば行わなければならないというふうに定められておる。だから僕が危惧して今お聞きしている。それをあなたは言を左右して、扇山の結論を待ちたいということであれば、僕はこの機会に、それは別府市の損失補償行為ではないのですねということを確認せざるを得ない。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、別府市が五-%という出資をいたしておる会社でございます。それだけに私ども、就任時からこのことについては大変心配をいたしておりました。まず私ども、会社経営の改善を図るということから手がけて、現在その社長に経営改善に積極的に取り組んでいただいておりますので、中で検討していただいておりますので、この結果を待って別府市の判断というのをしていきたい、そのように考えておるところでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○二十四番（泉 武弘君） あなたは、理論矛盾があるわけ。五-%出資者としての、経営責任が別府市にはあるわけです。それが一つある。それともう一つは、自治体という予算編成にかかわる、先ほど言った地方財政法の中で次年度以降の予算執行についても十分な配慮をもって予算を組まなければいけない、その作業が今行われている。今、二回聞きました。僕は非常に危惧しているということでお聞きした。だけれども、あなたは扇山ゴ

ルフ場の判断を待ちたい。扇山ゴルフ場の大株主は別府市です。あなたが会社にそれを転嫁するのであれば、それでも本議会は構いません。ただ、住民訴訟制度の中であなたが今のように言を左右して推移したときに、経営者責任というのが住民訴訟制度の中で起きてくるということだけは惹起してきますよ。そういうふうに通を左右して逃れられる問題ではない。会員にしてみると、四百万借り込んで支払いは約六百万になる。来年十月にそのことが果たして返してもらえるのかどうかというのは大変な問題になってくる。今の答弁は、やはり経営に参加している者としては余にも責任の所在が私はないと思う。いずれにせよこの問題、予算編成に入っていますから、三月議会でもう一回詳しくやらせていただきます。

さて、楠港の問題、約五十分質問いたします。

○副議長（松川峰生君） 休憩いたします。

午後二時五十九分 休憩

午後三時 十六分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

○二十四番（泉 武弘君） 昨日の議案質疑でも厳しく指摘をしましたがけれども、別府市の財政状態が二十年の単年度収支で二十四億七千万円の赤字が出る。これは基金の取り崩し以外に乗り切る道がないということ、きのうも厳しく指摘をしました。扇山ゴルフ場を、もし別府市が補償するとするならば十一億。これがいまだに筆頭株主である別府市の方針も決まってない、扇山ゴルフ場も決まってない。こんなことで本当に行政というのが住民に対して責任が持てるのかなという憤りを禁じ得ません。

さて、楠港の問題について質問しますがけれども、どなたが御答弁いただくのかわかりませんが、極めてわかりやすく質問しますので、わかりやすい答弁をお願いします。

なぜあの貴重な六千坪の市有地を提供してまで大型量販店を誘致する必要があるのか、これが第一点。

大型量販店が別府市に来た場合に、市民利益というものについてはどう結びついていくのか。簡潔に御答弁ください。

○観光経済部長（東 昇司君） 大型量販店がなぜかという御質問でございます。当初より大型複合商業施設を誘致したわけではございませんが、これまでも助役も述べましたように、昭和六十二年に中心市街地活性化計画ができて、それから埋め立てた目的、公有水面、国有地であります。そこを中心市街地、南部振興発展のためここを漁業組合とも了解を得まして埋め立て、中心市街地の活性化を図るという形で埋め立てた土地でございます。そういう中で商業施設、あくまでも中心市街地活性化が目的でございます。選定委員会の中で株式会社イズミが選ばれたわけですが、商業施設が集客力があるという形で、この楠港にとにかく集まった人を回遊させる、それは私ども行政の……（「それ

は後で聞きます。簡潔に言ってください」と呼ぶ者あり)はい。そういう目的を持って埋め立てたのでありまして、その目的には商業施設、漁業関連施設、国道施設という形で三つの用途を決められて埋め立てたところでございます。

○二十四番(泉 武弘君) (発言する者あり)あなたが今言われたのは、こういうことですか。中心市街地活性化基本計画に基づいて誘致しました、こういうことでいいのですか。いいのですか。

では、個別に具体的事象としてお尋ねしていきましょう。

一番近郊に、中津市に進出したゆめタウン中津がありますね。中津に進出したゆめタウンが計画したものと現実の販売額との乖離というのは、どういうふうに数字的に把握していますか。御答弁ください。

○商工課長(中野義幸君) お答えいたします。

ゆめタウン中津におきましては、当初の売上額につきまして、目標額としまして百十五億を設定いたしております。平成十年に開店いたしております。昨年度の決算では百二億という形になっています。

○二十四番(泉 武弘君) 平成八年に地元説明会が商工会議所と市役所であっております。この中津市に出店したイズミの実態を言いますと、当初地元説明会で示されましたのが、売り上げ予測百五十八億二千万円、これが地元説明会で当日配った資料をここに持ってきていますけれども、百五十八億二千万円。それが現在ではどうなっているか。平成十三年が百三億、十四年が百一億、そして十五年が百億。五十八億円の差が出ています。

では、このイズミが中津に出店したときと、イズミ出店後の中津市の小売商販売額の推移はどうなっていますか。

○商工課長(中野義幸君) 大変申しわけありませんが、現在のところ把握いたしておりません。

○二十四番(泉 武弘君) 議会の皆さんもいろいろなところに調査に行っていますから、私よりも詳しい資料をお持ちだと思いますけれども、中津市を見てもみますとこうなっています。中津市の人口六万七千六百二十八人、十年オープンですが、商業統計は三年に一回ということですから、九年の統計を使わせていただきました。九年度中津市の小売商販売額九百五十六億八千二百六十一万円、そして十年が九百二十四億百九十万円、九年対比で三十二億円のマイナスです。十四年が八百二十七億一千五百六十六万円、九年対比マイナス百二十九億六千六百九十万円。イズミが出店してから落ち込んでいるのですね、大幅に。これは大分県の商業統計から私は数字を申し上げている。この間にイズミ出店後に、サティと井筒屋と寿屋というのが中津市では撤退しています。

もし、市長、イズミが出店したところで、イズミが出店したことによって小売額が伸びたという市があったら教えてくれませんか。ぜひとも私は、この機会にお伺いしたい。市

長は、イズミの出店によって近郊の商業を吸引するというふうに議会で説明した。どうかその事例を説明してください。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

残念ながらイズミが出店したことによって、そういう経済効果を含めてこういう実態であるというすべての調査はしておりません。しかし私は、今、株式会社イズミが出ることによって経済効果を含めて中心商店街の活性化を何とかなし遂げたいという思いでございます。

○二十四番（泉 武弘君） あなたの思いは思いで結構なのですが、先ほど冒頭に言いましたように、論旨明快に、客観的な資料をきょうは提示してください。すでに二回の議会をクリアしているわけですから、皆さん方についても調査資料を十分お持ちだと思っすね。もし私が今から申し上げることが間違っていれば、どこが間違っている、指摘をしていただきたいと思います。

防府市に株式会社イズミが出店したのは、六年に行っています。六年の防府市の商業統計、小売商販売額は一千二百八十三億二千九百四十二万円、九年に一千二百四十億千三百七十七万円、六年対比でマイナス四十三億一千五百六十五万円、十四年では一千九百十四億一千二百五万円、六年対比で、八十九億一千七百三十七万円減少しています。

さらに調べてみました。宇部市。八年オープンですから、これは商業統計三年に一回ですから、六年統計を使わせていただきます。六年に一千九百十億四千二百三十一万円、九年に一千九百五億七千七百九十九万円、六年対比マイナス四億六千四百三十二万円、十四年度一千七百九十二億五千七百五十三万円。六年対比で、何と百十七億八千四百七十八万円マイナスになっている。

高松に行かれた議員の皆さんが、「高松はすごかった」と言われました。本当、どうだったのかな。これも調査しました。高松市、人口は三十三万四千八百六十一人、ここは十年にオープンしている。したがって、九年統計を使わせていただきました。九年度の売り上げが、高松市では七千四百億七千八百七十六万円の売り上げを出しています。イズミ出店後の十一年、七千二百六十六億五千十八万円、九年対比で見えていきますと十三億四千二百八十五万円のマイナスです。何と次に見てみますのは十四年、五千七百九十七億二十三万円で、九年対比で何と一千六百三億円減っています。

長崎市を見てみましょう。長崎市で十二年にオープンしていますから、十一年統計資料を使わせていただきました。十一年に、四千五百七十八億五千三百七十九万円売っています。十四年では、四千五百五十六億六千四百三十万円、十一年対比二十八億九百四十九万円マイナス。

大牟田を見てみましょう。大牟田市が十三年オープンのため、十一年の統計資料を使っています。十一年、一千四百六億八百三十七万円の販売、十四年、イズミ出店後、一千二

百八十九億六千十九万円、十一年対比マイナス百十六億四千八百十八万円。

私が言っていることが正しいとするならば、イズミ出店後の経済波及効果というのをどこに見ることができるのでしょうか。説明してください。

○商工課長（中野義幸君） 詳しい資料を、ありがとうございます。

イズミが来たらどのような経済効果があるかということにつきまして、先ほど申し上げましたが、現在調査をいたしております。しかしながら、私どもの認識としまして、仮にそのような施設が来ないとしたしましても、さらに別府市の消費者の流出というのはとまらないのではないかとこの認識のもとにこの事業を進めております。

○二十四番（泉 武弘君） 大変疑問を持たざるを得ない答弁ですね。平成十四年度大分県の年間消費販売額を見ますと、二兆六千九百五十六億円が平成十四年度。前回の十一年対比で、三千六百億円の消費販売額が減少しています。これを小売業で見ますと、一兆二千三百五億円、前年対比で五百七十億円減。イズミが来なかったら、なお落ち込む。今、落ち込んでいるのではないですか。これをどういうふうに、あなたは理論的に説明しますか。もうちょっと、では、あなたにお伺いしましょう。別府市の統計を見ていきますね、今度はね、別府市の統計。別府市の統計を見ますと、平成九年を機軸にしますよ。一千四百八十七億一千七百五十九万円、これが小売商販売額。そして平成十一年には一千三百九十三億九千八百万円、前年対比九三・七％。十四年度、一千二百八十五億三千百六十六万円、前年対比八六・四％。イズミが、お客を連れてくるのですか。今申し上げたのは、大分県の統計に基づいて僕はお聞きしている。イズミが来ることによって、吸引して今のマイナス現象を補うものが出てくるのですか。説明してください。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

確かに泉議員さんのお調べのように県下全体を比較いたしますと、小売業につきましても相当な落ち込みになっております。ただ別府市の落ち方が非常に大きいものと私どもは考えております。ここに危機感を持っておりまして、十一年と比較いたしまして十四年で、先ほど議員さんのおっしゃいましたように約百億、百十億近くの金額が下がってきておるわけでございます。この下がる率も別府市が非常に大きいわけでございまして、それだけ他市の方に買い物客などがとられているのではないかと、そのように危惧しているわけでございます。これも市民の集いなどで述べて、意見を聞く集いの中で述べておりますが、買い物回りが非常に落ち込んできております。現在では六〇％近く……（「そういうのがイズミが吸引するんですかと聞いている」と呼ぶ者あり）いいえ、そういったことで私ども、あの地に商業施設を誘致してにぎわいを取り戻して、別府の商業振興を図っていきたい、そういった思いで現在取り組んでおるところでございます。

○二十四番（泉 武弘君） それは、あなたの希望的観測にすぎない数値なのですね。いつも言うように客観的データ、科学的な根拠がなければ、やはり議会審議にたえ切らん。

では、私も市民の意見を聞く会にも出させていただきます。買い回り品の問題が出ましたね、今あなたがおっしゃるように出ました。将来的には五〇%近くになるということ、説明しましたね。その買い回り品の行き先は、大分市と言われましたね。大分市に吸引されると言った。

大分市を見てみましょうか、では。大分市の売上げが、どういうふうに動いているか。今度は大分市をちょっと見てみましょう。九年に五千五百一億三千五百十五万円、大分市の小売商販売額があります。十一年では五千三百九十五億四千二百万円、九年対比でマイナス百五億九千三百十五万円。十四年には五千百九十六億八千六百五十六万円、九年対比で何とマイナス三百四億円。

考え方が間違っているのではないですか。都市というのは都市の体質、機能があるのですね。大分には大分の工業都市、商業都市、別府は観光都市。それを同じようなレベルで都市が同じ機能を持つとうとするとところに無理がある。相補完する。別府市というのは温泉地としての特性があるから、いわゆる宿泊施設もこれだけある。それに対してみんなが補完してくれている。それを同じようなレベルで、同じような量販店をつくらうというところに無理がある。今の買い回り品が、今度のイズミが来ることによって、それでは本当にできるのか。私はできないと思いますよ。イズミが来ることによって、イズミだけは、ここにあります決算書を見ますと、どこでもひとり勝ちです。経常利益も非常に高い。ひとり勝ちの様相を呈しています。しかし、その進出した市そのものの販売額は大きく減少しています。問題はそこなのです。消費販売額が減少しているのに、六千坪の市有地を提供してまで大型量販店を今誘致する必要があるのかということが問題なのだ。（「そうだ」、「そのとおり」と呼ぶ者あり）あなた方は、夢物語みたいに、イズミが来たら消費販売額がふえる。統計でふえないではないですか。

では、もうちょっと掘り下げて考えましょう。株式会社イズミ、この販売計画表では年間八百万人、商圈二十八万人ということになっています。これを見ていきますと、販売計画では衣料関連が四十二億、住居関連三十億、食品関連三十六億、飲食関連が八億四千万、こういうふうになっています。商圈として武蔵、安岐、杵築、山香、日出、安心院、湯布院、大分の一部、そして別府の二十八万人、こういうふうになっている。実現できるのですか。もうこの機会にはっきり申し上げておく、実現できない。なぜできないか。商圈が、やはり議会にこういう問題を投げかけるときには、あなた方もよほどよく調査をしておかなければいけないのが、中津の出店時に説明した商圈と別府市で説明した商圈がダブっているのではないですか。だから、百五十八億なんかいう大きな見積もりを出している。

それとなお悪い理由は、こういうのがある。宇佐が七年にオープンです。今、宇佐の商工会議所が大型店出店で地元はどういう影響があるかという調査をやっています。この宇佐に進出するイオン、これはまず間違いなく七年に来ます。杵築の錦江橋があります

ね。錦江橋の横にイオン進出ということで、今、地権者に当たっているようです。そうなってきた場合に、今イズミが商圈としている地域は杵築、宇佐、こういう商圈との重複というのが出てくるわけです。本当にあなた方は、このイズミの計画が実現できると思っているのですか。思っていれば、その根拠を教えてください。

○議長（清成宣明君） やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

先ほど、大分市の買い回り品についても落ちているという御指摘がございました。確かに大分県全体、これは景気の低迷ということも非常に大きいことかと思っております。大分市の減少率が、平成九年と十四年を比較した場合は確かに落ちております。三・〇%の買い回り品については落ち方でございますが、別府市の場合は、別府市で買い回りをしていく分が七九・一から……（「私がお聞きしていることについて御答弁願いたいと思えます。イズミの予想販売額は……」と呼ぶ者あり）

根拠は持ってありませんが（傍聴席で発言する者あり）、これまでのイズミの実績により、イズミの計画を信じておるわけございまして、私ども……（傍聴席で発言する者あり）

○議長（清成宣明君） 傍聴席から発言はできません。静かにお願いします。

○助役（大塚利男君） 経済波及効果につきましては、現在、日本総研にお願いして、これは第三者機関で調べてもらうのがいいということで調べておりますが、まだこの答えが出ておりませんので、明快な答えができないことをおわび申し上げます。

○二十四番（泉 武弘君） さかさまというごたる。あなた方はもうすでにイズミと交渉しているのでしょうか。交渉している中には、地元のテナントを入れてくれ、地元から雇用してくれ、地元の産品を入れてくれ、こう言って交渉しているのでしょうか。そして今から波及効果を調査しますと、今コンサルタントに頼んでいるのでしょうか。それはおかしいと思いませんか。市長が選定委員会から報告書をもった段階で選定委員会に、経済波及効果はどういう根拠で答申しているのですか、地元商店街との協調はどういうふうに具現化するのですか、こういうものを聞くべきでしょう。それがなかった。選定報告になる、あなたは、先ほど「選定公表」と言われましたね、小野会長が選定公表を言われたと。僕は初めて聞きました。選定報告書にはそんなの何もない。選定公表、今初めて公表されました。それは選定委員会では何も審議してないことでしょうか。委員長が自分の私見として言ったのでしょうか、公表ではないでしょうか。今初めて、経済波及効果を調査しています。余りにもむちゃくちゃ、大変悪いけれども。前もってイズミから……、「イズミ」って自分の名前を呼んでいるみたいでどうも嫌なのですが、（笑声）選定委員会から報告があった段階で、選定報告書を受け取るなら受け取ってもいい。だけれども、それが事実かどうか

かというので、イズミと交渉する前に波及効果を調査するのだったら理論的に矛盾がない。もう賃貸で決定をしてイズミというものを誘致するとうう決めて、今から波及効果を調査するとううのはおかしいと思いませんか。それは、考え方が違うなら違うで結構です。それではそのことも御答弁ください。

そしてもう一点。イズミと交渉していると言いましたけれども、あなた方は議会のどの場で議会に了解を得たのですか。それも答弁ください。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

選定委員会の中では各企業からのプレゼンテーション、それに基づいてその審議をいたしましてイズミが決定されたわけでございます。選定期間中については、その波及効果など調べる時間もございません。一社に絞られてないわけでございますので、選定は、報告があって、そして私ども、必要であるということから株式会社イズミの影響調査などを専門機関に発注したわけございまして、時間が非常に短いという感がいたしております。したがって、こういった最後の資料など比較するものが全部整っておりませんので、今回十二月議会には提案いたしておりません。

なお、この選定された企業とは、私ども、いろんな面で別府市の中心市街地活性化に役立つ、その思いで、その有利な点を出すということで株式会社イズミと交渉しているわけございまして、議会の方でもこのことについては市長からも御答弁をいたしております。イズミに思いをぶつけて、そして最終的にこれが合意に達すれば、議会の場で御審議をいただきたい、そのように今まで過ぐる議会でも御説明をしておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

○二十四番（泉 武弘君） あなたにお尋ねしよう、では。波及効果の調査書で波及効果がない。私が調査した中では、ないのです。本当に残念だが、ない。経済波及効果調査を現在依頼している。その報告書も来てない。議会にも事前の了解もない。あなた方ひとり走っている。そういうこと、できるの。地方自治法九十六条で議会の議決に要する事件というのがある。賃貸、売却、これは議会の議決行為です。我々三十一名の中でだれか、こういうことで事前の了解をあなた方に与えましたか。まだ議会は何の審議もしてない。全員協議会が開かれて、こういう選定になりましたという報告だけ。しかし、その選定報告そのものが具現性があるのかどうかとううのは、議会で何らの審議もしてないもの。あなた方が勝手に今イズミと交渉している。議会が、とううあなた方に了解を与えたか。それと、とうう根拠であなた方はとううことができるのですか。答弁してください。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

この件については、最終的には議案を立地協定で議会の議決を求めるわけございまして、それまでの合意に至るまでは、私どもの執行部と市と株式会社イズミとの間で協議をいたしまして、整った分を最終的に議会の方で御審議を賜りたい、とううに考えており

ますので、決して議会の議決事項を無視しているというわけではございませんので、そのところの御理解をよろしくお願いいたします。

○二十四番（泉 武弘君） できないね。議会というのはそんなものではない。あの六千坪の市有地を、きょうの話では賃貸ということですね、賃貸で決定した。我々議会が議決すべき立場にあるのに、事前の了解もとらないままにイズミと交渉する。しかも賃貸というものを、もう行政内部で決定していますと。もし今、コンサルタントをお願いしている調査結果が悪い場合は、あなたはどうするのですか。責任の所在はどうするのですか。いわゆる浜田市政に間がないというのは、そこなのです。報告書をもって、その報告内容を見て本当に地元商店街とどういうふうに共生できるのか、さらには経済波及効果はどうなのか、こういうものをまず行政内部で調査しなければいかなのでしょうか。議会に提案したいと思う、それでは今回、中心市街地活性化事業としてやると、こう言ったのでしょうか。それでは、ほかの商店街にどう影響がある、数字で示してください。

○助役（大塚利男君） 先ほどから御答弁しておりますように、私ども、賃貸については別府市の方向性として考え方を述べさせていただいて、これから企業と交渉して合意に達すれば、立地協定案を議会の方に提案いたしまして、これも売買につきましても一緒だと思います。売買についても価格交渉をして、成立すれば議会の方に売買契約を提案いたしまして、議会で御審議を賜って、最終的には議会の議決をいただければ売買契約も成立する、このようになりますので、同じ手順である、そのように理解しております。

また、中心市街地でどのように活性化するかということですが、今回の企業誘致につきましても、以前からも説明しておりますように、この疲弊した中心市街地をどのようにして活性化するか、そこから始まっているわけでございます。中心市街地活性化計画、そういったものに基づいて、この計画に沿った公募を行ったわけでございますので、そのところの御理解をよろしくお願いいたします。（「そんなことは聞いてない」と呼ぶ者あり）

○二十四番（泉 武弘君） 助役、僕が聞いたのは、中心市街地活性化事業としてやるのでしょうかけれども、では、中心市街地をそれで活性化できるとあなた方は言っている、僕は、できない。それでは、中心市街地以外の商店街にはどういった影響が数字的に出るのですか、報告してくださいと。難しい質問ではないでしょう。もうすでにあなた方は走っているわけだから、そういう基礎的データというのは、すべてあなた方は常備した上で走らなければいかなるわけ。数字で示してください。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

先ほどから申しておりますように、経済影響調査の報告がまだ上がっていないというのは事実でございますし、私ども、中心市街地、別府市の振興を図る上から今回取り組んでおりますので、そういった別府市の有利になるような条件について企業と協議しております

ので、そこのところの御理解をよろしいお願いいたします。

○二十四番（泉 武弘君） 市長、説明会で、「イズミと私は戦っているのですよ」。何か私と戦っているのかどうか知らんけれども、だれも「戦ってくれ」なんか言ってない。まずその前に、この計画そのものが市民にとってプラスなのかマイナスなのか、市有地の活用として是なのか非なのか、ここらの議論がない。高橋議員が、「もう少し市民の意見を聞いたらどうですか」と。あなた方はイズミというものが前提にあって話をするのです、「市民の意見を聞く会」で。そうではなくて、活性化そのものを考えなければいけなかったのではないのですか。活性化基本計画の推進欄に、何と書いていますか。こう書いておるでしょう。事業の推進体制、これは地元住民を中心にした推進組織をつくってやるのだと、これを実現するためには。今回のプレゼンテーションにしても地元の意見は何も入ってないでしょうが。行政が自分で絵をかいて、自分で走っているだけではないですか。だから混乱している。全く、あなた方がやっているのは理論矛盾も甚だしい。

先ほど、十七番議員が、北浜公園とヨットハーバーの一体的な開発を目指すのか、こう言いました。市長、この天井高は幾らだと思いますか、天井高。幾らあると思いますか。約八メートル。今度の建物は、商工課長、この何倍ですか。この高さは何倍。

○商工課長（中野義幸君） 今回のイズミの建物につきましては、地上五階、二十六メートルでございます。

○二十四番（泉 武弘君） この三倍です。十号線から海側にこの三倍の建物ができる。普通のマンションでいきますと、軒高が三メートルですから、約八階の建物になる。八階の建物があの楠港の埋立地に……、きょうは興奮しまいと思ったけれども、つい高じました。高さ二十五メートル七百、横幅百五十メートル、奥行きが九十三メートル。もう流川から、また十号線の商工会議所の前から海が全く見えません、全く見えない。見えるのは空と壁。

そこで、私がなぜこんなに怒るかというのは、戦略会議の中でこの位置づけがされておるのでしょう。楠港は。私が、もう読むまでもないでしょう。北浜公園、ヨットハーバー、旅館街等の緑地構想と一体的なデザイン、特に北浜公園との連続性を確保する。そしてこの地域は中浜筋と一緒に昭和レトロタウンづくり、楠港跡地と中浜筋周辺の波止場文化再生のための用地にする、事業期間は二年か三年、事業費二十億から三十億、こうなっているでしょう。あの六千坪に今言った高さ、マンションにしたら八階建てのものができる。横幅が百五十メートル、奥行きが九十三メートル。こんなものができて海岸と一体化した整備ができますか。観光戦略会議は、あなたが諮問したのでしょうが。そこが提言したものと整合性が保てますか、本当に。どうなのですか。

○建設部参事（松岡真一君） 整合性のことについて、少しお話をいたします。（「少しではなく簡単に話して」と呼ぶ者あり）はい、簡単にお話しします。

北浜地区でございますが、これは昭和六十二年に埋め立てをしました動機でございますが、このときには北浜地区を活性化する。そのときは埋め立て申請書の中に、十二階建てのビルの計画がっております。私どもは、そういうことでございますから、都市計画の審議会の議を経まして商業地域ということで設定しております、その商業地域につきましては、この土地利用につきましては商業的なもの、それから交流的なものということで設定してございまして、私どもは一応そういうことにつきまして肅々として行っておるわけでございますが、今その高さについてでございますが、高さにつきましては、やはり商業地域でございますので、現状の近隣の地域も高いビルもございまして、高いマンションもございまして、そういう状況で、私どもはとらえておるところでございます。

○二十四番（泉 武弘君） 別府市を担う課長が、ことさらまずい答弁、お粗末な答弁。もう本当に涙が出るほど寂しいですね。この活性化基本計画の中に、海岸についてはどういうふうにしていますか。地区計画等を決定して、環境保全するというようなことになっているのではないの。あなたは、これを読んで言っている、今の。六千坪の中に、あなたの理論は商業地だから、過去にそうであったから、だから仕方ないと言っているけれども、地区計画等をセットして景観保全に努めるということ。あなたが商店連合会の皆さんと話をしたときに、こう言ったね。今も高い建物はたくさんある。だから高い建物ができても海辺から見ればウォーターフロントと整合性があると、あなたが説明した。もう僕はあの段階で、あなたとは余り話をしたくないなと、それはもう大変寂しい思いをした。あなたが体を張ってでもいわゆる景観的には残してほしいと言うのかと思ったら、全然違う意見が出ました。だからそれについては、もうあなたの答弁を求めようと思わない。

市長ね、時間がだんだん迫ってきましたからね、僕が今言いましたね、イズミ出店後の市の小売商販売額の推移、これは一つ客観的なデータになる。そして一番近郊の中津市の例も申し上げました。中津市でイズミがこの計画を出したときの計画書も地元説明書も全部ここに用意しています。そして、それと現実の違い。そして今回のイズミが計画書を出しているものと実際の実現性の問題、これについてもきょうは具体的に話をしました。

市長は、今でなければ、今回この問題が頓挫すると、五年、十年後に来るどうか私は自信が持てないということで議会で答弁しています。

市長、この計画を見たことがありますか。こういう計画書を見たことがありますか。読みますよ、「楠港埋立地観光促進集客機能を持つ道の駅構想提案書」。これは別府市の会社の社長が具体的に提言しているね、もう市長もごらんになっている。これは事業費二十四億ぐらい、このように。これは明らかに観光施設なのです。確かに僕は問題がないとは言いませんよ。問題がないとは言わないけれども、比較検討すべき材料としては条件を具備しているなと思っている。それでこの計画書の中でおもしろいと思ったのは、A P U、別府大学の留学生を中心に、中に「国際通り」というものをつくって雇用を促進したい、こ

ういう構想も出しています。

今まで言ってこられた大型量販店、市長は、心ならずもそうなったと言いました。私もそうだろうと思う。しかし、その責任はあなたにある。基本的事項の中でそれを絞り込まなかった問題がある。だけれども今、エコポート構想もあります。一回ね市長、立ちどまってみてはいかがですか。私は、無理する必要はないと思うのですよ。やはり市長に前回も言いましたね、進むことも勇気が要るけれども、立ちどまって考えることも僕は大事だと思うのです。あなたと私の違いは、私はもう一瀉千里に行ってしまう。今回、私の性格があなたに移っているようだ。（笑声）しかし市長、本当これは五十四年同期としてあえてあなたに苦言を呈するけれども、立ちどまることも僕は必要だと思いますよ。それだけで結構です。いや、もうこのままの計画で行くというのか。いや、もうちょっと市民の声に耳を傾けてから熟慮したいというのか。もう多くは要りません、どちらかだけ答弁してください。

○市長（浜田 博君） 多くを言わなければ私の気持ちがあわかってもらえないのですが、一言でということですが、現時点で立ちどまるということは不可能であるということは御理解をいただきたい。

○二十四番（泉 武弘君） 今、非常に含みのあることなのですね。「今この時点で」というただし書きがつかしました。私も、それでもいいのではないかと思うのです。例えば今調査をかけていますから、調査結果が、自分らが思った経済波及効果が思うように生じないというときは、それも一つの理論的根拠になる。それから、私が今議会でイズミ出店地域の消費販売額について、出店後の方が減少しているのではないかと言ったのも、これも一つの問題。それから、イズミが出しております百二十億円の消費販売額の具現性について問題点も列記しました。こういうものも今一度、行政内部でじっくり精査をしてもらって、本当にこの六千坪の中に、イズミを誘致したときにそれだけの経済波及効果、市民が「やっぱり博さんはすごい、浜田さんはすごい」と言われるようになるのかどうか。今、踏ん張りどきだと思っていますよ。もしこの問題をあなたがどうしてもおやりになるということになれば、私は身を張ってでもやめさせよう。それは海岸線に残っているね。市長、あなたと五十四年に出でずっと市庁舎建設資金で土地売却していききましたね、十号線のもったいない土地をどんどんどん。その轍を二度と踏まないためにも、いま一度市長ね、立ちどまって考えることも必要です。私も三十一分の一の議員として、やはり市長にそのことだけは篤とお願いをしておきたいなという気がするのですよ。

私が今回ずっと調査をさせていただきましたけれども、どこから見ても大型量販店を誘致するという理論的根拠を生み出すことは難しい。感情論で言っているのではない、数字的に見て難しい。やはり政治ですから、全員、市民全部が反対してもやらなければいけないことが出てきます、政治は。しかし、そうでない場合もあります。今は私は市長自身が

本当にもうちょっと冷静に、今のイズミ出店計画そのものを自分で精査して、この出店地をずっと回るのもいいでしょう。そういう中で判断されることを求めていると思う。

そして最後に一点だけ伺います。市長が諮問したこの別府観光推進に関する答申書の中で中浜筋、これは楠港ですね、これについて短期的なもの、二、三年で事業を上げますよ。新年度予算はどうなるのですか。答弁してください。

○建設部参事（松岡真一君） 中浜筋、それから港文化的な提言に対するお問い合わせだと思います。私どもは、今少し言葉がなかったのですが、北浜ヨットハーバーの開発に関しまして、（「予算をつけるのですか、つけないのですか」と呼ぶ者あり）今、県と協議中のごさいます、北浜公園のリニューアルにつきまして、港文化を取り入れた北浜公園を現出しようということで、ただいま県と協議中のごさいます。

○二十四番（泉 武弘君） そういうことではない。観光戦略会議で提言された楠港跡地に対する事業期間は二年から三年ということなのだ。ならば、これは緊急性を要する。短、中、長の中の短の中だ。この予算をどうするのですかと、こう聞いている。予算をつけるのですか。それともこの提言書は予算をつけないで、調査費も何もつけなくて次年度以降に先送りするのですか。これは後で答弁してください。

それから、十年に中津に出店したイズミがどういう行為をやったかといいますと、十年四月十七日、小売業の入れかえの届け出をやっている。その理由は、景気変動による各テナントの退店、景気変動及び条件等不一致による中小専門店の退店。やっぱり現実を見てください。そう甘いものではない。

予算、どうなる。最後に答弁してください。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

観光戦略推進会議におきまして、港文化を残す、そのこと、確かにこれ伺っております。現在予算ということのごさいます、現在そのことにつきまして、敷地の、進出するイズミとも現在協議しておりますので、今この場でお答えするということはできませんので、御了承願いたいと思います。

○八番（吉富英三郎君） 二十四番議員が、理論武装というよろいの中で執行部側に突っ込んでいくものですから、ここから見ていて皆さん方の顔が随分こわばってきているなというふうに思っております。私は、この見てとおりの丸い体型でございますし、心も丸い人間ですから、うまくいくかなと思っておりますが、やはりこの平成の大不況の中で賃金は減らされ、またリストラ、そういうものが続いている中で購買力といいますか、一般の家庭は、私なんかも例えば八千円ぐらいしていたジーンズを買っていたのが、「あなた、また太ったのだから、今度は五千円のにして」と。そして今度五千円のにしていたら、「今度またあなた太ったから、もうその辺の――名前を言っていないかどうか分かりませんが――ユニクロみたいなのでもう二千円か三千円ぐらいでジーンズがあるのだから」と。

結構物も確かにいいわけです。ですから、先ほど二十四番議員が言っておりました。百億単位で金額が、購買力が落ちていると言うけれども、買っている物自体の単価がやはり下がっているというのもまた一つの事実ではないかと私は思っております。

今回、地方財政のことについて説明をしていただきたい、市財政について説明をしていただきたいと出しているわけですが、地方財政の役割というものは、基本的には住民福祉の増進という地方団体の追求する、行政目的の実現によりよく機能するというところにほかならないわけでありまして、したがって、この歳入と歳出のバランスが崩れたときには、これは住民福祉の後退ということも考えられるわけでありまして、財政の役割というのはそういう意味でも大変重要な問題である、このように思っております。

そこで、まず最初の質問でありますけれども、歳入の方から伺っていきたいと思っておりますが、過去五年間の歳入の推移からまず説明していただきたいと思っております。

○ 財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

普通会計歳入の対前年比の状況でございますが、十二年度が九・七％の減、十三年度が四・二％の増、十四年度が五・〇％の増、十五年度が二・九％の減となっております。十一年度と十五年度の比較では四・一％の減となっております。

○ 八番（吉富英三郎君） 各年度ごとにプラスであったりマイナスであったりというばらつきが見受けられるわけですが、これに関しては国・県からの補助金等が入っている年度があったりなかったりというのがあると思っております。例えばアリーナの体育館の建設や南小学校の建てかえとか、建てかえといいますが、そういうものが入っているのではないかと。それによって年度ごとの歳入のばらつきがある、このようには理解しておりますが、一番この歳入の中で最も重要なもの、これがやはり市税ですね。やはり市の自主財源、この部分が一番重要になるわけですが、この市の自主財源部分はどのように推移しているのか、御説明願います。

○ 財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

普通会計歳入の自主財源の対前年比でございますが、十二年度がマイナス五・七％、十三年度がマイナス〇・四％、十四年度が七・八％の増、十五年度がマイナス八・三％となっております。十一年度と十五年度の比較では、マイナス七・一％の減となっております。

○ 八番（吉富英三郎君） 十一年度と十五年度でマイナス七・一％という数字が出ているということですが、これを金額に直すとどれぐらいのマイナスなのか、そのうち市税はどれぐらいなのかをお尋ねいたします。

○ 財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

このマイナス七・一％の額でございますが、約十四億円でそのうち市税は約十二億円となっております。

○ 八番（吉富英三郎君） 十二億ですか、大変やはり大きな金額が市税としてはマイナス

ということなのですけれども、要するに市税というのは、市歳入の最も重要な科目でありまして、地方自治の本旨に適合した要するに歳入なわけですね、この市税というのは。この歳入に占める市税の割合が高ければ高いほど歳入構造の安定というものを意味するわけですから、そういう意味からすれば市の実情に合わせた、いわば自由な行政の展開が可能になるというふうに理解できるわけです。にもかかわらず、この市税の歳入が大きく減少しているというわけで、これは大変この別府市にとっても大きな問題である、このように思っております。さきの決算特別委員会の中でも、この市税に関する滞納問題等が取り上げられておりました。この徴収率の向上には一層努力をしていただきたいし、新たな税収の確保というの、やはりこれは別府市のこれから進んでいく中で大きな重要なことだと思うわけです。

そこで、市税の落ち込みというものは、今マイナス十二億ということであつたわけですが、国からの交付税、そういうものもあるわけですが、この交付税はどのように推移しているかということ、それと今後の見込みがどのようになるのかということをお尋ねいたします。

○財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

地方交付税の状況でございますが、平成十二年度の九十三億五千万円をピークに減少傾向となりまして、十五年度は七十六億二千万円でピーク時の八一％程度にとどまっております。平成十六年度におきましては、さらに削減されている状況であります。最終的には七十億円程度は確保できる見込みでございます。

今後につきましては、国の三位一体の改革の最終内容が確定できませんが、増額となることは今後考えられないと思っております。

なお、補助金の削減を含めました代替措置となる税源移譲につきましても、削減額の八割程度になるものと考えております。

○八番（吉富英三郎君） 市税が落ち込み、国からの交付税さえも税源移譲があつてもさらに二割の落ち込みがあるということで、市財政にとっては大変な時代を迎えつつあるということがわかるわけですが、国・県からの交付金、それと補助金の状況と見通しについても説明していただきたいと思つます。

○財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

交付金のうち大きな部分を占めます地方消費税交付金については、税収の減少に伴い配分額が年々縮減されてきております。また補助金については、アリーナ建設や南小学校建てかえなど大規模な事業を実施した年度には、それに伴い一時的な増額となります。

今後の見通しについてでございますが、三位一体の改革により補助金については加速度的に縮減される見込みでございます。聖域であると考えられておりました教育、福祉関係でも大幅な削減が見込まれます。交付税の削減も含めた代替措置として税源移譲が期待されま

すが、最大で八割程度しか見込めないものと考えられます。

○八番（吉富英三郎君） ここでも三位一体改革という名のもとで交付金、補助金がカットされておる。ますます市財政の危機が迫ってきているように思えてなりません。当然のことながら行財政改革というものは断行していかなければならない話なのですけれども、これはすぐにもあしたからやりますというようなわけにもなかなかいかないところがあるわけで、こういうことになれば、歳入が減ったのであればその穴埋めをどこかでするか、もしくはその減った分に見合う歳出の削減というものをやはりしていかなければならない。これはもう当然、入るものが少なくなれば出ていくものをやはり抑えていくというのが当たり前の話なのですけれども、そのことについては、収入役、あなたがやはりお金を、金庫番でありますから、あなたはどのようにお考えですか。

○収入役（池部 光君） お答えいたします。

歳出の削減ということの、お尋ねでございます。私の職務権限といたしましては、歳入歳出予算の執行が法に基づいた適切なものであるかどうかということ審査いたしまして出納を許可しているということが、私の職務権限でございます。それに伴いまして予算の執行にかかる実際の資金繰りを、財政担当部署と調整を図って進めているところでございます。また、今後の歳入規模の低下は、この資金繰りに大きく影響してくるものと考えております。歳出の縮減はもとより、その執行時期についても資金繰りの面で一層の調整を図っていかなければならない、このように考えております。

また、御承知のとおり今は超低金利の時代でございます。資金運用によります収益は、なかなか捻出できないというのが現状でございます。預託、借り入れ双方で少しでも財政面の貢献ができるよう努力してまいりたい、このように考えております。

なお、執行部三役という立場では、歳出等にかかわります市の施策全般について市長、助役とともに協議・調整に当たってまいりたい、このように考えております。

○八番（吉富英三郎君） そうですね、職務に一生懸命励んでいるということなのですけれども、市税の大口滞納、こういうのがやはり一番気になるわけなのですけれども、これは部課長の徴収隊というものをつくって一生懸命収入増を図っているわけなのですけれども、これに常に部課長と一緒に取り組む姿勢というのもやはり必要と思うのですけれども、そういう面では、この点については収入役はどのようにお考えですか。

○企画財政部長（友永哲男君） 前段の分で、ちょっとお答えさせていただきます。

別府市の別府市税の特別滞納整理本部におきましては、市長を本部長といたしまして、助役、収入役を副本部長の体制で滞納整理の推進及び滞納防止に努めております。財源の確保、また税負担の公平を図っております。そういう中で収入役におきましては、非常に困難な問題につきまして、私どもと一緒に問題解決に向けて内部で取り組んでいただいているのが現状でございます。

○収入役（池部 光君） お答えいたします。

ただいま企画財政部長が、お答えしたとおりでございます。私、助役とも副本部長という立場でございますし、歳入の確保については最大限努力するという方針で部課長、担当折衝後、そういうことで必要に応じて対応させていただいているというのが現実でございます。

○八番（吉富英三郎君） 一応それなりの対応はしていただいているということなのですね。すみません、ありがとうございました。

次に、助役の方にお伺いしたいわけですが、助役に一人制を今後も継続するというふうに伺っておりますけれども、このように国・県からの補助金、交付金等が削減されていく中で、少しでも有利なといいますか、補助金の獲得のためには、今後さらなる国・県とのパイプ役を助役がしていかなければならないということなのですが、この大事な時期に助役が一人でやっていける、現体制でやっていけるのかどうかというのを伺いします。

○企画財政部長（友永哲男君） お答えさせていただきます。

現在、行革の一環で、当面一人制を継続する方針でございます。歳入が減少する中、事業実施に当たりましては補助金を確保することは今まで以上に重要であるというふうに私も考えております。基本的には県を通じて国へ補助申請をいたしますので、部課長ともこれ以上に県との連絡調整を密にいたしまして、この点を十分確保してまいりたい、そういうふうに考えております。ただ、現在三位一体の改革によりまして、補助事業自体が大幅に削減をされてきております。従来のような財源確保は非常に困難になってきております。新設されましたまちづくり交付金制度の活用など、部でいろいろなものを考えまして、今後、関係部課長と十分調整を図りまして、財源確保には努めさせていただきたいというふうに考えております。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

現在、別府市は行政改革に市を挙げて取り組んでいるところでございますし、また県下の市におきましても、大分市を初め全部の市が助役一人でありますので、私も一人でやらねばと、そのように考えております。

また、御指摘のように国・県との関係や懸案事項の処理につきましては、収入役の協力をいただきながら、また関係部課長と調整を図りながら市長を補佐してまいりたい、そのように思っております。特に国・県、そういった関係の補助金や交付金の確保については大変重要な案件であるとしてとらえておりまして、担当課が事業を計画した段階で企画調整課並びに財政課、担当課が中心となってこれの対象事業の調査・研究をして、まず県に相談をすることから取り組んでおるところでございます。また採択に当たりましては、県を中心に、そして福岡の国の関係機関、そして本省にというように、対応につきましては部課

長が主体的でございますが、必要に応じて私並びに市長みずからもお願いに上がっているということでございまして、市を挙げて取り組んでおりますので、御理解をよろしく願いたいいたします。

○八番（吉富英三郎君） 今一生懸命助役が市長ともども、収入役ともども部課長と一緒に行政改革の中で一生懸命やっているというのであれば、もうこれ以上のことは、これはもう市長の専決処分ということがありますので、もう余り言えませんが、やはりそれでも本当に一人で大丈夫なのかなというような気持ちが出てなりません。やはりこういう時期ですから、行革は確かに必要ではありますけれども、その行革という名のもとに市が不利益をこうむるようなこと、またいわば市の不利益ということは市民の不利益になるわけですから、そういうところも十分にやはり考えていただかなければならないのではないかと、このように思っているわけでありまして。

今日のようなこういう経済低成長下の、いわゆる税収の伸びが期待できないという現状においては、行政の全般的な再検討というものを含めた具体的な方策を来年度予算の編成とあわせて、もう十二月ですから、極めて短い時間の中で作り上げていかなければならないわけなのですけれども、国も財政立て直しのためにいや応なしに改革を断行してきておりますし、また別府市においても緊急財政再生宣言というものを発した状況の中、こういう中で住民サービスへの低下というものは、これはあってはならないことなのですけれども、一定の改革というものは断行していただかなければならないわけでありまして。そして特に各種団体の補助金についても、国の大幅な補助金のカットがなされているわけですから、別府市としてもやはり大幅なカットをする時代に来ているのではないかと、このように思うわけなのです。

そこで、ぜひ安易な継続というものをしないで見直しをしていただきたいというふうに思っているわけですが、本当に必要な補助金かどうかとか削減・廃止はできないのかとか、現在どのように取り組んでいるのかをお伺いいたします。

○財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

平成十七年度予算編成に当たりまして、補助金関係については全件見直しの方針で取り組んでおります。補助効果の精査や補助事業間の均衡などを図り、削減を検討しております。なお、制度的な補助金など削減不可能なものもありますので、一律カットといった手法は難しい面もあるものと考えておりますが、新規の補助金につきましては、サンセット方式といった期限を決めて実施する方向で進めてまいります。

○八番（吉富英三郎君） 新たに補助金として出しているものに関しては、サンセット方式ということで年度を区切って補助金等を出しているということなのですが、要するに補助金というのは、市財政の運営の適否というものを判断する上で最も注目されてよい科目の必要であるわけなのです。といたしますのは、大体が地方自治法の二百三十二条

の二項によります「公益上必要がある場合」というような抽象的な表現の中でこの補助金が支出されているわけですし、この支出経費の効果の面から、また受益者がどの階層の人たちに及んでいるかということがある程度判断できるわけですから、ですから、そういう中でこの補助金というのが市運営にどのようになっているかというのが見やすいという科目である、このように理解するわけなのですね。ところが、交付金や補助金の実態というのは、やはり外部的圧力といいますか、団体の皆さんとの話し合いとかあると思いますけれども、そういう圧力や、毎年出しているからことしも出すのだというようなところがどうしても見受けられる、そのように思うわけなのです。

そこでお伺いしますけれども、各種団体に対する法令外負担金、法令外の補助金というのがあると思うのですけれども、これはどれくらいあるのか、金額で教えてください。

○財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

法令外の補助金はどれくらいあるのかということでございますが、平成十五年度決算では助成金や交付金なども含めた補助金的なものは約十二億一千万円あります。法令によるもの、県条例や市条例によるもの、また義務的意味合いの強いものを除きますと、全体の約五七％で、約六億九千万円ほどあります。この中には市からの委託的な事業も含まれております。

○八番（吉富英三郎君） すごい金額ですね。市からの委託的業務の分も含まれているとはいえ、法令外の補助金だけで約七億円という金額が出ているわけです。このほかにもいろいろあると思うのですけれども、各種団体と話し合いをすれば、一応各種団体の人たちはいろいろなことを言ってくるので、それに沿った形で行政というのは回答をやはり出していく。でも、それなら反面、そういう組織を持たないような弱者と言われるような人たちの声というのは無視されているということも、これまた事実なのですね。団体はやはり団体として圧力をかけながら補助金をもらっているけれども、声なき、要するにそういう組織のない人たちというのには補助金というのが行かないというようなこともあるわけですし、このことはやはり十二分に考えてもらいたい、今後補助金を出すに当たっても。そしてこの法令外補助金も、半分以上が当然私は削減の対象となる政策的なものがあると認識しておるわけですが、このうち観光協会、商工会議所、ホテル・旅館組合に対してどれくらいの交付をしているのか、説明願います。

○財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

運営補助金や個別事業に対する補助といったものが、同一団体に交付されている場合がございます。これらを含めた状況ですと、観光協会に四千二百十万円、商工会議所に二千四百五十万円、旅館・ホテル組合に一千四百万円となっております。

○八番（吉富英三郎君） かなりの金額がこの三団体においても補助されているわけですが、このほかにも例えば観光協会であれば花火ファンタジアとかそういう部分でも

やはり多くの補助金等が出されているわけなのですけれども、そういう補助金等を含めれば観光協会だけでも軽く九千万円は超すだろうというようなことは聞いているわけなのですけれども、そういう多くの補助金というものが真に必要なか。またその場合の必要度、示す順位はどうなるのかということも今後真剣に当局側はやっぱり考えていかなければならないのではないか、このように思うわけです。

この三団体に限ったことではないのですけれども、補助金の使途などについての検査というものをしているのかどうか。また繰越金が発生した場合は、返還をさせているのかどうかということをお尋ねいたします。

○ 財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

補助金ごとに事業報告及び決算書の提出を義務づけており、各担当課において確認しております。繰越金が発生している事例はありますが、年度をまたいだ事業実施もあるため、極端に額が大きい場合や急増している場合などを除き精算はいたしておりません。

○ 八番（吉富英三郎君） 補助金を出した場合は、その担当課で補助金の方の検査といたしますか、そういうのをまずして、そして最終的には監査委員の方でその書類を当然監査すると思うわけなのですけれども、基本的に日々の仕事に追われて忙しい担当課の職員さんが、またその上に数字の専門家でもない。言っては悪いけれども数字の専門家でもない職員だけに、検査内容にはやはり限界があるのではないか、このように思うわけなのです。監査委員は、市が補助金等を支出している場合は、名目または形式のいかんを問わず、実質的財政援助を行っている限り監査の対象とすることができるとなっていると思うのですけれども、これが間違いはないかどうか、監査委員。

○ 監査事務局長（石川弦太郎君） 監査については、可能と思っております。（「もう一回」と呼ぶ者あり）

お答えいたします。監査できるということでございます。

○ 八番（吉富英三郎君） そうですね、監査はできるわけですね。ですから、確かに監査事務局には職員の数も少ないですし、多くの補助金を出している対象がありますから、年度ごとにそれを一遍にやるということは当然不可能であると思っております。しかしながら、これは年度を区切りながら、例えば今年度は商工会議所、次年度は観光協会、その次はホテル観光業界というように年度ごとに踏み込んで、これは別に今言った三団体に限るわけではありませんけれども、そういう部分で数字の専門家である監査委員がその監査をするということはあるのかどうか、そのことをお伺いします。

○ 監査事務局長（石川弦太郎君） お答えいたします。

地方自治法第九十九条第七項によりまして、監査委員は必要があると認めるとき、または普通地方公共団体の長の要求があった場合につきましては、出納その他の事務の執行で当該財政援助団体にかかわるものを監査できると規定されておりますので監査は可能と

考えておりますが、財政援助の形態や対象経費の範囲の問題がありまして、どこまでできるか難しい面もあろうかと思われませんが、できるということでございます。

○八番（吉富英三郎君） 地方自治法の百九十九条及び市長ですね、地方公共団体の長が必要であると認めるときには監査はできるというふうなお話であります。ですから、先ほど声なき団体でない人たちに対しては補助金等が出ないけれども、ある程度団体という名前がつけば補助金が出るという中で、やはり市長としても、市長にはたしか地方自治法百五十七条では、要するに市、要するに区域内の総合調整を図り指揮監督ができるというのが、たしか市長権限の中であるはずです。ですから、監査ができるどうのこうのという前に、百五十七条においては、そういう金額的なものは別としてでも別府市の総合的發展というものを考えた中で、市長としては総合的調整を図ることができるというふうになっております。さらに民法の三十四条により設立された公益法人においても、その具体的活動が公共的活動に及ぶ限りにおいては、本条における公共団体等に含まれるということで、これも判例として公益団体も市長として、そういうふうな中では指導・助言も要するにできるわけなのですね。ですから、単に市長があとはどのような別府市をつくっていくのかということに対して、そういうものがあれば市長はやはり堂々と意見を言いながら、当然補助金という金額にかかわることではないわけですが、別府市全体のことを考えた発言というのは、今後もぜひやっていただきたいと思うわけなのです。

それから、繰越金をゼロにすることは、事業を継続する場合は当然不可能であるわけなのですけれども、財政状況が厳しい中、やはり総事業費に対する負担割合というものなどにより精算すべきと考えるわけですが、その点についてはどのようにお考えですか。

○財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

現在、当初予算編成における補助金の見直しの中で繰越金の発生している団体への補助額については、一定の削減を図る方向で検討を進めております。

○八番（吉富英三郎君） ぜひとも、その方向でやっていただきたいと思うわけなのです。冒頭にも申し上げましたけれども、地方団体の追求する行政目的というのは、住民福祉の増進にあるわけで、歳入の減少が駆け足でやってきている中、またこういう経済状況や少子・高齢化に歯どめがかからない現状というものを考えたとき、歳出面の抑制は当然であると思うわけです。そういう中で地域経済の発展とか税源の育成というもの、そういうものを市長としてはやはり市全体の幸せのために考えていかなければならない、私はやっぱりそのように思っております。その中でやはり私は、新たな財源を確保しない限り、この別府市の行政が行っているサービスが、もう現状維持すら難しいような状況に陥っている中で、イズミが……、失礼しました、株式会社イズミがですね、この進出問題については賛否両論が確かにあると思いますけれども、私は新たに生ずる財源というものを考えたとき、その場合は、そしてその財源で観光の育成とか中心市街地の活性化というものを行

たい、そういうことを考えたとき、私は、株式会社イズミがいいとか悪いというのは別として、やはり市長はこの別府市を思う心考えたときには当然のことである。別府市の税収がこれだけ落ち込んでいる中で、市長はやはり別府市のことを一番に考えなければならない。そのために財源が何かないかといって、血眼でやはり一生懸命頭を使って考えてあげる。ですから、そういう中で何かないかなと考えたときに、この楠港の跡地の問題がある。株式会社イズミがいい、悪いは別として、やはり新たな財源問題ということ考えたときには、私はやはり市長が一生懸命頑張っているなという姿はわかるわけなのです。

収支全体を見通した政策方針というものは、やはり今後十分市民や関係団体に認識してもらおう努力というものが、当然市長にはしていただかなければならない。またいろいろなところからの要望は要望として伺うことは必要でしょう。しかしながら、財源というものが別府温泉のお湯のごとくどんどんわいてくるというようなことがないということも、やはりこれはしっかり一般市民の方々にも伝えていく必要があるわけなのです。要するに行政が行う仕事というのは、家庭に直結するものというのが多いわけですね、やはり。ごみ問題にしたって何にしたって、やっぱりどうしても行政になるところが多い。そういう中でやはり一番耳を傾けなければならないのは、主婦であり、御婦人あたりであろう、このように思っております。だから、そういう中では大きな声より小さな声、近くの声よりも遠くの声、そしていつもの声よりも時々ぼつりと言うような発言する声、こういう生の声を本来は聞くことが重要なのです。こういう生の声を聞いていかなければ、やはり行政というのはやっていけない。なかなか団体とか組織に属してない人たちというのは、声を発する勇気もない。だからやはりそういうことを考えたときには、いろんなところでいろいろ言う人もいるでしょうけれども、全体的な声というものはやはりよく執行部の方々も地域に当然住んでいるわけですから、そういう中で声を聞く必要はやっぱりある、必要があるし、そういう耳を持っていただかなければならない、このように思っております。

最後に、今後の行財政改革、財政再生の推進に当たっては、難題が山積しているということは十分理解しておりますけれども、ぜひ市長、助役、そして収入役が一生懸命協議を重ねながら力強くこの難題にぶつかって邁進していただきたい、このように思っておりますけれども、市長はどのようにお考えですか。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

貴重な御指摘をいただきまして、ありがとうございます。私は、別府市が、別府市民が将来どういうものを望んでいるのか、行政に何を望んでいるのか、このことが基本で「市民の目線」と言いました。一番難しい選択をしたと思っています。市民の目線は百人百人が違います。その意見をまとめていく、この民主主義というのは本当に難しいなという思いを持っています。

そこで、今御提言のあった声なき声、そっとぼつりつぶやく声、本当に大事にしたいと

思います。そういう意味でこれから別府市がどうあるべきかという視点で、議員の御指摘のとおり市民への十分な説明というのは大切である、不可欠であるというふうに私も考えていますし、私の政治姿勢が一貫してこのことを貫き通しているわけでございます。その上で賛否両論、いろいろ議論をしていただく。その中で苦しみ、悩みますが、これは別府のために苦しんでいるのだ、必ず光を見出してみせる、この思いで頑張っていきたいと思っております。議論をしていただいた後、最終的な判断をしてみたいと考えております。

さらにまた補助金の問題、財政の問題で大変な御指摘もいただきました。財政問題を考えるときに、何とかして別府の危機的財政状況を救わなくてはならない、立て直さなくてはならないという思いでございまして、従来どおりのサービス提供にこだわらず、私は厚くするもの、縮減、廃止するもの等すべての事業にわたり見直しを図っていききたい、このように考えています。

○八番（吉富英三郎君） ぜひそのような強い決意を持って邁進していただきたい、このように思っております。

では続きまして、春木苑の問題についてちょっと説明をしていただきたいと思います。

十一月二日と十二日に私の住んでおります春木川校区で、二度にわたり三町ずつ、「市長と語る会」のようなものがありました。二回とも出席させていただいたのですけれども、その中でやはりこの春木苑の問題というのが出ておりました。さきの市長のときには、正式表明ではありませんが、自治会長に対しては、近い将来移転をするよというような話が実はできていたということ。これは市長、この前、参加されて、自治会長の方からそのお話を伺ったと思っております。

そこで、春木苑のし尿処理場の件について質問するわけなのですけれども、このし尿処理場春木苑、九州で何番目に古い施設ですか。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

し尿処理場春木苑は、昭和四十四年九月の操業で、九州管内八県の二百二施設を調査した結果、八番目に古い施設です。

○八番（吉富英三郎君） 八番目に古い施設ということなのですけれども、では、一番古い施設はいつ操業していて、それはどこの市ですか。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

昭和四十年に操業しております。これは三市町村あるのですが、鹿児島県の国分と名瀬市、それから……、もう一件は忘れまして。（笑声）

○八番（吉富英三郎君） それはしょうがないでしょうけれども、これだけ老朽化した施設でありながら、中央浄化センターへの移転とか現有地での建てかえ等を含めた計画があるのかないのか、それをお伺いします。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

昨年十二月議会で議員より同趣旨の質問がございましたが、中央浄化センターへのし尿処理施設の移転については、もろもろの問題がありますので、現時点では場所の決定には至っておりません。

○八番（吉富英三郎君） もろもろの理由があるということですが、どのような移転の困難な理由があるのか、その説明をお願いします。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

主な理由は、四点ぐらいあるかと思われま。まず一点目でございますが、ミックス事業については、下水道の認可区域内の処理し尿と浄化槽汚泥は、事業体制でございますけれども、認可区域外につきましては対象外となるため、移転に伴う事業についてはすべて市の単独事業となり、多額の事業費が必要になるのではないかと考えられます。

二点目でございますが、仮に中央浄化センター内にし尿処理施設を設置することは、目的外施設となり、補助金等にかかわる予算執行の適正化に関する法律に抵触することになるため、中央浄化センター建設時の補助金の返還も考えられます。

三点目でございますが、希釈水の確保が困難であり、多額の事業費がまた必要になるということでございます。

四点目につきましては、中央浄化センター建設時に地元住民との間で締結したバキューム車の乗り入れ禁止などを定めた覚書の存在があります。以上かと思われま。

○八番（吉富英三郎君） 今四つのこと、主な理由を伺ったわけですが、一番目の理由がちょっと、「ミックス事業」とかというのが……ちょっと後でまた説明をしていただきたいと思いますが、二つ目が要するに中央浄化センターに移した場合は目的が国交省の関係のものに環境省のものが行くというのが目的外使用ということになるから、埋め立てのときにした補助金を返さなければいけないかもしれないということだと思っておりますが、それと三つ目が、し尿を下水道に投入するにしても希釈水、要するに薄めなければいけないので水の問題があるということですね。四つ目が、要するにバキュームカーの乗り入れを地元との禁止という条項を入れているということだと今理解しましたが、一番目の「ミックス事業」ということ、それと下水道の認可区域内と下水道の認可区域外というのを、ここをもうちょっと説明してくれませんか。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

「ミックス事業」につきましては、正式名称が「汚水処理施設共同整備事業」という名称でございます。

下水道の認可区域内というのは、下水道の方で、国の方で認可をもらっている区域内、今でいえば調整区域以外の区域になろうかと思われま。その認可区域内では事業対象となるのですけれども、それ以外のし尿もしくは浄化槽汚泥がありますので、その分の投入の施設はできないということでございます。

○八番（吉富英三郎君） もう一つ教えてほしいことがあるのですけれども、現在の春木苑の一日当たりの処理量、これをちょっと教えてほしいのですけれども、生し尿と汚泥、浄化槽汚泥というのがあると思うのですけれども、この処理、一日当たりどれぐらいの処理をしているのかを教えてください。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

平成十五年度決算でございますが、一日生し尿と浄化槽の汚泥をトータルしまして、平均で九十四・五九キロリットルでございます。

○八番（吉富英三郎君） 合わせて九十四・九五リットル、一日当たりですね、処理をしているということですね、わかりました。

冒頭申し上げました、これが移転できるというような話が最初あったわけなのですが、移転するといっても、今の春木苑のあの規模で、亀川にある中央浄化槽施設に移るというのであれば、三十億か四十億はかかるぐらいでしょうけれども、そこに持っていくことができないといえ、新たな土地を確保して、また、移転するとした場合ですよ、すれば当然新たな土地というものを見つけてからするわけですから、とても三十億ぐらいでは済まない話であろう、このように理解するわけなのですけれども、では、建てかえの場合ですね、今ある施設を建てかえの場合にはどれぐらいの金額がかかるのですか。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

処理方法によって建設費が変わるのですけれども、おおむね二十億から三十億だと試算しております。

○八番（吉富英三郎君） 二十億から三十億という金額が必要ということですね、建てかえれば。では、施設の更新というのは、いつごろ実施するのですか。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

時期については未定であります。議員さんが御指摘のように老朽化した施設でもあり、更新時期になってはいますが、大変厳しい財政状況でもありますので、市の基本方針としましては、できるだけ現在の施設の延命化を図りたいと考えております。

なお、来年度、春木苑の精密機能検査を実施するための予算要求をしており、その検査結果に基づき改修工事計画を考えているところでございます。

○八番（吉富英三郎君） 毎年何千万かの修理費が、春木苑の方には出されているわけですね。やはり住民からもおいがもれているとかいろいろな話もありますし、それもあるのですけれども、何年か何千万かの修理費、さらにはそこには職員がおります。その職員の給与もやはり合計すれば何千万かになるかと思うわけなのですけれども、春木苑にかかる職員、当然汚泥と生し尿というふうになるわけですから、春木苑にかかる職員は現在何名で、それにかかる人件費はどれぐらいかかっているのですか。それを教えてください。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

人員でございますが、総人数で十一名でございます。正規職員が十名で嘱託職員が一名でございます。人件費でございますが、十五年度決算で七千七百九十五万二千元でございます。

○八番（吉富英三郎君） わかりました。人員が十一名、そのうち一名は嘱託、十名が正規職員で、年間が七千七百九十五万ほどかかっているということですね。ですから、いわば一人頭七百万ぐらいの金額がやはりかかっているのだということですね。わかりました。

では、ちょっと下水道課長にお伺いしますけれども、終末処理場ですかね、中央浄化センターというのですか、一日当たりの処理能力、そして現在一日当たり処理はどれぐらいしているのか。それを教えてください。

○下水道課長（酒井栄寿君） 現有処理能力は六万トンでございます、一日平均。（発言する者あり）現有能力は六万トンでございます、一日。現在の流入水量につきましては、四万五千トンとなっております。約二五％程度でございます。（発言する者あり）余力は二五％ぐらいあります。

○八番（吉富英三郎君） 今、春木苑の問題について種々ちょっと尋ねたわけなのですが、まず移転が難しい理由というのが、補助事業にならない。要するに多額の事業費がかかるということ。これに関しては今、春木苑の人員を聞きました。十一名、人件費が七千七百九十五万ということ。

実はこのミックス事業に関しては、大分市が平成十四年度から始めておりますね。当然、御存じだと思います。この大分市の大洲園処理場、もとは三十一名の職員がおりまして、現在はこれを、三十一名おったのをミックス事業に要するに変えているわけですね、これを。それによって職員数が九名、二十二名の職員が減員されております。この工事は二十億ほどかかると言われていたのが、競争入札の関係で十五億を切って十四億八千三百三十万二千元という金額でこの事業ができております。ですから、職員が三分の一ぐらいに減って、この職員の減った分で年間約一億五千万の経費の節約ができています。すなわち十年たてばもうこの建設費、確かに補助金はゼロです。しかし、十年たてばペイできて、さらに十一年後からは反対に言えば一億五千万ずつ黒字が出るということになるわけですね。そういう理解ができると思います。これに関しては約三キロ、中央最終処理センターまで大分市もパイプで輸送しているわけですが、その三キロのうちの一・三キロが自前のパイプ、残りの一・七キロが下水道管に直結しているということで、大分市さんも国交省との折衝には大変苦労したと。だから、しかしこれもやはり熱意であるよというふうに伺いました。ね、助役。こういうことですよ、一人助役でも大丈夫かという話は。何度も足を運んで国交省との折衝をしながらの問題をクリアしたということです。

白杵市さん、今工事を実はしております、し尿処理の。白杵市の場合は、処理能力がし

尿が一日当たり十五キロリットルの、浄化槽汚泥が一日当たり三十キロリットルという処理施設を今つくっている最中で、来年の四月一日からこれが稼働いたします。建設費五億三千万円、現行の職員四名が、これができ上がったときはゼロ。そしてすべてを民間委託に切りかえるということで、一名もおればいいのではないかという話をしておりました。一般持ち出しと起債で、この五億三千万円の事業をしているわけです。ここも当然一番の、先ほど課長がおっしゃったように補助金対象にならないから大変だということですが、ここも補助金は確かにゼロですけれども、一般持ち出しと起債でこの五億三千万を出している。答えとしては、職員の減少分の経費で十分これも償還できるという話でした。しかもこの場合は、現在はし尿処理汚泥をある一カ所に集めて、それを船に積んで岬の先まで船で送って、その船から今度岬の方にある終末処理場の方でポンプアップして、そこで処理しているということなのです。ですから、現在の職員は四名ですけれども、それに今度は運搬する船の実契約もしている分があるから、四名だけではなくて実際にはそういう人たちの経費も要するに削減できるから十分これができるという。さらに、これは下水道の最終処理施設の横にこのミックス事業の施設を建てております、現在建設中です。施設自体はどこにあるかということ、大分県の持っている緑地です。ですから、ここでも県が最初「うん」と言わなかった。もう大変な苦勞をした。しかし、その折衝のおかげで占用借地ですか、ということで施設があるまではずっと無償で大分県のこの緑地が借りられるということです。だから、助役、ここでも一人助役でいいのか。こういうふうな話なのです。一生懸命やはり市のためにこういう折衝を行っていく中で、向こうも折れて、では、もう大分県の土地だけでも無償で、施設があるまではずっと占有で使って結構ですよという許可を取り立てておる、こういうことですね。

ですから先ほど言いました、課長が言った一番の事業費が多額であると言うけれども、この金額も大分市でさえ十五億しかかかってない、このミックス事業ですれば。処理能力は、大分市の場合は何ぼだったですかね、大分あったですね、三百二十三キロリットル、一日の処理量が。ですから、先ほど別府市で聞いたらわずか九十四・九五キロリットルですから、三分の一で済むということなのです。だから施設としても、こんな十五億もかからない。七億か八億ぐらいで十分やっていけるのではないかという思いがいたします。

それから、補助金の返還も考えられるということですが、これも先ほど言いましたように市長、助役が国にでも一生懸命足を運ぶことによってクリアできないかといったら、私はできる可能性だってあると思っております。

三つ目、ある程度希釈等の前処理が必要なため、この除外施設が必要で、水の確保が大変だという課長、三つ目の問題を言いました。白杵市、今つくっております。この施設、浄化槽、下水道処理施設の隣にあります。下水道課長ちょっとお伺いしますが、処理された水はどのような水で海に流しているのですか。きれいな水なのか汚い水かということで

結構ですけれども、どうですか。

○下水道課長（酒井栄寿君） お答えいたします。

きれいな水でございます。

○八番（吉富英三郎君） そうですね、やはり海に流すわけですから、汚い水ではおかし
いわけです。白杵市が今つくっております施設は、下水道処理された水を循環させて、生
し尿等の希釈に使っているわけですよ、循環させているわけです。そして生し尿を薄くす
る。だから、先ほど清掃課長が言っておりました三つ目の問題、水の確保が困難というこ
とですけれども、あの施設に、今ある亀川の施設にこの施設をつくって水がないというこ
とにはならない。今はもう水が、下水道処理された水を使えば全く問題ないわけなのです。
だからそういう意味でもこれは実際に移転しても、それはしようと思えばできるというこ
と。

だけれども四番目の問題、これがやっぱり一番問題ですね。地元との取り決めがあるか
らできないのだということです。だからこれをクリアしない限りは無理だということであ
れば、今建っているところに春木苑のその施設を縮小するというとも考える。大分市も白
杵市もすべて規模的には三分の一から四分の一――今ある施設の――の大きさでできる。
私も施設を大分市の分を見せていただきました。バキュームカーが着くと扉ががあとあ
きます。その中にバキュームカーが入ると、後ろの扉が閉まる。後ろの扉が閉まると、中
にある扉が今度は開いて、また車が入る、バキュームカーが。そして完全に入ると二
枚目の扉が閉まる。要するにバキュームカーの入る施設は、外の空気と一切遮断された状
態で投入されるということなのです。しかもその施設は、ずっと空気を吸い続けるよう
になっているのです。それを生物処理と活性炭処理された空気として、きれいなおいのな
い空気にして天井から出している、そういう施設です。白杵もそういう施設になる。にお
いが一番気をつけたというふうに言っておりました。

ですから、今ある施設がなぜ苦情が出るかと言えば、直接パイプが出るようにバキュー
ムカーのパイプをぼんと差し込むようになっているわけですね。ですから、やはりにおい
も出たりもするでしょう。だけど、そういうふうなことが、今の技術においてはもうない
わけですから、しかも敷地も三分の一ぐらいで済む、金額も三分の一ぐらいで済むとい
うことなので、もし移転ができないというのであれば、三分の一ぐらいの施設で建てかえる
ことも私は十分可能ではないか、このように市長、思うわけですよ。

ですから、そういうことをよく考えていただいて、どうしても移転が無理というのであ
れば、地元の声を聞いていただくという中で、補助金が出ないというけれども、その分は
十分職員を減することによって補助金の分をカバーできるのだということ。だからそう
いうこともありますので、水の問題は、移転しなければもう水に関しては隣は春木川です
から、幾らでもきれいな水が取れるわけですから、水の問題もないわけです。ですから、な

おかつ国道十号線には太いパイプが、下水道パイプが浜脇から亀川までつながっているわけです。坂道なんかは、わざわざポンプアップしてまで向こうに持っていっているわけですから。ところが春木苑と十号線であれば高低差が五十メートル近くありますから、何もしなくてもそのままずっと下に落とせる。そういうことまで考えてぜひとも内部の方で協議をしていただきたい、このように要望いたしまして、私の質問を終わります。

○六番（萩野忠好君） 本日の最後の一般質問をさせていただきますが、私は一番議員と違ひまして、いつも午後三時以降の時間が多くありました。くじ運が悪いのでしょうかけれども、まあ、頑張っただけありますので、どうぞもう少しの時間、よろしくをお願いします。

本年は災害の年でありましたので、まず災害時における別府市の取り組みについて質問をさせていただきます。まことに恐縮には存じますが、少し前置きを述べながらさせていただきますと思います。

二〇〇四年もあと残すところ二十四日となりました。ことしの一年を振り返ってみますと、国内はもとより海外においても大きな災害や事件、事故などで安定した生活が送れずに終わろうとしています。長引く地域紛争、誘拐、オレオレ詐欺、残酷な子供に関する殺人事件など、大変困った一年でありました。加えて日本列島は地震と台風によって大きな被害が生じ、いまだ復興されていません。災害はいつ起こるかわかりません。本年の主な地震については、十月二十三日午後五時五十六分、新潟県を中心とした新潟県中越地震が発生、規模はマグニチュード六・八、川口町では震度七を記録しております。死者四十人、負傷者二千八百六十九人、家屋の被害は六万五千五百四十九棟、多くの人々が学校やテントなどで避難生活となり、いまだに仮設住宅などに避難している人は約六千四百人います。また先月末、十一月二十九日、今度は北海道東部・根室付近で地震が発生し、マグニチュード七・一、震度五強、十四人重軽傷。これは幸いにして死者はありませんでしたが、一時的に一万三千世帯に避難命令がありました。昨日も北海道東部、同じところの近く、震度五強、マグニチュード七でした。

過去、私たちの記憶に残る大きな地震は、平成七年一月十七日午前五時四十六分発生の阪神・淡路の大地震であります。マグニチュード七・二、震度七を記録、死者六千四百三十人、負傷者四万三千七百七十三人、家屋の被害は五十一万七千六百九十二棟が倒壊しました。また火災も至るところに発生し、何かまるで空爆された戦場の跡地のような姿がテレビで映し出されました。私は、その時ちょうど寝ていたのですけれども、小さな揺れを感じたことをいまだに覚えております。その後、神戸の復興時に私も商店街や菅原市場などを見学しましたが、災害のつめ跡は大きく、本当に前の神戸と様変わりして見えました。

過去、大分県においても一九七五年、昭和五十年四月二十一日未明、庄内町を中心に地震が発生、マグニチュード六・四、震度四でありました。これは大分県の中部地震です。

直下型地震のために、「どん」と突き上がるような地震ということで、くじゅうレイクサイドホテルの一階部分が倒壊、これも私は見に行きました。昔から言い伝えているように、「一番怖いのは地震・雷・火事・おやじ」というのがよくわかりました。

私がこのように前置きを述べたのは、人間は自分のところだけは大丈夫という観念があります。災害は他人事ではありません。のど元過ぎれば忘れてしまうことが多いので、過去の地震について申し上げたのであります。肝に銘じる思いで申し上げましたけれども、別府市の地下には火山帯がありますので、必ず起きるのではないかと心配をいたしております。

それから、ことしはさらに台風が例年の二倍、八回も日本列島を直撃し、これによって家屋、農作物、森林などに被害があり、特に野菜類の値上がりがまだ続いております。本市においても家屋、倒木、田畑の損害、地域での冠水、土砂崩れなど被害が出ております。昨日の議会で先輩の首藤議員さんより指摘がありましたが、被害総額は市で全部把握できていないようですが、かなりの金額になろうかと思っております。地球もおかしくなりました。地球は、温暖化現象によって台風、地震が今後ふえてくるのではないのでしょうか。したがって、別府市も十分な対応を常に考え準備し、訓練をすることが必要であります。

そこで、本題に入りますけれども、初歩的なことから災害に対して質問します。

午前中、田中議員さんが質問しましたので、同じ質問もありましたが、なるべくダブることのないように質問させていただきますので、よろしくをお願いします。

まず、地震発生時や大型台風が本市に接近した場合、被害が発生してから行政は組織的にどのように対応していくのか、お伺いします。

○議長（清成宣明君） 休憩いたします。

午後五時 十分 休憩

午後五時二十九分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

○環境安全課長（宮津健一君） 行政の対応につきまして、お答えをさせていただきます。

地震のときと風水害では異なりますが、地震のときは震度四で準備態勢、震度五弱以上の場合、またあるいは局地的に被害の発生するおそれがある場合は、庁議を開きまして災害対策本部を設置いたします。台風などの風水害の場合は、暴風や大雨等の警報が発令された場合は準備態勢に入ります。また県や気象情報をもとに状況に応じて庁議を開催し、災害対策本部を設置いたします。なお、被害の拡大のおそれがまだ続くようであれば、第一次要員、第二次要員、第三次要員ということで一般の職員にも出勤の命令が出るようになっております。この際、消防、警察、県とも連絡を密にして対応を行います。

○六番（萩野忠好君） 次に、その災害対策本部が設置されてから被害状況の把握はどのようにしているのでしょうか。例えば、パトロールをしたり自治会や関係機関との連絡は

どのようにしているのでしょうか。

○環境安全課長（宮津健一君） 被害状況につきましては、消防また地元の消防団、自治会長、警察等から逐次情報が入ってまいります。それらの情報を各対策部の方に流しまして、それぞれ対策部の方で対応するようになっております。

○消防署長（安部 明君） お答えいたします。

消防本部では、市の災害対策本部が設置された時点で、非番に当たります職員の非常招集を行い、本署及び各出張所に配置いたしております。被害の状況によりまして管轄職員を現場へ派遣し、土のう積み等の作業を行い、被害の軽減に努めるとともに、山間部及び災害危険箇所のパトロール、さらには高潮に対する警戒のため海岸線のパトロールを実施いたしております。

○六番（萩野忠好君） 避難場所として公園とか、あるいは学校、地区公民館などと思えますけれども、果たして自分はどの避難場所かということは、市民が本当に全員知っているのかどうかと思います。特にマンションや、あるいは転入者、そういう人たちにはどのように知らせているのか、これが心配になるわけです。毎年市報かチラシなどで災害に対する心構えをやはり避難場所とか、あるいはPRによってしておく方がよいと思えますけれども、お考えがあれば教えてください。

○環境安全課長（宮津健一君） お答えをいたします。

避難場所につきましては、毎年市報を通じて周知をいたしておりますが、平成十五年度につきましては、市内地図に避難場所を記載したものを各自治会の方に配布をいたしております。また、今年度につきましては、現在防災マップを作成中でございます。全戸に配布をする予定でございます。また午前中の答弁でもありましたが、英語版も作成をするようになっております。（発言する者あり）

すみません。また転入者等のことですが、市民課とか各出張所の方に防災マップを置くように考えております。

○消防署長（安部 明君） お答えいたします。

避難場所の周知については、自主防災会で行っている訓練時、あるいはマンション、アパート、学校等の避難訓練や消防訓練等の機会に、指導の際に避難方法、避難場所、それから携行品等について周知いたしております。

○六番（萩野忠好君） 次に、各種災害対策マニュアルに基づき、訓練はどのようにして取り組んでおりますか。行政側の手順や市民とのやっぱり連携がうまくいかなければ被害も大きくなりますし、人命にもかかわります。百四十六町内あるわけですから、そのうち何町内が今まで訓練を実施しているのか、また訓練等についてどのようにしているのか、伺います。

○環境安全課長（宮津健一君） 防災訓練につきましては、毎年図上訓練や実践訓練を実

施しております。この訓練の中に、市民の参加も取り入れながら実施をしております。ちなみに今年度につきましては、十一月十三日土曜日でしたが、地震津波対策防災訓練を実施いたしました。内容は、図上訓練と実践訓練を両方行いました。特に実践訓練におきましては、津波対策ということで地元の自治会の協力を仰ぎながら避難訓練を実施しております。また避難場所になりました境川小学校におきましては、実際に負傷者の救急救護訓練、また初期消火としてバケツリレーの訓練等も行っております。今後も自主防災会の協力を得ながら毎年実施をしていきたいというふうに考えております。

○消防署第三中隊長（中尾忠人君） お答えいたします。

各自主防災会の訓練につきましては、自主防災会が合同で行ったり単独で行ったものを含めると、百四十六町のうち百町の自主防災会で実施されております。

○六番（萩野忠好君） 次に、自分ひとりで動きにくい体の人がいる施設についての避難ですけれども、例えば災害弱者を収容する病院それから高齢者施設、障害者施設などについてはどのような訓練を行っているのでしょうか。また学校におきましても、どのような避難訓練を行っているのか、伺います。

○消防本部予防課長（伊南重伸君） お答えをいたします。

病院、高齢者施設、障害者施設等につきましては、消防法に基づき年二回以上の避難訓練や、また地震・火災時等を想定しました消防訓練を実施しております。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

各学校では地震や火災、さらには不審者対策としてそれぞれマニュアルを作成し、万が一の場合を想定して避難訓練を実施し、幼児・児童・生徒の安全確保に努めております。幼稚園と小学校では学期に一回、年間三回、中学校は年間二回避難訓練を実施しております。

○六番（萩野忠好君） 災害は、いつ発生するかわかりません。発生したら行政と市民が迅速に対応して、被害を最小限にとどめるよう協力することが大切であります。

次に、災害に対する取り組みについて、行っているものもあれば、今後順次計画的に準備していかなければならないこともあると思いますが、そこで現況と今後の取り組みについて次に伺います。

避難場所になっている学校、地区公民館の耐震については大丈夫でしょうか。

○教育委員会次長（杉田 浩君） 学校施設は災害時の避難場所、拠点となっているところから、平成八年度より一校に一棟は安全な施設を確保ということで、毎年一棟を耐震補強と兼ねて大規模改造工事を行ってきました。現在まで小学校で七棟、中学校で五棟の合わせて十二棟で、十六年度も中部中学校中教室棟を行いました。今後も関係課と協議しながら年次計画を立てて実施していきたいと考えております。

なお、地区公民館等につきましては、昭和五十七年以降に建築されました西部地区、中

部地区、南部地区、朝日・大平山地区公民館におきましては、耐震建築がなされております。昭和五十六年以前に建築されました北部地区公民館と中央公民館につきましては、今後関係課と協議しながら協議をしていきたいと考えております。

○六番（萩野忠好君） 次に、もう午前中、十六番議員さんが質問しましたので備蓄品については省きますけれども、ただ食べ物関係の中で保存期間を教えてください。そしてまた保存期間が過ぎれば、どのようにしているのでしょうか。

○社会福祉課長（田仲良行君） お答えします。

食料備蓄品の保存期間でございます。保存年限は乾パンが五年、粉ミルクが一年半となっておりますが、保存年限に達したものは即時廃棄処分をいたします。また廃棄処分での不足数量につきましては、乾パン五千缶、それから粉ミルク六十缶を常時備蓄するように補充計画をしているところでございます。

○六番（萩野忠好君） 新潟県の中越地震で土砂崩れ現場で九十三時間ぶりに奇跡的に救出されました皆川ゆうたちゃん、当時は二歳でしたけれども、この救出作業で中心的役割を果たしたのが、東京の消防庁にありますハイパーレスキュー隊ということでテレビで映し出されましたけれども、あのような設備や器具が別府に備わっているのか、どうですか。それから、ある程度の器具がなくても、これからそろえなければならないということがあると思うのですけれども、今どのようにお考えでしょうか。

○消防署長（安部 明君） お答えいたします。

平成七年一月十七日に発生しました阪神・淡路大震災の教訓から、迅速な人命救助など消防に対する機動力の向上が求められました。そこで創設されたのが、東京消防庁のハイパーレスキュー隊であります。装備については特殊車両、大型の特殊車両や科学の先端をいく救助資機材などがそろっております。本市においても現在、計画的に救助資機材の整備を図っているところでございます。

○六番（萩野忠好君） 今お聞きしましたが、別府市の災害に対しての対応や訓練などについては、ある程度は安心はしました。しかし、まだ今後においてはそういういろんな準備あるいは取り組み、訓練などは続けていかなければならないことは言うまでもありません。特に災害発生時から見ますと、さきの新潟中越地震などでは、非常に消防署員の活躍が目を見張るものがありました。災害が発生しますと、第一線で働くのが消防署員であります。そういうことで火災においても消防署員が行っているいろいろな食いとめるわけですが、特にそういう救出時については消防署員の大きな力と活躍が期待されるわけがあります。

昨年におきまして、この議会でいろいろと審議、議論がありましたが、消防職員の人員の問題。少ないと、こういう災害に対して本当の活躍や対応ができないと思います。そういうことで、今後そういう人員の確保、また装備品の充実を図っていくことが大事と考

えます。これから十分な予算計画を立てていただきましてしていかなければ、別府は観光地であります。観光客にとっても、あるいは市民にとっても人命にかかわる大きな問題ですから、今後においてはぜひ財政それから人事、環境安全課などで災害に対して十分な予算と、そして適切な人員配置ができるようお願いして、この項を終わります。

次に、別府市の機構改革について伺います。

今回、行財政改革の推進に当たり、私も六月議会で質問しましたが、別府市の機構改革もあわせてやるべきだと申しました。早速やっていくとのことと、その部分は喜んでおりますけれども、別府市も別府市の行政も本気で改善すべきところはやっていくという決意が少しずつ出てきたことは、大変よいことだと思っております。今回の機構改革は第一弾で、平成十九年度をめどに改めて機構改革を行うとの説明を、先般の総務文教の調査会で受けましたが、今回対象になっていない福祉関係などの部署についてどう考えているのでしょうか、お聞きいたします。

○財政課参事（中尾 薫君） お答えいたします。

今回の機構改革につきましては、議員御指摘のとおり平成十七年度、平成十九年度を目標とした二段階の方式でやるように考えているところでございます。といたしますのは、行政改革大綱に基づく組織機構の見直しでございますが、今後の十六年から二十年度の五年間の計画でございますが、今後の五年間は、もうすでに御承知のとおり日本全体が人口減社会に向かう、また二〇〇七年度には単独世帯の方が子供のいる世帯より多くなるというふうに、世帯構造そのものが大きく変わると言われております。かなり前の二次の行政改革大綱でございますが、かなりもう大きな変革の時期が始まったなというふうな感じがしているところでございます。そのような中での機構改革でございますが、機構は御存じのとおり部や課を別々にしたり一緒にしたりということでは、なかなか動きません。それにはそこを形づくる風土や職員意識、そういうものが相まって機能していくものだというふうに考えているところでございます。その観点からは大きな変革に耐え得るためには、そういう組織、風土、現行のシステム自体も見直す必要がある。そのためには現在の予算、人事システム、そういうものも含めて見直す機関が必要だろうということが第一点でございます。

第二点目は、先ほどもお話をさせていただきましたが、現在、国の方で三位一体の改革、社会保障制度、それから保険制度、あらゆるものが議論の渦中にありますが、残念ながらはっきりした方向性がまだわからないような状況であるという点でございます。

第三点目には、別府市の状況を見ますと、財政状況、人員状況も含めて、財政状況は再生プランで出させていただいておりますが、十六、十七年度までは一定の水準で行けるだろう、十八、十九とだんだん厳しくなる。職員構造を見ますと、日本全体一緒にござい

ます。

そこら辺を考えて、二回の機構改革の見直しをやる方がいいのではないかというふうに考えたわけでございます。そのため、今回は従来の機能のかなめ、支えでもありました人事、予算、そういうものを扱っている部であります総務部、企画財政部、それから市長公室のいわゆるスタッフ系の部門の再編成と統合を柱とし、また市政の柱としての観光再生への機構改革を行ったところでございます。平成十九年度に目指しています組織形態は、各部が一定の人事、予算、組織編成権等を自分で管理執行しながら市民ニーズに自己決定、自己責任で自立的に対応できる組織でございまして、別府型の事業部制度と呼んでおりますが、そのような形の組織を目指しているところでございます。

今回、組織機構の改革の見直しの対象となっていないほかの部署につきましては、先ほど申しましたような国の状況等を踏まえながら、各部で今から、来年から段階的に事業部制移行についてのいろいろな仕組みを実施していくように考えておりますので、そこら辺を踏まえながら市民ニーズの把握、将来予測等を自立的に考えながら、平成十九年度には大きなというのですか、一定の組織機構改革の見直しを実施したい、そういうふうに考えている次第でございます。

○六番（萩野忠好君） 考え方は、わかりました。本来は一回でやる方が効率的であるということは、十分認識しておいてください。今後については、確かに国、地方を通じて財政状況が大変厳しい。そしてまた団塊の世代がやめて、その数だけが採用できないことは当たり前ですから、今のままの仕組みや、あるいは方法では、行政の運営はできないことはもう目に見えています。その意味からも、以前にも話しましたが、今後の再編の際には部や課を大きくまとめていき、人数の効率化を図らなければならないことは明白と思いますが、そこらあたりはどうでしょうか。

○財政課参事（中尾 薫君） 御指摘のとおり国を含んで財政的にも社会構造的にも非常に逼迫した状況になっております。特に別府市では――先ほども言いましたが――平成十九年度から毎年度団塊の世代の退職時期でございまして、六十数名以上の方が数年間にわたってやめていくという状況でございまして、そのやめた分だけの職員数のなかなか採用が今難しいという状況の中では、課や部を大きなくくりとして整理していくことが必要だというふうに認識しています。

○六番（萩野忠好君） 部、課、係をまとめていけば、特に係の人数も減らすことができます。課内全員で与えられた仕事をだれでもできるように民間方式にすれば、職員数はまだまだ減少できると思います。まことに僭越ですけれども、私が観光協会在職中は、五人で観光宣伝あるいは祭りなどの準備・実施に携わってまいりました。皆さんがやる気を出せばそういうことは少なくともできるようになると思いますので、そのようなことを今後とも考えていただきたいのですが、いかがですか。

○財政課参事（中尾 薫君） お答えいたします。

先ほども申しましたが、平成十九年度を目途に事業部制移行を目指しております。現在の課主導というのですか、課主義から部主義にしていこうというふうな観点でございます。現在、市役所の事務分掌、だれが何を、どの課が何を、というのは、係単位で決められております。これを事業部制移行までに大きく課単位として事務分掌を大きくするというふうなことも意識改革の一つとして考えて検討しているところでございます。

○六番（萩野忠好君） 次に、ちょっと今回の機構改革の中で「ONSEN・ツーリズム局」が設置されようとしています。私自体、知人に聞いても、「ツーリズム」という言葉さえ知らない人が多いのです。私も今回の質問においても観光関係や市民の方に「『ONSEN・ツーリズム』と、よくあなたたちはわかりますか」ということを申し上げましたが、大体僕も三十人近く聞いたのですけれども、わかっている人は二人しかいませんでした。そういうことで、例えば観光のことを聞きたいとか、あるいは何かパンフレットなどが欲しいと市役所に来て、看板を見ても「ツーリズム局」ということで書いていても、よくわからないのではないかと私は思うのであります。このように横文字がひとり歩きしていきますと、何となくよいような呼称、呼ぶことが思われるのですけれども、どうも新聞の読書欄を見ても、「横文字を使わないようにしてほしい」とか、そういう投書が過去何回もありました。日本語の、私はやっぱりわかりやすい呼称を使う方が取りつきやすいと思うのですが、どういうふうに思いますか。

○財政課参事（中尾 薫君） お答えいたします。

さきの別府市観光戦略会議の答申において、まち全体の魅力アップが観光振興につながるという観点から「ONSEN・ツーリズム」への戦略転換等の趣旨からいろいろな御提言をいただいているところでございます。また御存じかと思いますが、大分県の観光協会も、これから目指すべき新しい観光のあり方を意味する言葉として「ツーリズム」を用いるとして組織名称を、仮称でございますが、「大分ツーリズム推進機構」と改称するというふうに新聞報道されております。

御承知のとおり「ツーリズム」は、従来の観光が物見遊山や観光施設等を中心にした狭義の定義で使用されていること等から、従来の観光、医療、教育などあらゆるものを含んだ総合産業として、またまちづくりとの連携、そこに住む生活者の視点を大切にした切り口として用いられているというふうに認識しています。別府市におきましても、その「ツーリズム」を別府型としての固有の文化であります温泉を、そしてその温泉を世界の共通語にしたいという気持ちから「ONSEN・ツーリズム」を施策の柱として行っていくべく、今回名称として使用しようとするものでございます。

「ツーリズム」の言葉につきましては、最近の報道ではたびたび使用されておりますし、いろいろな機会でも普及に努めているところでございます。今後ともまちづくり、全課い

ろいろいろかわっていくわけですから、まちの人たちとのいろいろな協働の形、またいろいろな話し合いの中でもそれ一つ一つが「ツーリズム」の施策につながるのだというふうなことを、全課で一緒になって周知方に努めていきたいというふうに考えてございます。また、「観光」という名称につきましては、従来のもものもございますので、部としては「観光経済部」、また局内には「観光まちづくり」として「観光」という言葉を用いるようにしているところでございます。

○六番（萩野忠好君） 今まで、別府は観光立市でありましたから、観光については長年観光課でいろいろしてまいったと思います。そしてほかの市を見ますと、「企画観光課」あるいは「産業観光課」、そういう名称を使っているところもあります。私は、この別府が「観光課」という名称がどうもちょっと消えていくような気持ちがして寂しい気がしますし、また「温泉課」においても、日本では最初にできた「温泉課」ということを聞いておりますし、何か別府の観光立市からイメージが消えていくような気がしてなりません。「ONSEN・ツーリズム」ということで格好だけが先走りしないように、そういうことは十分考えていただきたいと思います。

これ以上議論をしても、私との感じ方の違いもありますので、かみ合わないかなという気がします。しかし、今後の組織機構改革に当たっては、呼称は市民がわかりやすいことを優先していただきまして、ぜひその点はよろしくお願ひしたいと思います。先ほど野口議員からも横文字、片仮名語はわかりやすいようにするというこの意見もありましたので、あわせてよろしくお願ひをいたします。

それから、いずれにせよ組織機構改革は今までより違った施策展開をしようとしているわけですから、前にも言いましたけれども、例えば観光課はハードな面を主体とし、観光協会はソフト面を担当する。同じ事業をしなければ行政の人員も削減可能だと思います。そのあたりはよく関係機関との協議やすみ分けをしてほしいと思いますけれども、どのように考えているのですか。

○財政課参事（中尾 薫君） お答えいたします。

業務の効率化の点からも、また新たな「ツーリズム」という施策展開の観点からも、従来の部分をどう整理し、どう今後展開していくかという観点で、観光協会、特に観光課と観光協会の協議というのは欠かせないものであるというふうに考えております。そういう観点で観光課の方も、現在観光協会と協議を進めているというふうに聞いております。

○六番（萩野忠好君） 行財政改革を進めるときに、官と民とのすみ分け、それから協働態勢が欠かせないものだと考えておりますし、また協議を進めているとのことでもありますけれども、その内容については、やはり新年度予算なりでこれから反映されていくと思いますので、あえて本日はお聞きはしません。今後の機構改革でも関係団体との協議は大切なものですから、十分その点を考えていただきたいと思います。

平成十九年度に機構改革が終わるということでもありますから、さらに官と民とがすみ分けをうまくしていただきまして、行政改革の委託事業などがしっかり進んで、係等も整理されて、そして人も減っていく、そういうようなしっかりとした行政運営ができることを期待致しております。そのためにも議会も今、議会改革をやっていきますし、行政もすべての事務事業をもう一度見直していただき、きょうから始めて十九年度にはしっかりしたものを示すようにしてくれるものということで、お願いをしておきます。逆転の発想で思い切った機構改革をするように頑張ってください。この項を終わります。

次に、別府市の各事業評価についてお尋ねします。

別府市の第二次行政改革大綱にあるように、行政評価システムの導入については、これまでも何人かの議員さんが、この議場でその必要性を問い続けてきました。現在の取り組み状況はどうなっているのか、伺います。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

平成十五年の七月の調査でございますけれども、行政評価を導入している自治体は、都道府県や政令都市ではすでに一〇〇%の導入ということでございますが、市町村ではまだ一三%の導入ということになっております。しかし、最近の新聞とかマスコミ報道を読みますと、三重県を除きまして、導入後に有効にこの評価システムが活用されているところはまだまだ少ない、その評価を報告するためだけの書類の作成や、評価に対する関心が薄いという実態が出てきているという報告、それから行政評価は、行革や財政改善のための手段として考えられておりますけれども、最終的には行政内部と市民側の外部からの成果重視の評価でないとだめですよというような、導入の価値も今のところ言われているというような状況になっております。私どもも行政評価の導入についての必要性は認識しておりますけれども、このあたりを考慮しながら、今年度は行政評価の導入セミナーの参加とか関係機関からの御指導を受けたり、システムを導入した先進地からのデータ、こういうような収集をやって調査・検討を行っているという状況であります。

○六番（萩野忠好君） 次に、行政評価にはいろいろな評価の方法があると聞いていますけれども、具体的にはどのようなものがあるか教えてください。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

まず評価の対象となるものに政策評価それから施策評価、それから事業評価という三つの分かれ方、それから評価時期によりますと、事前評価、事中評価、事後評価という形になるかというふうに思っています。

○六番（萩野忠好君） 私は、行政評価はまず事業評価を対象として事後評価することから始まって、それを継続させることで評価データを蓄積すること、そしてそれが事前評価にもつながるようになると思っております。

そこで、現在、事業の成果とか、あるいは進捗状況などを評価しているものはどのよう

なものがあるか、教えていただけませんか。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

現在は決算委員会の資料として作成しております「決算にかかる主要な施策の成果に関する説明書」の中に「施策の成果」というような評価を記載する欄があります。その中によって、各課の内部評価を行っております。平成十五年度の「成果に関する説明書」では、三十五課、全百五十八事業の主要施策についての成果や進捗状況についての説明をしております。説明書は、四つの内容に分類されておまして、一に事業費の説明では、予算額、決算額、翌年度の繰越額、不用額及び決算額の財源内訳というような記載、それから二に事務事業の内容の説明、三に事務事業の執行状況の説明、四に施策の成果で、決算額、執行状況から見ました成果を記載しております。これらはいずれも各担当課が、主要施策についての決算データという形の中から成果として評価をしております。

○六番（萩野忠好君） 成果に関する説明書を市がつくられていることで、私もちょっと見させていただきました。しかし、市の職員さんは理解できると思いますけれども、どうも私は一般的にわかりにくい事業評価ではないかと思いました。例えば、この事業の進捗率はどのくらいで評価しているかということは、点数であらわしていただくと非常にわかりやすいと思います。例えば百事業があって、そのうちの八十点が何件、あるいは六十点が何件というように、具体的に市民にわかりやすいスタイルにさせていただくと非常にわかりやすいと思います。そしてまた市報などにもそういうことを掲載して、広く市民に訴える方が、市の事業はどのようなことをしているということがよくわかると思うのですが、その辺はお考えはいかがですか。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

市民へ広く行政の説明責任をやるということは、最も重要な事項というふうに感じております。それが最終的には効率的で質の高い行政の実現、さらには成果重視の行政への転換につながるというふうに思っております。全体的な行政評価のシステムの導入は、十七年度にシステムを構築する予定であります。それから十八年度には運用開始のスケジュールというような形で今予定を組んでおりますけれども、議員御指摘の点数制という部分についても、今後改良できるものについては順次改良していきたいというふうに思っています。

○六番（萩野忠好君） それでは、もう最後の質問といたしますが、市長ひとつ考えていただきたいのですけれども、それぞれの課で一年間の反省と評価をしていただくわけですが、事業の評価が上がってよかった、そういう課については、ぜひ市長から表彰制度を設けてもらって、「頑張ったな」ということを課の方にすれば、そうすれば職員も旺盛なやる気でやってくると思うのですけれども、その辺を今後考えていただきたく、きょうは提案をしておきます。

まだあと時間が十三分ありますけれども、次の質問が十三分では終わりませんので次回に回させていただきますして、きょうは、これにて私の質問を終わらせていただきます。どうも最後まで御苦労さまでした。ありがとうございました。

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

次の本会議は、明日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後六時 九分 散会